

令和2年9月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(ワ)第7号 政務活動費返還履行請求事件

口頭弁論終結日 令和2年3月24日

判 決

5 当事者の表示 別紙1・当事者目録に記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第1 請求

- 1 被告は、別紙2の「会派」欄に記載された者に対し、対応する同別紙「請求金額」欄に記載された金員及びこれに対する平成29年9月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

15 第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、権利能力なき社団である原告が、平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。以下、特に断らない限り同様。）当時、栃木県議会（以下「県議会」という。）議員らにより構成される会派であった別紙2「会派」欄記載の各会派（①とちぎ自民党議員会、②民主市民クラブ・以下「相手方ら」という。）が同年度に栃木県から交付された政務活動費に関しその一部（人件費）を用途基準に反して違法に支出しているから、これを被告に返還すべきところ、被告がかかる相手方らに対する不当利得返還請求権の行使を違法に怠っていると主張して、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、相手方らに対して別紙2「請求金額」欄記載の各金員（不当利得金・とちぎ自民党議員会につき4634万592

3円、民主市民クラブにつき897万3300円)の返還及びこれに対する本訴状送達の日(翌日)から支払済みまで民法704条前段所定の利息の支払を請求するよう求めた住民訴訟である。

2 関係法令等の定め

5 (1) 地方自治法(以下「法」という。)は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができ、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法は、
10 条例で定めなければならないとし(法100条14項)、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するもの(法100条15項)」と定めている。

15 なお、平成24年法律第72号による法の改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に改められ、その交付目的についても、上記のとおり「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」とされ、議長は、その政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとされた(法100条16項)。

20 (2) 上記の法の定めを受けて、「栃木県政務活動費の交付に関する条例」(以下「本件条例」という。甲7)は、政務活動費等について、大要、以下のとおり規定している。

ア 政務活動費は、県議会における会派に交付し、その月額は1人当たり30万円に会派所属議員の数を乗じて得た額とする(本件条例2条、3条1項)。

25 イ 政務活動費の交付の対象となる経費は、会派(その所属議員を含む。)による調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、各種会議の開催等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増

進を図るために必要な活動に要する経費とし、下記の本件条例「別表」に定めるものに充てることができるものとする（本件条例8条・以下これを「使途基準」という。）。

記

- 5 調査研究費 会派による県の事務，地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）又は調査委託に要する経費（資料印刷費，委託費，文書通信費，交通費，宿泊費等）
- 研修費 1 会派による研修会，講演会等の開催（他の団体等との共同開催の場合を含む。）に要する経費（会場費，機材借上費，講師謝金，会費，文書通信費，交通費，宿泊費等）
- 10 2 他の団体等が開催する研修会，講演会等（当該会派との共同開催によるものを除く。）への会派又はその職員の参加に要する経費（研修参加費，文書通信費，交通費，宿泊費等）
- 15 広聴広報費 会派による県政に関する広聴広報活動に要する経費（広報紙・報告書等印刷費，委託費，文書通信費，交通費等）
- 要請陳情等活動費 会派による要請陳情，住民相談等の活動に要する経費（資料印刷費，文書通信費，交通費，宿泊費等）
- 会議費 1 会派による各種会議，住民相談会等の開催（他の団体等との共同開催の場合を含む。）に要する経費（会場費，機材借上費，講師謝金，資料印刷費，文書通信費，交通費等）
- 20 2 他の団体等が開催する各種会議（当該会派との共同開催によるものを除く。）への会派又はその職員の参加に要する経費（会議参加費，文書通信費，交通費，宿泊費等）
- 25 資料作成費 会派による活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷・

製本代，委託費，原稿料等)

資料購入費 会派による活動に必要な図書，資料等の購入，利用等に要する経費（書籍購入代，新聞雑誌購読料，有料データベース利用料等)

5 事務費 会派による活動に係る事務の遂行に要する経費(事務用品・備品・消耗品購入費，備品維持費，文書通信費等)

人件費 会派による活動を補助する職員の雇用に要する経費(給料，手当，社会保険料，賃金等)

10 ウ 会派の代表者は，その年度における(ア)会派名，(イ)交付を受けた政務活動費の総額，(ウ)政務活動費による支出の総額及びその内訳等を記載した収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に，当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えて，その年度の末日の翌日から起算して30日以内に，これを議長に提出しなければならない（本件条例9条1項）。

15 エ 知事は，会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から，当該会派がその年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余があるときは，当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる（本件条例11条）。

20 (3) 平成25年4月に栃木県議会によって作成された栃木県政務活動費マニュアル（以下「本件マニュアル」という。甲8）のうち，本件に関連する調査研究活動及び使途基準は，別紙3・本件マニュアル関連部分掲記のとおりである。

3 前提事実（括弧内に証拠等を記載した事実以外は争いがない。）

(1) 当事者等

25 ア 原告は，地方公共団体等の不正及び不当な行為を監視是正することを目的として結成された栃木県内に事務所を有する法人格のない社団である。

イ 被告は、栃木県知事であり、法242条の2第1項4号にいう普通地方公共団体である栃木県の執行機関である。

ウ 被告補助参加人らは、県議会における会派である。

5 以下、被告補助参加人としぎ自民党議員会は「としぎ自民党」、被告補助参加人民主市民クラブ（従前の名称である民進党・無所属クラブを含む〔平成30年5月14日会派名変更〕。）は「民主市民クラブ」と略記する。

10 (2) 県は、本件条例に基づき、平成27年度の政務活動費として、別紙2の「会派」欄記載の各会派（相手方ら）に対し、同「交付金額」欄記載の金員を交付した。

(3) 住民監査請求の前置

15 原告は、平成29年5月31日、栃木県監査委員に対し、被告補助参加人らに違法な公金の支出があったとして、被告に対し被告補助参加人らの当該支出により栃木県が被った損害を填補するために必要な措置を講じるよう勧告することを求め、住民監査請求を行った。

栃木県監査委員は、同年8月10日、いずれの請求にも理由がないとして、原告による措置請求を棄却する旨の通知をした。（甲4）

20 原告は、同月8日、本件訴えを提起し、本件訴えに係る訴状は同年9月29日、被告へ送達された。

4 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 争点の確定

25 ア 上記2(2)のとおり、本件条例は、政務活動費につき、個別・具体的な用途を特定した上で政務活動費を交付すべきものとは定めず、年度ごとに、一定額を交付した上、収支報告を行うこととし、その返還に関して当該年度における交付額に残余がある場合にはこれを返還しなければならない旨規定している。このことからすると、本件条例に基づいて交付された政務

活動費について、その収支報告書上の支出の一部が使途基準に適合せず、
ないしは実際に存在しないものであっても、当該年度において、収支報告
書上の支出の総額から実際には存在しないもの及び使途基準に適合しない
ものの額を控除した額が、政務活動費の交付額を下回ることとならない場
合には、当該政務活動費の交付を受けた会派は栃木県に対して不当利得返
還義務を負わないものというべきである（最高裁平成30年11月16日
第二小法廷判決・民集72巻6号993頁参照）。

5

イ そうすると、当該政務活動費の交付を受けた会派に対する栃木県の不当
利得返還請求権は、当該収支報告書上の支出の一部が使途基準に適合せず、
ないしは実際に存在しないものであること（①法律上の原因の欠如と②利
得の発生）に加え、「当該年度において収支報告書上の支出の総額（①額）
から『実際には存在しないもの及び使途基準に適合しないもの』の額（②
額）を控除した額（＝A額）が、政務活動費の交付額（B額）を下回る」
こと（③損失の発生と④利得との因果関係の存在）により発生するものと
解するのが相当である。

10

15

ウ この点、上記3(2)によれば、平成27年度における相手方らの各収支報
告書上の支出の総額（①額）は、いずれも栃木県が同年度の政務活動費と
して相手方らに交付した各金額（B額）と一致している。そうすると、上
記各支出額（①額）の中に①使途基準に適合しないものないしは②実際に
存在しないものがある場合には、その額（②額）を控除した後の残額（A
額）は、当然、当該会派に対する政務活動費の交付額（B額）を下回り、
栃木県の当該会派に対する不当利得返還請求権が発生することになるから、
結局、本件訴訟の争点は、「各会派（相手方ら）に所属する議員らの本件各
支出に、使途基準に違反するものがあるか、また、あるとしてその額はい
くらか」という点にある。

20

25

以下、上記争点に対する各当事者及び補助参加人らの主張を整理する。

なお、証拠として提出されている各「雇用契約書」(丙A2ないし54, 丙B2の1ないし同7の2)を「本件各雇用契約書」、各「政務活動業務勤務本件各実績表等・領収書」(甲9)及び「政務活動業務補助・臨時雇用職員出勤簿」(丙B8の1の1ないし1.1, 同8の2の1ないし10, 同10の2)を併せて、以下単に「本件各実績表等」という。

5

(2) 本件使途基準違反に関する当事者の主張について

【原告の主張】

ア 支出された経費が政務活動費への充当が認められるか否かの判断基準は、以下のとおりである。

10

(ア) 会派の政務活動についての具体的な実施計画が作成されていること
(イ) 分担して行う場合、会派は議員やグループが分担する政務活動を明示すること

(ウ) 分担して行った議員やグループは、会派に対し政務活動報告書を提出すること

15

(エ) 本件条例別表及びマニュアル記載の使途基準に合致し、かつ法の趣旨に反しない支出であること

(オ) 会派の政務活動のための支出であること。個人の活動や他の政治活動等にも関係する経費については、厳格に峻別し、明らかとなる資料を付して政務活動費に必要な支出であること及びその割合を明らかにすること

20

イ 以上の判断基準を前提とすると、平成27年度の相手方作成の各収支報告書上の各支出のうち、別紙4・とちぎ自民党主張整理表及び別紙5・民主市民クラブ主張整理表記載の各人件費(以下「本件各人件費」という。)に係る支出(以下「本件各支出」という。)は、同各主張整理表の「原告の主張」欄に記載のとおり、いずれも使途基準に適合せず違法である。そして、本件各支出は、上記判断基準に照らし明らかに違法な支出であるから、

25

被告補助参加人らは悪意の受益者（民法704条）として、民法所定の年5分の利息を付し、これを返還すべきである。

ウ 以下、原告の本件各支出の用途基準違反に関する主張について補足する。

5 (ア) 各会派に共通する主張について

a 具体的な実施計画と分担の定めが存在しないこと

各会派の政務活動に関する実施計画については提出されておらず、具体的な実施計画及び分担についての定めは存在しないものというべきである。そうすると、このような実施計画がないまま職員に政務活動の補助作業をさせることは、政務活動費の支出として違法である。

10

b 領収書（本件各実績表等）が黒塗りされていること等

本件各実績表等のうち人件費に関する領収書については、領収者名が黒塗りされているため、誰に対して支払ったのか、真実支払がなされたのか確認することができない。加えて、源泉徴収義務者であり徴収義務が発生しているにもかかわらず、源泉税が納付された形跡がないことも合わせ考慮すると、政務活動費として人件費が支払われた事実は認められないものというべきである。

15

c 提出された本件各雇用契約書が事後的に作成されたものであって信用できないこと

相手方らは人件費の支出の根拠資料として雇用契約書を提出している。しかし、①ほとんど雇用契約は平成27年4月1日を契約日とされているところ、同年4月3日告示、同月12日開票の栃木県議会議員選挙が実施されており、このような状況下において上記雇用契約を締結することは困難であるし、仮に、雇用契約が締結されたとしても、実質的には選挙運動など政務活動以外の業務に被用者を従事させていた可能性が大きく、また、②提出された雇用契約書の書式は同じもの

25

が使用されていること、当然記載されていなければならない事項が記載されておらず、とりわけ休憩時間の記載がないことに照らすと、相手方らが提出した雇用契約書は、証拠として提出するために事後的に作成したものである。

5

d 按分割合等について

議員は日常的に議会活動の基礎となる調査研究活動以外の政治活動も行っているものであり、政務活動に関わる業務のみを行っていたものとは考えられず、政務活動に関わる業務とそれ以外の業務とを峻別し、それに従い按分されなければならないから、提出されている毎日の勤務時間と政務活動業務の時間を記すべき本件各実績表等において、政務活動業務の時間の記載がないものは全て違法というべきであるし、仮に、これを事実上やむを得ないものとして許容するとしても、政務活動に係る時間割合は5割を超えないものというべきであるから、5割を超える按分をしている部分は違法である。

10

15

e 政務活動業務時間について

政務活動は会派において計画に基づき分担してなされるものであるから、分担した活動内容や、議員が自ら政務活動を行うか人を雇って行うかで多少は異なるものの、月あたり100時間を超える時間を政務活動業務に費やすことは考えられないから、同時間を超える部分は違法というべきである。

20

(イ) 各会派に係る主張

a とちぎ自民党について

(a) とちぎ自民党から提出された契約書は、その内容からみて明らかに政務活動に当たらないものが含まれている（例えば、若林和雄議員：事務一般〔丙A16〕、一般事務及び運転〔丙A45〕、

25

神谷幸伸議員：パート〔丙A37〕)。

(b) 増山敬之議員の12月分の人件費の支出(6324番)につき、本件各実績表等のうち同月16日分の業務内容欄が空欄であるから、政務活動関連業務に従事したか明らかでない(甲9-21・321頁)。

b 民主市民クラブについて

民主市民クラブから、各議員に係る雇用契約書が提出されているが、山田みやこ議員については、雇用契約書がなく全額につき違法といわざるを得ない。

10 【被告及び被告補助参加人の主張】

ア 本件各支出は、別紙4・とちぎ自民党主張整理表及び別紙5・民主市民クラブ主張整理表の各「被告・参加人の主張」欄に記載のとおり、いずれも使途基準に適合しており「違法」ではない。

イ 原告の上記主張に係る「判断基準」は、本件マニュアルに沿わないものであり、原告独自の見解である。

原告は、具体的な実施計画と分担の定めがないとして、支出が違法であると主張するが、本件マニュアルの定めるところにより各会派が作成することになっている政務活動実施計画は、本件条例12条に規定する収支報告書などの閲覧又は写しの交付により開示されることは制度上予定されていない。そのため、その開示がないことは政務活動費の支出が違法になることをうかがわせるものではない。

また、原告は、人件費に係る主張のうち、「領収者が黒塗りされている」、「源泉税が納付された形跡がない」と主張している。しかし、当該「黒塗り」は、原告が本件条例12条2項ないし同条4項により写しの交付を受けるに当たって、同条4項の規定に基づき、領収者である個人の氏名部分を栃木県議会情報公開条例7条(甲8・41頁以下)に規定

する非開示情報（同条2号の個人情報）として除外するために施されたものである。また、人件費に係る領収書は、当該職員などに対して支払われた給与などの金額を証明するためのものであって、源泉所得税の徴収・納付の事実を証明するためのものでないから、領収書に源泉税の納付に関する記載がないからといって、そのことは、上記徴収・納付の事実がないことをうかがわせるものではない。領収書写しに「黒塗り」が施されていることや、そこに源泉所得税に関する記載がないことをもって、人件費の支払がなかったことをうかがわせる事実とは到底いえない。

10 第3 当裁判所の判断

1 判断枠組み

(1) 前記第2の4(1)のとおり、本件各支出に用途基準違反がある場合、当該支出を行った議員が所属する会派は、栃木県から交付された政務活動費を「法律上の原因」なく利得したことになり、当該会派は栃木県に対し不当利得返還義務を負う。そこで、上記「法律上の原因」がないことにつき主張・立証責任を負う原告は、用途基準に違反することを基礎付ける事実（請求原因事実）として、どのような事実を主張し立証する必要があるかが問題となる。

(2) 法100条14項、15項の規定による政務活動費の制度は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せて政務活動費の用途の透明性を確保しようとしたものである（最高裁判所平成25年1月25日第二小法廷判決・集民243号11頁、同平成22年4月12日第二小法廷決定・集民234号1頁参照）。そして、この趣旨を受けて、栃木県においては、本件条例及び本件マニュアルにおいて、政務活動費の交付に関する手続について定めた上、本件用途基準を定め政務活動費の用途の在り方を規制するとともに、その透明性確

保の観点から本件使途基準を解釈，適用するに当たってその具体的な意味内容を明らかにするための資料として，本件条例を制定した県議会において本件マニュアルを策定しているが，その一方で，地方自治体の政策形成に関する政務活動は広範な分野にわたるものであり，その内容や手法も様々なものが考えられ，その政務活動による成果の有無も長期的・総体的な視点によらなければ検証することのできない性質のものであることを合わせ考慮すると，当該支出は，本件条例8条所定の政務活動費と合理的関連性を有するものであれば，それで足りるものというべきである。

5

10

このような観点からいうと，本件使途基準違反を争う原告は，請求原因として，本件各支出と本件条例8条所定の政務活動費が合理的関連性を欠如すること，すなわち，「使途基準適合性を争う支出を特定した上，当該支出が本件使途基準に違反することを推認ないし根拠付けるに足りる一般的外形的事実の存在」を主張・立証することが求められ，かかる事実が主張，立証された場合には，被告（地方公共団体）ないし被告補助参加人（当該支出をした会派）において，上記推認を妨げ，ないしは上記不適合評価を障害する事実を主張・立証しない限り，当該政務活動費の支出は，使途基準に適合しない違法な支出に該当し，当該会派は「法律上の原因」なく政務活動費を利得したものと解するのが相当である（なお，以上の要件事実の構成は，不当利得の返還請求訴訟において「法律上の原因」がないことを請求原因と解する判例の立場を前提としている。）。

15

20

なお，上記法理の適用につき補足すると，本件マニュアルは，飽くまで本件条例所定の使途基準を適正に解釈，適用するための一資料にとどまり，それ自体は法規範ないしは法的な判断枠組みを提示するものではない。本件マニュアルの規定ないし文言に形式的に抵触するからといって，直ちに当該支出が本件使途基準に違反することにはならない。本件使途基

25

準に違反するか否かは、飽くまで、政務活動費を法的に規制する本件条例
8条の趣旨・目的を踏まえ、本件マニュアルの規定内容を参酌しつつも、
証拠として提出された雇用契約書及び実績表等の記載の意味内容を俯瞰
し、これを有機的かつ合理的に解釈することにより、当該費用の支出が明
5 らかに本件条例8条所定の政務活動費と合理的関連性を欠如するか否か
という観点から判定すべき問題であって、提出された書証等の個々の記載文
言それ自体の曖昧さを殊更強調し、本件用途基準違反の有無を判定する手
法は、当裁判所の採用するところではない。

2 そこで以下、まず、原告は、本件各支出（人件費）について、「本件用途基準
10 に違反することを推認ないし根拠付けるに足りる一般的外形的事実の存在」を
主張しているか否かについて検討する。

(1) 前提として本件各支出（人件費）に対する本件用途基準及び本件マニユ
アル上の規制について概観する。

すなわち、本件用途基準及び本件マニュアルは、政務活動費の対象となる
政務活動とは、会派が計画した会派（その所属議員を含む。）による調査研
15 究、研修、広聴広報、要請陳情、各種会議の開催など県政の課題及び県民の
意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために
必要な活動をいうものとされ、したがって、被告から交付された政務活動費
は、会派として実施する政務活動を具体的に決定した上、会派の政務活動を
20 会派に所属する議員が分担して行う場合に限り、これを個々の議員が実施す
る政務活動に充当することができる。

ところで、本件訴訟で問題とされている「人件費」は、かかる会派の政務
活動に要する「経費」の一つであって、前記第2の2(2)イのとおり「会派に
よる活動を補助する職員の雇用に要する経費（給料、手当、社会保険料、賃
25 金等）」をいうものとされる。

ここで、「人件費」は、調査研究活動の他、その他の各種活動に要した時間

を含めた総時間に対する調査研究活動に要した時間の割合等によって原則2分の1を上限として経費を按分し、調査研究活動に要した経費相当額のみを政務活動費から支出する。

そして、この「按分割合」は、雇用する職員の勤務について実績表等を作成して、政務活動に係る業務の比率を求めること（具体的には、按分割合を、調査研究業務（A%）とそれ以外の活動（B%）の和で、調査研究業務（A%）を除する）とし、合理的な説明が困難な場合、すなわち、活動内容として政務活動と政党活動・後援会活動等が混在する場合は、2分の1を上限として按分割合を定める。

5
10
15
20

(2) ところで、原告は、請求原因すなわち本件各支出（本件各人件費）の使途基準違反を根拠付ける事実として、別紙4・とちぎ自民党主張整理表（番号6004(番号1)～番号6522(番号519)）及び別紙5・民主市民クラブ主張整理表（番号1049(番号520)～番号1213(番号684)）の各「原告の主張」欄に記載の事実を主張しているところ（上記番号1～同684は番号1からの通し番号）、その言わんとするところは、要するに、「本件各雇用契約書、本件各実績表等は、その記載内容からみて、いずれも本件訴訟の提起後後付け的に作成、提出された疑いが濃厚である上、仮にそうではないとしても本件各支出の有無や金額、按分割合について真実を記載したものではない疑いが強く、いずれも本件使途基準に適合していないことを強くうかがわせる事実が記載されている」というものである。

25

そこで検討すると、本件各雇用契約書は、いずれも雇用に関する意思表示を記載した「処分証書」であって、しかも、その成立の真正それ自体には特に争いはないのであるから、特別の事情が認められない限り、本件各雇用契約の記載内容に基づき、別紙4・とちぎ自民党主張整理表及び別紙5・民主市民クラブ主張整理表の各「契約書上の契約内容」欄記載の各事

実が認められる。また、本件各実績表等はいずれも当該会派がその業務（政務活動等）の遂行過程において作成した「重要な報告文書」であつて、しかも、その成立の真正それ自体に争いが無いのであるから、特別の事情が認められない限り、本件各実績表等に基づき、別紙4・とちぎ自民党主張整理表及び別紙5・民主市民クラブ主張整理表の各「実績表上の記載内容」欄に記載の各事実（業務実績等）が認められる。

そうすると、原告において、本件各支出の用途基準違反を主張する前提として本件各雇用契約書及び本件各実績表等の記載内容を争うのであれば、上記特別の事情、あるいは、その記載内容それ自体が本件条例8条所定の政務活動と合理的関連性を明らかに欠くことを主張、立証する必要があるものと解されるから、原告が請求原因として主張すべき「本件用途基準違反を推認させ、又は根拠付ける一般的外形的事実」は、本件各雇用契約書等の記載それ自体に単なる抽象的ないし仮定的な疑義を生じさせる程度のものでは足りず、少なくとも、原告は、本件各雇用契約書及び本件各実績表等の記載内容に反する上記特別の事情、あるいは、明らかに本件条例8条所定の政務活動との合理的関連性を欠くこと（以下これらを「上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実」という。）をうかがわせる一般的外形的事実を具体的に主張する必要があるものというべきである。

そこで以上の観点に基づき、原告の上記一連の主張について検討を加える。

(3) 原告の主張のうち各会派に共通してみられる主張事実について

ア 具体的な実施計画と分担の定めが存在しないこと

上記の点につき原告は、前記第2の4(2)【原告の主張】ウ(ア)aのとおり主張する。

しかし、被告又は被告補助参加人らが証拠として具体的な実施計画を提

出しないからといって、そのことは直ちに上記実施計画と分担の定めが存在していないことを推認させるものではなく、ましてや本件各雇用契約書や本件各実績表等の記載内容に合理的な疑義を生じさせるような筋合いのものではない。

5 そうすると、原告の上記主張は、上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実を摘示するものではなく、本件用途基準違反を推認又は根拠付ける一般的外形的事実には当たらないものというべきである（ちなみに、民主市民クラブは政務活動実施計画を提出している。丙B1）。

10 イ 領収書（本件各実績表等）が黒塗りにされていること等について

 上記の点につき原告は、前記第2の4(2)【原告の主張】ウ(ア)bのとおり主張する。

 しかし、本件各実績表等（領収書）における上記黒塗りは、飽くまで原告が情報公開請求において、それらの写しの交付を受けるに当たって、非開示情報を除外、抹消するために施されたものであるから、本件各実績表等（領収書）に黒塗りが存在しているからといって直ちに当該領収者に対して人件費が支払われていないとの合理的な疑いを生じさせるものではなく、ましてや、本件各実績表等の目的等からみて、その記載中に源泉税が納付された形跡がないからといって人件費の支払について合理的な疑いを生じさせるものではない。そうすると、原告の上記主張は、上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実を摘示するものではなく、本件用途基準違反を推認又は根拠付ける一般的外形的事実には当たらないものというべきである

 ウ 本件各雇用契約書は事後的に作成されたものである疑いが強いこと

25 原告は、上記第2の4(2)【原告の主張】ウ(ア)cのとおり主張するが、しかし、そこで主張されている各事情（①②）は、飽くまで原告の憶測

ないし推測の域を出るものではなく、個々のにはもとより全体としても本件各雇用契約書が事後的に作成された文書であるとの合理的な疑いを生じさせるようなものではないから、原告の上記主張は、上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実を摘示するものではなく、本件使途基準違反を推認又は根拠付ける一般的外形的

5

エ 按分割合（2分の1）等に疑義があること

上記の点について原告は、前記第2の4(2)【原告の主張】ウ(ア)dのとおり主張するが、かかる原告の主張は、飽くまで原告の独自の見解を前提とするものであって、上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実を摘示するものではなく、本件使途基準違反を推認又は根拠付ける一般的外形的事実には当たらないものというべきである。

10

オ 政務活動業務時間等に疑義があること

上記の点について原告は、前記第2の4(2)【原告の主張】ウ(ア)eのとおり主張するが、その個々の業務内容を検討することなく、単に資料収集等の補助業務に要した時間の合計が月当たり100時間を超えているなどといった抽象的な理由によって、本件各実績表等の記載が虚偽であるとの合理的な疑いが生じるものということとはできないから、原告の上記主張は、上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実を摘示するものではなく、本件使途基準違反を推認又は根拠付ける一般的外形的事実には当たらないものというべきである。

15

20

(4) とちぎ自民党に所属する議員の人件費の支出について

ア 各費目に共通してみられる主張事実

(ア) 原告は、上記主張事実として、大要、①本件各実績表等には政務活動時間数の記載がないこと、②按分率の根拠が不明であること、③何らの根拠が示されないまま、月によって按分率が異なる者が存在すること、

25

④何らの根拠がなく、月によって勤務時間の増減があること、⑤毎月の政務活動従事時間が多く、政務活動に費やす時間としては過剰であること、⑥本件各実績表等の記載では、「資料整理」、「資料作成」又は「資料収集」の他に、「…行政」という記載のみしかされておらず、当該活動は政務活動でない疑いがあること、⑦給与の一部に本件マニュアルの上限額（年間180万円・甲8）に合わせて減額されているものがあること、⑧とちぎ自民党は、政務活動従事職員として2名を雇用し、資料整理のみを行わせていることになるが、そのために月額20万円及び15万円の給料が支払われることは通常考え難いこと（通し番号483～506番）、⑨とちぎ自民党の人件費は4598万0947円に上っており、このように多額になることは考えられないこと、⑩社会保険料の支払につき、政務活動との関連性が何ら明らかにされていないから、政務活動費での充当は許されないこと（通し番号507～519番）などを主張する。

(イ) 原告の主張①（勤務時間中の政務活動時間数の記載がないこと）について

確かに、本件各実績表等の「勤務時間数」欄には勤務時間数の記載があり、「うち政務活動業務時間数」欄は空欄である。しかし、本件各実績表等の各日の「政務活動業務内容」欄に政務活動に関する業務の内容が記載されている日については政務活動に関する業務に従事し、それが記載されていない日は、その余の業務に従事したものとみることも十分に可能であるから（政務活動関連業務従事日数を勤務日数全体で除して按分割合を算出している議員については、特にそれが当てはまる。）、本件各実績表等上の「うち政務活動業務時間数」欄が空欄であることは、それだけでは直ちに上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実を摘示するものではなく、本件用途基準違反を推

認又は根拠付ける一般的外形的事実には当たらないものというべきである。

(ウ) 原告の上記主張②（按分率の根拠が不明であること）について

5 確かに、按分率の根拠が不明であるとしても、本件使途基準や本件マニュアルにおいては、個々の支出（人件費）につきその按分の根拠を具体的に示すことまでは要求されていないのであるから、その根拠が不明というだけでは直ちに上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実を摘示するものとはいえず、本件使途基準違反を推認又は根拠付ける一般的外形的事実には当たらないものというべきである。

10 (エ) 原告の上記主張③（何らの根拠なく月により按分率が異なる者がいること）及び④（何らの根拠なく月により勤務時間の増減があること）について

15 確かに、本件各実績表等を検討すると、何らの根拠が示されないまま月によって按分率が異なる者が存在したり、あるいは月によって勤務時間の増減があることは事実である。しかし、当該月の業務の内容・量等が異なれば、按分率及び勤務時間も月によって変動することは当然あり得ることであるから、月によって按分率及び勤務時間が異なるとしても、それだけでは直ちに上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実を摘示するものとはいえず、本件使途基準違反を推認又は根拠付ける一般的外形的事実には当たらないものというべきである。

20 (オ) 原告の主張⑤（毎月の政務活動従事時間が政務活動に費やす時間としては過剰であること）及び⑨（人件費として計上されている金額が多額であること）について

25 議員が職員を複数名雇用したり、職員を政務活動関連業務の専従と

して雇用することも十分考えられる上、議員の政務活動は広範囲に渡るものであるから、原告が主張するような金額の人件費が支出され、多くの時間が政務活動等に費やされていたとしても、それだけでは直ちに上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実を摘示するものとはいえず、本件用途基準違反を推認又は根拠付ける一般的外形的事実には当たらないものというべきである。

5 (カ) 原告の主張⑥（本件各実績表等の記載が具体的でないこと）について

確かに、本件各実績表等においては、「資料整理」、「資料作成」又は「資料収集」の他に、「…行政」という記載のみしかされていないものもある。しかし、かかる程度の記載であっても、本件各雇用契約の記載内容（職務内容・例えば政務活動に関わる補助及び関係書類の作成、政務活動に関わる資料整理及び資料収集など）等を有機的に関連付け、これを合理的に解釈すると、一応政務活動に関連する業務の一環として行われているものと解することも決して不可能ではないから、上記程度

10

15

の記載のみしかされていないからといって、それだけでは直ちに上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実を摘示するものとはいえず、本件用途基準違反を推認又は根拠付ける一般的外形的事実には当たらないものというべきである。

(キ) 原告の主張⑦（給与が15万円になるよう一部減額されていること）

20 について

確かに本件各実績表等を見ると、本件マニュアル上の上限である月額15万円になるように給与を一部減額しているように見える記載も存在しているが、それは飽くまで正当に発生した政務活動充当分を減額しただけのことと解することも可能であって、それだけでは直ちに上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実を摘示するものとはいえず、本件用途基準違反を推認又は根拠

25



付ける一般的外形的事実には当たらないものというべきである。

(ク) 原告の主張⑧（とちぎ自民党が雇用した職員の給与の不当性）について（通し番号483～506番【6486～6509番】）

5 確かに、本件各実績表等によれば、原告は、とちぎ自民党が雇用した2名の職員について資料整理のみを行わせているにもかかわらず、月額20万円及び15万円の給料を支払っているものもある。しかし、その額が明らかに不相当なものであるか否は、上記2名の職員が行っている資料整理の内容いかに関わるものであるから、上記記載だけでは直ちに上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実を摘示するものとはいえず、本件使途基準違反を推認又は根拠付ける一般的外形的事実には当たらないものというべきである。

10 (ケ) 原告の主張⑩（社会保険料）について（通し番号507～519番【6510～6522番】）

15 本件各雇用契約書（そのうち丙A53, 54）によれば、当該職員に関する社会保険料の負担と政務活動との関連性は明らかではないが、上記(1)のとおり本件条例によれば、「人件費」とは、会派による活動を補助する職員の雇用に要する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）をいうものとされており、社会保険料の支払に政務活動費を充当したとしても本件使途基準に違反するものではないから、当該職員に関する社会保険料の負担と政務活動との関連性が明らかではないとしても、それだけでは直ちに上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実を摘示するものとはいえず、本件使途基準違反を推認又は根拠付ける一般的外形的事実には当たらないものというべきである。

20 イ その他、個々の支出にみられる主張事実について

25 (ア) 本件各雇用契約書のうち若林和雄議員及び神谷幸伸議員関係の雇用契約書について（若林和雄議員：通し番号15, 46, 86, 127,

167, 208, 253, 297, 341, 384, 422, 460番
/87, 168, 209, 342, 383, 461番, 神谷幸伸議員:
通し番号56, 97, 137, 178, 219, 263, 307, 35
2, 394, 432, 471番)

5 原告は、前記第2の4(2)【原告の主張】ウ(イ)a(a)のとおり、上記各議員関係の雇用契約書には明らかに政務活動でないものが含まれている(若林和雄議員:事務一般〔丙A16〕, 一般事務及び運転〔丙A45〕, 神谷幸伸議員:パート〔丙A37〕)旨主張する。

10 しかし、本件各実績表等のうち上記各議員に関するものをみると、上記各議員が雇い入れた職員の業務内容を政務活動に関連する「補助業務内容」と記載した上、勤務時間数のうち政務活動関連業務従事時間が計上されていることからみて、上記各議員関係の雇用契約書には明らかに政務活動でないものが含まれているものと断ずることはできず、したがって、原告の上記主張は、上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実を摘示するものとはいえず、本件使途基準違反を推認又は根拠付ける一般的外形的事実には当たらないものとい

15 うべきである。

(イ) 増山敬之議員の12月分の人件費について(通し番号321)

20 原告は、前記第2の4(2)【原告の主張】ウ(イ)a(b)のとおり、増山敬之議員の12月分の人件費の支出(通し番号321)について本件各実績表等の同月16日分の「業務内容」欄が空欄であるから(甲9-21・321頁によれば、), 政務活動関連業務に従事したか明らかでなく、使途基準違反である旨主張する。

25 しかし、上記議員に係る雇用契約書(丙A43)によれば、雇用契約書上の業務内容は「政務活動に係る事務補助及び資料整理」とされていること及び本件各実績表等のうち同議員が雇い入れた職員の他の月のも

の記載を見ると、いずれも勤務時間をすべて政務活動業務に充当していることに照らすと、上記職員は、政務活動業務専従職員であったものとみる余地は十分にあるから、上記空欄に係る業務が明らかに政務活動関連業務でないとはいえない。

5 そうすると、原告の上記主張は、上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実を摘示するものとはいえず、本件用途基準違反を推認又は根拠付ける一般的外形的事実には当たらないものというべきである。

(5) 民主市民クラブに所属する議員の人件費の支出について

10 ア 各費目に共通してみられる主張事実

(ア) 原告は、上記主張事実として、①本件各実績表等がなく、添付されているものが領収書だけであって、具体的な政務調査補助業務の内容及び時間が明らかでないこと（佐藤栄議員、山田みやこ議員、平木ちさこ議員）、②松井正一議員が雇い入れた職員の4月分の政務活動の時間が、同月12日には県議会選挙が行われたにもかかわらず合計239.5時間と突出していること、③本件各実績表等に具体的な（業務）項目の記載がないこと、④政務活動補助業務をしているだけであるのに、勤務時間として過剰な従事時間が計上されていること、⑤人件費は民主市民クラブが4854万5900円に上っており、このように多額になることは考えられないことなどを主張する。

15
20
25 (イ) 原告の主張①（本件各実績表等がなく領収書のみ）について（佐藤栄議員：通し番号520, 521, 536, 537, 548, 549, 561, 562, 573, 574, 588, 589, 601, 602, 615, 616, 629, 630, 643, 644, 657, 658, 671, 672番／山田みやこ議員：通し番号538, 550, 575, 587, 603, 617, 631, 645, 659, 673番／平木ちさ

こ議員：通し番号600, 614, 628, 642, 656, 670,
684番)

5 確かに、佐藤栄議員、山田みやこ議員、平木ちさこ議員に係る人件費の支出は、本件各実績表等が存しないものがある。しかし、同支払については、いずれも別紙5・民主市民クラブ主張整理表の「証拠」欄に記載された「領収書」が存し、また、「契約書」欄記載の「雇用契約書」には「雇用期間」「就業場所」「給料」等のほか、「職務内容」として「政務調査補助」(丙B2の1)「活動に関する活動補助並びに関係書類の作成」

10 (丙B3の1)などの記載がある。そうすると、上記各職員は、政務活動に専従する職員であったものとみるのが自然であるから、原告の上記主張は、上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実を摘示するものとはいえず、本件用途基準違反を推認又は根拠付ける一般的外形的事実には当たらないものというべきである。

15 (ウ) 原告の主張②(松井正一議員雇入れ職員の人件費)について(通し番号522~524, 529~541, 551~553, 563~565, 576~578, 590~592, 604~606, 618~620, 632~634, 646~648, 660~662, 674~676)

20 確かに、平成27年4月12日に県議会選挙があったことは公知の事実である。しかし、原告の上記②の主張については、松井正一議員が雇用した3名の職員について上記人件費の支出に係る政務活動業務時間の合計が239.5時間(77.5時間+88.5時間+73.5時間)に上っている月は同年4月ではなく同年5月であるから、上記職員の活動に上記県議会選挙が関連するか否か自体が明らかでない上、別紙5・民主市民クラブ主張整理表の「証拠」欄記載の証拠(「政務活動業務勤務本件各実績表等・領収書」)によれば、勤務時間数全体のうち政務活動業務時間数が明示的に分けて記載されていることに加え、政務活動業務内

25

容欄にも「政務活動費の整理補助」「県政への要望事項の整理補助」等の記載があることなどからみて、原告の上記主張は、上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実を摘示するものとはいい難く、したがって、本件用途基準違反を推認又は根拠付ける一

5

(エ) 原告の主張③（本件各実績表等に具体的な業務項目の記載がないこと）について

確かに、本件各実績表等には具体的な業務項目の記載がない。しかし、それだけでは、上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実を摘示するものとはいえ、本件用途基準違反を推認又は根拠付ける一般的外形的事実には当たらないものというべきである。

10

(オ) 原告の主張④（毎月の政務活動従事時間が多く政務活動に費やす時間としては過剰）及び⑤（人件費として計上されている金額が多額であること）について

15

議員が職員を複数名雇用したり、職員を政務活動関連業務の専従として雇用することも十分考えられる上、議員の政務活動は広範囲に渡るものであるから、原告が主張するような金額の人件費が支出され、多くの時間が政務活動等に費やされていたとしても、それだけでは直ちに上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的関連性の欠如を示す事実を摘示するものとはいえ、本件用途基準違反を推認又は根拠付ける一般的外形的事実には当たらないものというべきである。

20

イ その他、個々の支出にみられる主張事実について

原告は、前記第2の4(2)【原告の主張】ウ(イ)bのとおり、山田みやこ議員については雇用契約書がなく全額につき違法である旨主張しており、それ自体としては、本件用途基準違反を推認又は根拠付ける一般的

25

外形的事実にあたるようにもみえる。しかし、丙B6によれば、同議員が雇い入れた職員の雇用契約書が存することは明らかであるから、原告の上記主張は立証を欠き、これを採用することはできない。

3. 結論

5 以上の検討結果を踏まえ、別紙4・とちぎ自民党主張整理表(番号6004(番号1)～番号6522(番号519))及び別紙5・民主市民クラブ主張整理表(番号1049(番号520)～番号1213(番号684))の各「原告の主張」欄に記載する原告の主張内容を精査すると、いずれの主張も本件各雇用契約書及び本件各実績表等の記載に抽象的ないしは仮定的な疑義を提示するものにとどまり、上記特別の事情ないし明らかな政務活動との合理的
10 関連性の欠如を示す事実を摘示するものではなく、「本件用途基準違反を推認させ、又は根拠付ける一般的外形的事実」には当たらないものというべきである。そうすると、本件各支出は、その証拠資料の作成方法等にやや問題はあ
15 るものの、いずれも本件用途基準に違反し「違法」であるとまではいえない。

なお、当裁判所は、かかる原告の主張の足らざる部分について更なる求釈明を行わなかったが、それは、本件訴訟が監査請求を経たものであるほか、その審理の経過や当事者の主張内容等からみて、更なる求釈明を行うことは、単なる消極釈明の域を超え、許されざる積極釈明の領域に踏み込むおそ
20 れがあることを考慮したからであって、釈明義務に違反するものではない。

第4 結語

以上によれば、原告の本件各請求は、いずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

宇都宮地方裁判所第二民事部

裁判長裁判官

伊良原 恵吾 

裁判官

南部 潤一郎 

5

裁判官平古場郁弥は、差支えにつき、署名押印することができない。

10

裁判長裁判官

伊良原 恵吾 

別紙1・当事者目録

宇都宮市若松原三丁目14番2号	秋元照夫税理士事務所内
原告	市民オンブズパーソン栃木
同代表者兼訴訟代理人弁護士	高橋信正
同訴訟代理人弁護士	若狭昌稔
同	田中徹歩
同	大木一俊
同	須藤博博
同	川上淳
同	浅木一希
同	小西誠
同	服部有
同	野崎嵩史
同	石田弘太郎

宇都宮市塙田1丁目1番20号	栃木県知事福田富一
被告	谷田容一
同訴訟代理人弁護士	佐竹和江
同指定代理人	上田裕之
同	天海則仁
同所	
被告補助参加人	とちぎ自民党議員会
同代表者会長	三森文徳
同訴訟代理人弁護士	平野浩視
同所	
被告補助参加人	民主市民クラブ

同 代 表 者 代 表
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士
同

佐 藤 栄
白 井 裕 己
白 井 秀 侑

別紙 2

会派	請求金額	交付金額
とちぎ自民党議員会	4 6 3 4 万 5 9 2 3 円	8 8 2 3 万 0 4 6 4 円
民主市民クラブ	8 9 7 万 3 3 0 0 円	2 6 7 1 万 6 5 1 4 円

(注記) 上記各交付金額は、各会派(相手方ら)の収支報告書(甲5, 6)の「収入」額から「残余」を控除した金額と一致する。

別紙3・本件マニュアル関連部分

1 対象となる政務活動

- 5 (1) 会派が計画した会派（その所属議員を含む。）による調査研究，研修，広聴広報，要請陳情，各種会議の開催など県政の課題及び県民の意思を把握し，県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動であれば該当する。

会派の事業計画にないものや議員の私的な調査研究その他の活動は対象とはならない。

- 10 このことから，会派として実施する政務活動を具体的に決定した上で，会派の政務活動を会派に所属する議員が分担して行う場合に限り，個々の議員が実施する政務活動へも政務活動費を充当することができるものとする。

(2) 政務活動の実施方法

ア 政務活動実施計画等

- 15 ・各会派は，その年度の政務活動実施計画を作成し，当該計画に基づき政務活動を行うものとする。ただし，年度途中において新たに政務活動を必要とする課題が生じたときは，随時，計画の変更を行うものとする。
- 20 ・議員又は会派内の議員で構成するグループは，会派が決定した政務活動実施計画に基づき政務活動を分担して行うものとする。その際会派は，議員やグループが分担する政務活動を明示することとし，議員やグループは，これを基に政務活動を行う。なお，グループで県外調査を行ったものなど，主要なものについては，必要に応じて報告書を作成し，会派において保管する。

- 25 ※政務活動費は，条例第4条に基づく会派結成届を議長に提出した会派（所属議員が一人であるものを含む。）に対して交付されることから，会派の所属議員が個々に行う政務活動に政務活動費を充てるに当たって

は、会派からの会派の所属議員に対し、政務活動に関する委託を行っておくことが望ましい。

イ 会派が行う政務活動（例示）

- ・研究機関等への委託による調査研究
- 5 ・会派が雇用する職員による調査研究
- ・所属議員を対象とした研修会又は講演会の開催
- ・調査研究に係る各種会議の開催
- ・図書、資料等による調査研究
- ・会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動を通じた住民意見の聴取
- 10 ・地域のための予算獲得や、県政の課題解決のための中央省庁、国会議員などに対する要請陳情活動
- ・勉強会、政策立案のための会議の他、会派としての庶務的事項を協議決定するための会議
- 15 ・予め日時場所等を特定して会議として開催する住民相談会

ウ 議員やグループが行う政務活動（例示）

- ・会派が作成した実施計画に基づく調査研究、現地調査等
- ・他団体が開催する研修会、講演会等への参加
- ・会派の構成員として住民から個別に相談を受ける住民相談
- 20 ・議員の事務所で行う会派としての住民相談
- ・要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など、住民の意思を把握する活動

※一人の議員又は一つのグループが複数のテーマを担当することは可能である。

25 2 政務調査費執行に当たっての原則（3(1)）

政務活動は会派の自発的な意志に基づき行うものであるから、社会通念上妥当

な範囲のものであることを前提とした上で、政務活動に要した費用の実費に充当することを原則とする。

また、各経費に共通する特に留意すべき事項は次のとおり。

① 政務活動費の趣旨に沿った運用を行う。

5 条例第8条に規定する政務活動の趣旨（県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動）に適う運用（政務活動との関連性及び有用性）に留意する必要がある。その結果、党勢拡大などを目的とした政党活動や、立候補及び当選等を目指した選挙活動、後援会活動、さらには慶弔など私人としての活動とは一線を画する必要がある。また、すべての経費（特に飲食を伴う会合）について、社会通念上の妥当性の観点から充当することの適否を判断する。

10 ② 一つの経費に政務活動とそれ以外の活動に伴う経費が含まれているような場合は、経費を按分して充当する。

③ 資産形成に資することがないよう留意する。

15 政務活動上の必要性及び有用性の程度に照らして、社会通念上高額と認められる物品等の所得経費は、資産形成のための支出とみなされるおそれがあるため、除外する。

④ 親族の雇用、親族所有の事務所の賃借については慎重に対応する。

3 政務活動費の充当が不適當な経費（3(2)ア）

20 (1) 政党活動経費

- 党大会への出席に要する経費（党大会参加費、党大会参加旅費等）及び党大会賛助金
- 政党構成員として招待された式典、会合への出席に要する経費
- 県連（政党等）活動に要する経費
- 25 • 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等に要する経費
- 政党組織の事務所の設置維持に要する経費（人件費を含む）

- ・ 政党の役員経費（専従職員に対する給与、各種手当等）等政党の経費
 - ・ 党が開催する政策研究会への参加（純粹に研修を目的とすることについて合理的な説明が行えない限り政党活動とみなされる）
 - ・ 政党の政策パンフレットをそのまま配布すること（合理的な説明が行えない限り政党活動とみなされる）
- 5
- (2) 選挙活動経費
- ・ 選挙運動及び選挙活動に要する経費
 - ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成に要する経費
- 10
- ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費（公認推薦料、陣中見舞い等）
- (3) 後援会活動経費
- ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
 - ・ 後援会活動としての報告会等の開催に要する経費
- (4) 私的経費
- 15
- ・ 団体役員や経営者としての資格など、個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席に要する経費
 - ・ 慶弔餞別費等（病氣見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮などの費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費）
 - ・ 冠婚葬祭など（葬儀、結婚式、祭祀、祭礼等）に要する経費
- 20
- ・ 檀家総代会、報恩講、宮参り等の宗教活動に要する経費
 - ・ 私的用務による観光、レクリエーション、旅行に要する経費
 - ・ 親睦会、レクリエーション等への参加のための経費
 - ・ 議員が他の団体の役職を兼ねていて、その団体の理事会、役員会及び総会等への出席に要する経費
- 25
- (5) その他適当でない経費
- 省略

4 経費の範囲の考え方 (3(2)イ)

(1) 調査研究費

会派による県の事務及び地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）又は調査委託に要する経費（資料印刷費，委託費，文書通信費，交通費，宿泊費等）

5 委託費（事務所費，人件費を含む）

- ・ 契約書，証拠書類の添付様式，成果品などにより確認
- ・ 民間調査機関・会派内の研究会・会派構成議員等への調査委託費

※ 会派から議員個人が調査研究委託を受け，事務所を使用した場合は事務所費，事務員を雇用した時は人件費を計上できる。会派への報告は調査研究費となる。

10

※ 調査研究以外の政務活動委託を受けた時も，調査研究費として整理する。

(2) 人件費

会派による活動を補助する職員の雇用に要する経費（給料，手当，社会保険料，賃金等）

15

給料，社会保険料，アルバイト賃金

- ・ 政務活動のほか，政治活動や後援会活動等にも従事している場合には，経費を按分して政務活動費を充当する。

20

* 議員の親族を政務活動の補助職員として雇用し，政務活動費を充当することは，誤解を招きやすいので適当でない。

ただし，社会通念上妥当と判断される雇用形態を有している場合に限り，政務活動費を充当することができるものとする。

* 人件費への政務活動費の充当については，議員1人当たり年額180万円を超えない範囲で，かつ，最低賃金法等関係法令を遵守する。

5 経費の範囲の運用指針

按分による支出の考え方

5 使途項目のうち、「人件費」、「事務費」及び「事務所費」は、調査研究活動の他、その他の各種活動に要した時間を含めた総時間に対する調査研究活動に要した時間の割合等によって経費を按分し、調査研究活動に要した経費相当額のみを政務活動費から支出することとする。ただし、原則2分の1を上限とする。

- ・ 人件費（合理的に説明できる按分の例）

10 雇用する職員の勤務実績表を作成して、政務活動に係る業務の比率を求める。具体的には、按分割合を、調査研究業務（A%）とそれ以外の活動（B%）の和で、調査研究業務（A%）を除することによって求める。

- ・ 合理的に説明困難な場合の按分割合

合理的に説明可能な按分が困難な場合は、次に掲げる按分割合を上限として按分するものとする。すなわち、活動内容が、政務活動と政党活動・後援会活動等が混在する場合は、按分割合の上限は2分の1とする。

15

以上

別紙4.
とちぎ自民党主催整理表（人件費）

番号	区画	氏名	生年月日	性別	就業状況(就業の場合に限定)	契約期間	契約上の契約内容	職務内容	実施上の記載内容	支出金額	控分	控分金額	契約書	原告の主張	被告側の主張	証拠	
15	0018	甲9-21	15	若林 和雄	H27.4.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	給料	選挙一般 県料収受 商工・経済企業行政等	81,900	100%	81,900	丙A16	時給300円、1日8時間勤務2日とする雇用しており(以下Aとす)。6月は同条件でもり(以下Bとす)雇用している。すべて政治活動補助に充当したと主張され、原告はこれを認めない。原告は、毎月19万5000円(甲9b11)の上乗額(年間80万円)に相当する19万5000円(甲9b11)の上乗額を請求している。毎月19万5000円(甲9b11)の上乗額は、原告が政治活動に専ら従事していることを証明し、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料収受、資料作成、資料取集」のほか、「行政」というだけで政治活動ではないと主張している。	同上。	同上。	同上、丙A16。
16	0019	甲9-21	16	岩崎 徹	H27.4.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	政治活動に係る活動補助及び関係書類の作成	月給310,000円 資料収受 文書・選挙行政等	310,000	29%	90,000	丙A17	原告は、7月に被告が原告の労働時間等について、17時間～22.5時間の労働時間であるとして主張している。被告は、原告が政治活動に専ら従事しているとして主張している。原告は、被告が政治活動に専ら従事していることを証明し、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料収受、資料作成、資料取集」のほか、「行政」というだけで政治活動ではないと主張している。	同上。	同上。	同上、丙A17。
17	0020	甲9-21	17	小林 幹夫	H27.4.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	政治活動に係る活動補助及び関係書類の作成	時給300円 資料作成 生活・保健福祉行政等	70,200	100%	70,200	丙A18	時給300円(以下Aとす)とする。4月12日～18日の期間で、原告は17～18時間の労働時間であるとして主張している。被告は、原告が政治活動に専ら従事していることを証明し、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料収受、資料作成、資料取集」のほか、「行政」というだけで政治活動ではないと主張している。	同上。	同上。	同上、丙A18。
18	0021	甲9-21	18	小林 幹夫	H27.4.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	政治活動に係る活動補助及び関係書類の作成	時給1,000円 現地調査 県土整備行政等	54,000	100%	54,000	丙A19	時給300円(以下Aとす)とする。4月12日～18日の期間で、原告は17～18時間の労働時間であるとして主張している。被告は、原告が政治活動に専ら従事していることを証明し、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料収受、資料作成、資料取集」のほか、「行政」というだけで政治活動ではないと主張している。	同上。	同上。	同上、丙A19。
19	0022	甲9-21	19	五月女 裕久彦	H27.4.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	政治活動に係る活動補助及び関係書類の作成	時給1,000円 資料収受 文書・選挙行政等	132,000	100%	132,000	丙A20	1日8時間勤務2日(以下Bとす)とする。4月12日～18日の期間で、原告は17～18時間の労働時間であるとして主張している。被告は、原告が政治活動に専ら従事していることを証明し、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料収受、資料作成、資料取集」のほか、「行政」というだけで政治活動ではないと主張している。	同上。	同上。	同上、丙A20。
20	0023	甲9-21	20	花塚 隆彦	H27.4.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	政治活動に係る活動補助及び関係書類の作成	時給1,000円 資料収受 商工・経済企業行政等	63,000	100%	63,000	丙A21	時給1,000円、1日8時間勤務2日(以下Bとす)とする。4月12日～18日の期間で、原告は17～18時間の労働時間であるとして主張している。被告は、原告が政治活動に専ら従事していることを証明し、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料収受、資料作成、資料取集」のほか、「行政」というだけで政治活動ではないと主張している。	同上。	同上。	同上、丙A21。
21	0024	甲9-21	21	花塚 隆彦	H27.4.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	政治活動に係る活動補助及び関係書類の作成	時給1,000円 資料収受 県政運営行政等	63,000	100%	63,000	丙A22	時給1,000円、1日8時間勤務2日(以下Bとす)とする。4月12日～18日の期間で、原告は17～18時間の労働時間であるとして主張している。被告は、原告が政治活動に専ら従事していることを証明し、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料収受、資料作成、資料取集」のほか、「行政」というだけで政治活動ではないと主張している。	同上。	同上。	同上、丙A22。
22	0025	甲9-21	22	三森 文彦	H27.4.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	政治活動補助	時給1,000円 資料収受 県政運営行政等	80,000	100%	80,000	丙A23	1日8時間勤務2日(以下Bとす)とする。4月12日～18日の期間で、原告は17～18時間の労働時間であるとして主張している。被告は、原告が政治活動に専ら従事していることを証明し、他の業務に従事していることが強く疑われる。業務内容の記載は「資料収受、資料作成、資料取集」のほか、「行政」というだけで政治活動ではないと主張している。	同上。	同上。	同上、丙A23。

別紙4-
とちぎ自民民主党主張整理表(人件費)

番号	区画	氏名	年月日	工数(標準)	定率	従業員数(種数の場合を併記)	雇用期間	給料	職務内容	実施内容上の記載内容	支出金額	定率	支出金額	定率	支出金額	職務内容	実施内容上の記載内容	支出金額	定率	支出金額	職務内容	実施内容上の記載内容	支出金額	定率	支出金額	職務内容	実施内容上の記載内容	支出金額	定率	支出金額
23	甲9-21	木村 野文	H27.4.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	月額300,000円	政治活動にかかわる補助	政治活動にかかわる補助	300,000	20%	75,000	20%	75,000	現地調査 県土整備行政等	現地調査 県土整備行政等	75,000	20%	75,000	現地調査 県土整備行政等	現地調査 県土整備行政等	75,000	20%	75,000	現地調査 県土整備行政等	現地調査 県土整備行政等	75,000	20%	75,000
24	甲9-21	高橋 文吉	H27.4.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	月額350,000円	政治活動に係る調査補助及び関係書類作成	政治活動に係る調査補助及び関係書類作成	350,000	27%	95,454	27%	95,454	資料収集 県政運営行政等	資料収集 県政運営行政等	95,454	27%	95,454	資料収集 県政運営行政等	資料収集 県政運営行政等	95,454	27%	95,454	資料収集 県政運営行政等	資料収集 県政運営行政等	95,454	27%	95,454
25	甲9-21	平池 秀光	H27.4.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	月額300,000円	政治活動に係る調査補助及び関係書類作成	政治活動に係る調査補助及び関係書類作成	300,000	30%	90,000	30%	90,000	資料作成 県政運営行政等	資料作成 県政運営行政等	90,000	30%	90,000	資料作成 県政運営行政等	資料作成 県政運営行政等	90,000	30%	90,000	資料作成 県政運営行政等	資料作成 県政運営行政等	90,000	30%	90,000
26	甲9-21	坂根 一好	H27.4.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	月額500,000円	政治活動にかかわる調査補助及び関係書類の作成	政治活動にかかわる調査補助及び関係書類の作成	500,000	32%	160,000	32%	160,000	資料収集 県土整備行政等	資料収集 県土整備行政等	160,000	32%	160,000	資料収集 県土整備行政等	資料収集 県土整備行政等	160,000	32%	160,000	資料収集 県土整備行政等	資料収集 県土整備行政等	160,000	32%	160,000
27	甲9-21	神林 秀治	H27.4.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	特給1,000円	政治活動に係る活動補助及び書類作成	政治活動に係る活動補助及び書類作成	56,000	100%	56,000	100%	56,000	資料整理 文書 警察行政等	資料整理 文書 警察行政等	56,000	100%	56,000	資料整理 文書 警察行政等	資料整理 文書 警察行政等	56,000	100%	56,000	資料整理 文書 警察行政等	資料整理 文書 警察行政等	56,000	100%	56,000
28	甲9-21	吉羽 茂	H27.5.31	人			1 H27.5.1~H28.3.31	特給1,200円	政治活動に関する事務作業	政治活動に関する事務作業	2,400	100%	2,400	100%	2,400	政治活動についての勉強会参加	政治活動についての勉強会参加	2,400	100%	2,400	政治活動についての勉強会参加	政治活動についての勉強会参加	2,400	100%	2,400	政治活動についての勉強会参加	政治活動についての勉強会参加	2,400	100%	2,400
29	甲9-21	阿部 博美	H27.5.31	人			1 H27.4.1~H28.3.31	月額140,000円	政治活動に関する資料整理及び資料収集等	政治活動に関する資料整理及び資料収集等	140,000	50%	70,000	50%	70,000	資料収集 県土整備行政等	資料収集 県土整備行政等	70,000	50%	70,000	資料収集 県土整備行政等	資料収集 県土整備行政等	70,000	50%	70,000	資料収集 県土整備行政等	資料収集 県土整備行政等	70,000	50%	70,000
30	甲9-21	阿部 博美	H27.5.31	人			1 H27.4.1~H28.3.31	特給1,100円	政治活動に関する資料整理及び資料収集	政治活動に関する資料整理及び資料収集	90,200	89%	80,000	89%	80,000	資料収集 県土整備行政等	資料収集 県土整備行政等	80,000	89%	80,000	資料収集 県土整備行政等	資料収集 県土整備行政等	80,000	89%	80,000	資料収集 県土整備行政等	資料収集 県土整備行政等	80,000	89%	80,000

別紙4.
とちぎ自民党主張整理表(人件費)

番号	区画	氏名	生年月日	性別	選挙区	投票数(簿数の場合は付)	雇用期間	以て書上の印刷内容	職務内容	実施上の記載内容	支出金額	控分	控分率	控分率	控分率	報告・参加の主体
46	甲9-21	46 香林 和雄	H27.5.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給3000円	専務一般	資料整理 文書・事務行政等	113,400	113,400	100%	100%	100%	同上。	同上。 同、頁A16。
47	甲9-21	47 五十嵐 清	H27.5.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政治師室補助	資料整理 生活・保健福祉行政等	96,000	96,000	100%	100%	100%	同上。	同上。 同、頁A34。
48	甲9-21	48 五十嵐 清	H27.5.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政治師室補助、資料整理	資料整理 農林・環境行政等	48,000	48,000	100%	100%	100%	同上。	同上。 同、頁A35。
49	甲9-21	49 越崎 徹	H27.5.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給310,000円	政治師室に属する活動補助及び関係書類の作成	政治師室 県土整備行政等	310,000	150,000	48%	48%	48%	同上。	同上。 同、頁A17。
50	甲9-21	50 小林 幹夫	H27.5.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治師室に属する活動補助及び関係書類の作成	現地調査 農林・環境行政等	63,000	63,000	100%	100%	100%	同上。	同上。 同、頁A19。
51	甲9-21	51 小林 幹夫	H27.5.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給300円	政治師室に属する活動補助及び関係書類の作成	資料整理 県政経行政等	87,000	87,000	90%	90%	90%	同上。	同上。 同、頁A18。
52	甲9-21	52 五月女 裕久恵	H27.5.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治師室の資料取集及び資料整理	資料取集 商工・経済企画行政等	158,400	150,000	95%	95%	95%	同上。	同上。 同、頁A20。
53	甲9-21	53 花塚 隆彦	H27.5.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治師室に属する活動補助及び関係書類の作成	現地調査 県政経行政等	128,000	102,000	80%	80%	80%	同上。	同上。 同、頁A21。

別紙4-
とらぎ自民党主張整理表(人件費)

番号	車種	バック	氏名	生月日	工賃	要送	作業員(建設の場合別定)	原月期間	契約書上の契約内容	雑費内容	契約書上の記載内容	支出金額	充当額	控分	控分金額	見込書	原告の主張	一般的労務事象の指示について	被告参加人の主張	応証
62	6065	甲9-21	石塚 真一	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給300円	政治活動補助、資料整理等	資料整理 文書・選挙行政等	32,400	32,400	100%	32,400	同上、 前、丙A42。	同上、 前、丙A42。	同上、 前、丙A42。		
63	6066	甲9-21	木村 祥文	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給380,000円	政治活動にかかわる補助	資料整理 文書・選挙行政等	380,000	150,000	39%	150,000	同上、 前、丙A24。	同上、 前、丙A24。	同上、 前、丙A24。		
64	6067	甲9-21	斎藤 文吾	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給350,000円	政治活動に係る調査補助及び関係書類作成	資料整理 県政経行政等	350,000	150,000	43%	150,000	同上、 前、丙A25。	同上、 前、丙A25。	同上、 前、丙A25。		
65	6068	甲9-21	平池 秀光	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政治活動に係る調査補助及び関係書類の作成	資料整理 県林・環境行政等	300,000	150,000	50%	150,000	同上、 前、丙A26。	同上、 前、丙A26。	同上、 前、丙A26。		
66	6069	甲9-21	坂根 一好	H27.5.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政治活動にかかわる調査補助及び関係書類の作成	資料整理 文書・選挙行政等	300,000	150,000	50%	150,000	同上、 前、丙A27。	同上、 前、丙A27。	同上、 前、丙A27。		
67	6070	甲9-21	増山 敬之	H27.6.30	人		1	H27.6.1~H28.3.31	時給1,200円	政治活動に係る事務補助及び資料整理	資料整理 生活・保健福祉行政等	57,600	57,600	100%	57,600	同上、 前、丙A43。	同上、 前、丙A43。	同上、 前、丙A43。		
68	6071	甲9-21	吉野 茂	H27.6.30	人		1	H27.6.1~H28.3.31	時給1,200円	政治活動に関する事務作業	資料作成 政治活動報告資料作成	7,200	7,200	100%	7,200	同上、 前、丙A29。	同上、 前、丙A29。	同上、 前、丙A29。		
69	6072	甲9-21	阿部 博実	H27.6.30	人		1	H27.6.1~H28.3.31	月給140,000円	政治活動にかかわる資料整理及び資料整理等	資料整理 生活・保健福祉行政等	140,000	70,000	50%	70,000	同上、 前、丙A2。	同上、 前、丙A2。	同上、 前、丙A2。		

別紙4・
とちぎ自民党主張整理表（人件費）

番号	原簿	ページ	氏名	年月日	経費	用途	従業者数(種別の場合特定)	契約書上の契約内容	契約期間	総計	契約内容	実務上の重要内容	支出金額	充当額	控分	控分変動	契約書	原簿の記載	一般的対外的事業の指示(請求原因)	報告参加人の主張	取組		
70	6073	甲9-21	阿部 博英	H27.6.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	月給1,000円	総計1,000円	政治活動に関する資料整理及び資料収集	資料整理 生活・保健福祉行政等	97,500	80,000	62%	80,000	丙A3	丙A3	同上。	同上。	同上。	同上。	同上。
71	6074	甲9-21	池田 忠	H27.6.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	月給1,200円	総計1,200円	政治活動に係る補助及び関係書類の作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	110,400	81,600	74%	81,600	丙A30	丙A30	同上。	同上。	同上。	同上。	同上。
72	6075	甲9-21	池田 忠	H27.6.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	月給1,200円	総計1,200円	政治活動に係る補助及び関係書類の作成	資料整理 県土整備行政等	88,400	68,400	100%	68,400	丙A31	丙A31	同上。	同上。	同上。	同上。	同上。
73	6076	甲9-21	森田 清	H27.6.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	総計300,000円	政治活動に係る関係補助及び関係書類の作成	資料収集 県土・環境行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A44	丙A44	同上。	同上。	同上。	同上。	同上。
74	6077	甲9-21	中島 空	H27.6.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	月給160,000円	総計160,000円	政治活動に係る関係補助及び関係書類の作成	資料整理 県政経営行政等	160,000	80,000	50%	80,000	丙A7	丙A7	同上。	同上。	同上。	同上。	同上。
75	6078	甲9-21	中島 空	H27.6.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	月給1,000円	総計1,000円	政治活動に係る関係補助及び関係書類の作成	資料収集 県土・経済企業行政等	77,000	77,000	100%	77,000	丙A8	丙A8	同上。	同上。	同上。	同上。	同上。
76	6079	甲9-21	岡谷 暢之	H27.6.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	月給1,000円	総計1,000円	政治活動に係る関係補助及び関係書類の作成	資料整理 県土・環境行政等	56,000	56,000	100%	56,000	丙A6	丙A6	同上。	同上。	同上。	同上。	同上。

別紙4-
とらぎ自民党主張整理表(人件費)

番号	区名	年月日	工数	標準単価	従事者数(労働者を含む)	業務内容	業務内容	実務上の記載内容	支出金額	充当額	割合	算定金額	交付書	原書	一般的行政事務の指示について	返証		
84	甲9-21	84	佐藤 良	H27.6.30	1	人	1	H27.4.1~H28.3.31	総計	総計1,000円	政治団体に係る調査補助 及び関係書類の作成	資料収集 森林・環境行政等	150,000	100%	150,000	150,000	同上	同上
85	甲9-21	85	山形 修治	H27.6.30	1	人	1	H27.4.1~H28.3.31	総計1,000円	政治団体に係る調査補助 及び関係書類の作成	資料収集 森林・環境行政等	176,000	85%	150,000	150,000	同上	同上	同上
86	甲9-21	86	若林 和雄	H27.6.30	1	人	1	H27.4.1~H28.3.31	総計900円	選挙一般	選挙一般	124,800	90%	124,800	124,800	同上	同上	同上
87	甲9-21	87	若林 和雄	H27.6.30	1	人	1	H27.4.1~H28.3.32	総計900円	一般事務及び福祉	資料整理 県政執行行政等	25,200	100%	25,200	25,200	同上	同上	同上
88	甲9-21	88	五十嵐 清	H27.6.30	1	人	1	H27.4.1~H28.3.31	総計1,000円	政治調査補助	資料整理 県土整備行政等	96,000	100%	96,000	96,000	同上	同上	同上
89	甲9-21	89	五十嵐 清	H27.6.30	1	人	1	H27.4.1~H28.3.31	総計1,000円	政治調査補助、資料整理	資料整理 生活・保健福祉行政等	48,000	100%	48,000	48,000	同上	同上	同上
90	甲9-21	90	岩崎 隆	H27.6.30	1	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月額310,000円	政治団体に係る調査補助 及び関係書類の作成	資料収集 県政執行行政等	310,000	48%	150,000	150,000	同上	同上	同上
91	甲9-21	91	小林 幹夫	H27.6.30	1	人	1	H27.4.1~H28.3.31	総計1,000円	政治団体に係る調査補助 及び関係書類の作成	現地調査 商工・経済産業行政等	63,000	100%	63,000	63,000	同上	同上	同上

別紙4- ちぎ自民党主張整理表 (人件費)

番号	区画	ペーシ	氏名	年月日	経費 (円)	投票人数 (候補の名は特定)	実施期間	実施上の契約内容	職務内容	実施上の記載内容	支出金額	負担額	区分	請求金額	返証	一般的外形的事業の概要について	返証	
101	6104	甲9-21	101 石坂 真一	H27.6.30	H27.6.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	時給3000円	総務 総務	政治活動補助、資料整理等	資料整理 生活・保健福祉行政等	27,000	100%	27,000	27,000	27,000	PA40	同上。 向、PA40。
102	6105	甲9-21	102 石坂 真一	H27.6.30	H27.6.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	時給3000円	総務 総務	政治活動補助、資料整理等	資料整理 県土整備行政等	36,900	100%	36,900	36,900	36,900	PA41	同上。 向、PA41。
103	6106	甲9-21	103 本村 好文	H27.6.30	H27.6.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	月給390,000円	総務 総務	政治活動にかかわる補助	資料整理 県土整備行政等	380,000	39%	150,000	150,000	380,000	PA24	同上。 向、PA24。
104	6107	甲9-21	104 高橋 文彦	H27.6.30	H27.6.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	月給350,000円	総務 総務	政治関係に係る調査補助及び関係書類作成	資料整理 県土整備行政等	350,000	4%	150,000	150,000	350,000	PA25	同上。 向、PA25。
105	6108	甲9-21	105 平池 秀光	H27.6.30	H27.6.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	総務 総務	政治関係に係る調査補助及び関係書類の作成	資料作成 文書・要綱行政等	300,000	50%	150,000	150,000	300,000	PA26	同上。 向、PA26。
106	6109	甲9-21	106 坂根 一好	H27.6.30	H27.6.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	総務 総務	政治活動にかかわる調査補助及び関係書類の作成	資料整理 文書・要綱行政等	300,000	50%	150,000	150,000	300,000	PA27	同上。 向、PA27。
107	6110	甲9-21	107 増山 敬之	H27.7.31	H27.7.31	人	1 H27.6.1~H28.3.31	時給1200円	総務 総務	政治活動に係る事務補助及び資料整理	資料整理 生活・保健福祉行政等	80,400	100%	80,400	80,400	80,400	PA43	同上。 向、PA43。
108	6111	甲9-21	108 菅野 亮	H27.7.31	H27.7.31	人	1 H27.6.1~H28.3.31	時給1200円	総務 総務	政治活動に係る事務作業及び資料整理	資料整理 文書・要綱行政等	36,600	100%	36,600	36,600	36,600	PA29	同上。 向、PA29。

別紙4.

とちぎ自民党主張整理表（人件費）

番号	区画	ページ	氏名	年月日	所属	使途	就業数(特約の場合には特記)	契約期間	給料	職務内容	実施上の経費内容	支出金額	充当額	控分	経費総額	収支書	原否(当事者の主張)	一般的外部的専門家への指示について	原否(当事者の主張)
131	甲9-21	131	小林 幹夫	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治団体に係る図書補助及び関係書類の作成	資料収集 県政推進行政等	97,200	81,000	83%	81,000	丙A19	同上。	同上。	同上、丙A19。
132	甲9-21	132	小林 幹夫	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給300円	政治団体に係る図書補助及び関係書類の作成	現地調査 県土整備行政等	69,000	69,000	100%	69,000	丙A18	同上。	同上。	同上、丙A18。
133	甲9-21	133	五月女 彬公彦	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治団体の資料収集及び突刺型型	資料収集 生活・保健福祉行政等	194,800	150,000	77%	150,000	丙A20	同上。	同上。	同上、丙A20。
134	甲9-21	134	花塚 慶志	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治団体に係る図書補助及び書類の作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	112,000	86,000	77%	86,000	丙A21	同上。	同上。	同上、丙A21。
135	甲9-21	135	花塚 慶志	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治団体に係る図書補助及び書類の作成	資料収集 県林・環境行政等	64,000	64,000	100%	64,000	丙A22	同上。	同上。	同上、丙A22。
136	甲9-21	136	早川 尚秀	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治団体に係る図書補助及び突刺型	現地調査 県土整備行政等	25,000	25,000	100%	25,000	丙A36	同上。	同上。	同上、丙A36。
137	甲9-21	137	神谷 常伸	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政治団体に係る図書補助及び関係書類の作成	資料収集 商工・経済企業行政等	151,200	150,000	99%	150,000	丙A37	同上。	同上。	同上、丙A37。
138	甲9-21	138	藤良 昭人	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政治団体に係る図書補助及び関係書類の作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	75,600	74,400	98%	74,400	丙A38	同上。	同上。	同上、丙A38。
139	甲9-21	139	藤良 昭人	H27.7.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政治団体に係る図書補助及び関係書類の作成	資料収集 県土整備行政等	75,600	75,600	100%	75,600	丙A47	同上。	同上。	同上、丙A47。

別紙4.

とちぎ自民党主催整理表(人件費)

番号	届番	ページ	氏名	生年月日	性別	住所	従軍経歴(特殊の場 合は特記)	雇用期間	総料	職務内容	求職票上の記載内容	支出金額	充当額	従分	済金額	見積書	原簿の主体	一般的形勢事業の指示について	報告参加人の主体	反応
140	8143	甲9-21	140 三森 文徳	H27.7.31	人			H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治調査補佐	資料収集 生活・保健福祉行政等	108,000	108,000	100%	108,000	丙A23	1日週休2日固定6000円(名を専用)・すべて政治活動補助に充当していることだが、何らかの理由により、176~179時間分の支給が認められなかったと記載されている。また、176~179時間分の支給が認められなかった理由が不明である。この点について、関係者は「176~179時間分の支給が認められなかった理由は不明である」としている。	同上。	同上、 県、丙A23。	
141	8144	甲9-21	141 石坂 真一	H27.7.31	人			H27.4.1~H28.3.31	時給300円	政治活動補助、資料整理等	現地調査 県土整備行政等	39,600	39,600	100%	39,600	丙A39	5月から開始9000円(月)に41~42名を専用。すべて政治活動補助に充当していることだが、何らかの理由により、176~179時間分の支給が認められなかったと記載されている。また、176~179時間分の支給が認められなかった理由が不明である。この点について、関係者は「176~179時間分の支給が認められなかった理由は不明である」としている。	同上。	同上、 県、丙A39。	
142	8145	甲9-21	142 石坂 真一	H27.7.31	人			H27.4.1~H28.3.31	時給300円	政治活動補助、資料整理等	資料収集 県土整備行政等	43,200	43,200	100%	43,200	丙A40	5月から開始9000円(月)に42~43名を専用。すべて政治活動補助に充当していることだが、何らかの理由により、176~179時間分の支給が認められなかったと記載されている。また、176~179時間分の支給が認められなかった理由が不明である。この点について、関係者は「176~179時間分の支給が認められなかった理由は不明である」としている。	同上。	同上、 県、丙A40。	
143	8146	甲9-21	143 石坂 真一	H27.7.31	人			H27.4.1~H28.3.31	時給300円	政治活動補助、資料整理等	現地調査 高工・経済産業行政等	57,600	57,600	100%	57,600	丙A41	5月から開始9000円(月)に42~43名を専用。すべて政治活動補助に充当していることだが、何らかの理由により、176~179時間分の支給が認められなかったと記載されている。また、176~179時間分の支給が認められなかった理由が不明である。この点について、関係者は「176~179時間分の支給が認められなかった理由は不明である」としている。	同上。	同上、 県、丙A41。	
144	8147	甲9-21	144 木村 裕文	H27.7.31	人			H27.4.1~H28.3.31	月給380,000円	政治活動にかかわる補助	資料収集 生活・保健福祉行政等	390,000	150,000	38%	150,000	丙A24	1日週休2日固定6000円(名を専用)・すべて政治活動補助に充当していることだが、何らかの理由により、176~179時間分の支給が認められなかったと記載されている。また、176~179時間分の支給が認められなかった理由が不明である。この点について、関係者は「176~179時間分の支給が認められなかった理由は不明である」としている。	同上。	同上、 県、丙A24。	
145	8148	甲9-21	145 高橋 文吉	H27.7.31	人			H27.4.1~H28.3.31	月給350,000円	政治調査に係る調査補助及び関係書類作成	資料収集 県土整備行政等	350,000	150,000	43%	150,000	丙A25	1日週休2日固定6000円(名を専用)・すべて政治活動補助に充当していることだが、何らかの理由により、176~179時間分の支給が認められなかったと記載されている。また、176~179時間分の支給が認められなかった理由が不明である。この点について、関係者は「176~179時間分の支給が認められなかった理由は不明である」としている。	同上。	同上、 県、丙A25。	
146	8149	甲9-21	146 平池 秀光	H27.7.31	人			H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政治調査に係る調査補助及び関係書類の作成	現地調査 県土整備行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A26	1日週休2日固定6000円(名を専用)・すべて政治活動補助に充当していることだが、何らかの理由により、176~179時間分の支給が認められなかったと記載されている。また、176~179時間分の支給が認められなかった理由が不明である。この点について、関係者は「176~179時間分の支給が認められなかった理由は不明である」としている。	同上。	同上、 県、丙A26。	

別紙4.
とちぎ自民民主党主張整理表（人件費）

番号	区画	住戸	氏名	在任日	工務費	投票	結果	作業量(投票数)	月	業務期間	業務内容	職務内容	支出金額	割合	負担金額	収支費	原否の理由	原否の理由	原否の理由	
147	6150	甲9-21	147 坂橋 一好	H27.7.31	人				1	H27.4.1~H28.3.31	政治活動にかかわる調査補助及び関係書類の作成	政治活動にかかわる調査補助及び関係書類の作成	月給300,000円	50%	150,000	両A27	政治活動にかかわる調査補助及び関係書類の作成		一般的外部作業家の指示について	原否の理由
148	6151	甲9-21	148 堀山 敬之	H27.8.31	人				1	H27.6.1~H28.3.31	政治活動に係る事務補助及び資料整理	政治活動に係る事務補助及び資料整理	時給1,200円	100%	86,400	両A43	政治活動に係る事務補助及び資料整理		原否の理由	原否の理由
149	6152	甲9-21	149 吉野 茂	H27.8.31	人				1	H27.5.1~H28.3.31	政治活動に関する事務作業	政治活動に関する事務作業	時給1,200円	100%	36,000	両A29	政治活動に関する事務作業		原否の理由	原否の理由
150	6153	甲9-21	150 阿部 博英	H27.8.31	人				1	H27.4.1~H28.3.31	政治活動に関する資料整理及び資料収集等	政治活動に関する資料整理及び資料収集等	月給40,000円	50%	70,000	両A2	政治活動に関する資料整理及び資料収集等		原否の理由	原否の理由
151	6154	甲9-21	151 阿部 博英	H27.8.31	人				1	H27.4.1~H28.3.31	政治活動に関する資料整理及び資料収集等	政治活動に関する資料整理及び資料収集等	時給1,100円	79%	80,000	両A3	政治活動に関する資料整理及び資料収集等		原否の理由	原否の理由
152	6155	甲9-21	152 池田 忠	H27.8.31	人				1	H27.4.1~H28.3.31	政治活動に係る補助及び関係書類の作成	政治活動に係る補助及び関係書類の作成	時給1,200円	68%	64,800	両A30	政治活動に係る補助及び関係書類の作成		原否の理由	原否の理由
153	6156	甲9-21	153 池田 忠	H27.8.31	人				1	H27.4.1~H28.3.31	政治活動に係る補助及び関係書類の作成	政治活動に係る補助及び関係書類の作成	時給1,200円	100%	85,200	両A31	政治活動に係る補助及び関係書類の作成		原否の理由	原否の理由
154	6157	甲9-21	154 森田 清	H27.8.31	人				1	H27.6.1~H28.3.31	政治活動に係る調査補助及び関係書類の作成	政治活動に係る調査補助及び関係書類の作成	月給300,000円	50%	150,000	両A44	政治活動に係る調査補助及び関係書類の作成		原否の理由	原否の理由

別紙4.
とちぎ自民党主張整理表(人件費)

番号	区画	区画	氏名	生年月日	選挙区	政党	投票回数(議決の場 名は任意)	雇用期間	以時費上の費用内容	職務内容	実施要上の範囲内容	支出金額	割合	政治活動	契約書	原簿の記載	原簿の記載(請求原因)	一般的労務的要素の提示について	並行する他の主張
155	6158	甲9-21	155	関谷 耕之	H27.8.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治活動に係る資料整理、 資料収集、作成	資料整理 生活・保健福祉行政等	48,000	100%	48,000	丙A6	丙A6	時給1000円で月から名(以下)とす。10月からはもう1名(以下)とす。別の名を月用している。いずれもすべて政治活動業務時間内に係る。月給1000円(10月)は、9月分(10月)と併せて支払われており、何れ月分だけの請求をするのか、何れ月分のみが請求されるのか、何れ月分が請求されるのか、政治活動に要する時間としては過剰であり、他の業務に要料として課料に課せられる。請求内容の記載は「資料整理、資料作成」とある。政治活動以外のほか、「行政」というだけで政治活動ではない。異い。	同上。	同上、 丙A6。
156	6159	甲9-21	156	中島 宏	H27.8.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給180,000円	政治活動に係る調査補助 及び関係書類の整理、作成 その他庶務業務	資料作成 県政経営行政等	180,000	47%	95,000	丙A7	丙A7	所定時間外休日固定給18万円(以下)とす。時給1000円で月から名(以下)とす。10月からはもう1名(以下)とす。別の名を月用している。いずれもすべて政治活動業務時間内に係る。月給180,000円(10月)は、9月分(10月)と併せて支払われており、何れ月分だけの請求をするのか、何れ月分のみが請求されるのか、何れ月分が請求されるのか、政治活動に要する時間としては過剰であり、他の業務に要料として課料に課せられる。請求内容の記載は「資料整理、資料作成」とある。政治活動以外のほか、「行政」というだけで政治活動ではない。異い。	同上。	同上、 丙A7。
157	6160	甲9-21	157	中島 宏	H27.8.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治活動に係る調査補助 及び関係書類の整理、作成	資料収集 県土整備行政等	64,000	100%	64,000	丙A8	丙A8	所定時間外休日固定給18万円(以下)とす。時給1000円で月から名(以下)とす。10月からはもう1名(以下)とす。別の名を月用している。いずれもすべて政治活動業務時間内に係る。月給64,000円(10月)は、9月分(10月)と併せて支払われており、何れ月分だけの請求をするのか、何れ月分のみが請求されるのか、何れ月分が請求されるのか、政治活動に要する時間としては過剰であり、他の業務に要料として課料に課せられる。請求内容の記載は「資料整理、資料作成」とある。政治活動以外のほか、「行政」というだけで政治活動ではない。異い。	同上。	同上、 丙A8。
158	6161	甲9-21	158	日向野 寛幸	H27.5.1	人	1	H27.5.1~H28.3.31	月給210,000円	政治活動に係る調査補助 及び書類作成	資料収集、商工・経済企画行政等	210,000	26%	54,800	丙A40	丙A40	2名雇用しており、各1名は所定時間外休日固定給21万円(以下)とす。他の1名は4月から9月までは時給800円(以下)とす。10月からは所定5時間外休日固定給10万円(以下)とす。A及びCは政治活動以外の業務への従事も予定されている。請求内容の記載は「資料整理、資料作成」とある。政治活動以外のほか、「行政」というだけで政治活動ではない。異い。	同上。	同上、 丙A40。
159	6162	甲9-21	159	日向野 寛幸	H27.5.1	人	1	H27.5.1~H28.3.31	時給300円	政治活動に係る調査補助 及び書類作成	資料収集 県政経営行政等	95,200	100%	95,200	丙A41	丙A41	2名雇用しており、各1名は所定時間外休日固定給21万円(以下)とす。他の1名は4月から9月までは時給300円(以下)とす。A及びCは政治活動以外の業務への従事も予定されている。請求内容の記載は「資料整理、資料作成」とある。政治活動以外のほか、「行政」というだけで政治活動ではない。異い。	同上。	同上、 丙A41。
160	6163	甲9-21	160	櫻松 盛人	H27.8.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	資料整理、政治活動に 関する事務等	資料整理 県土整備行政等	72,000	100%	72,000	丙A9	丙A9	時給1000円で月から名(以下)とす。5月分(以下)とす。別の名を月用している。いずれもすべて政治活動業務時間内に係る。月給72,000円(10月)は、9月分(10月)と併せて支払われており、何れ月分だけの請求をするのか、何れ月分のみが請求されるのか、何れ月分が請求されるのか、政治活動に要する時間としては過剰であり、他の業務に要料として課料に課せられる。請求内容の記載は「資料整理、資料作成」とある。政治活動以外のほか、「行政」というだけで政治活動ではない。異い。	同上。	同上、 丙A9。

別紙4
とちぎ自民党主義整理表(人件費)

番号	区画	ページ	氏名	年月日	工程	用途	就業人数(候補の場 合は特定)	契約書上の契約内容	契約書上の契約内容	実施上の経費内容	支出金額	充当額	控分	控分率	契約書	反証
169	6172	169	五十嵐 清	H27.8.31	人		1	1 H27.4.1~H28.3.31	総料 時給1000円	政治調査補助	48,000	48,000	100%	頁A34	同上。 頁A34。	
170	6173	170	五十嵐 清	H27.8.31	人		1	1 H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政治調査補助、資料整理	48,000	48,000	100%	頁A35	同上。 頁A35。	
171	6174	171	岩崎 悠	H27.8.31	人		1	1 H27.4.1~H28.3.31	月給370,000円	政治活動に係る活動補助 及び関係書類の作成	310,000	150,000	48%	頁A17	同上。 頁A17。	
172	6175	172	小林 隆夫	H27.8.31	人		1	1 H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政治調査に係る調査補助 及び関係書類の作成	91,800	90,000	98%	頁A19	同上。 頁A19。	
173	6176	173	小林 隆夫	H27.8.31	人		1	1 H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政治調査に係る調査補助 及び関係書類の作成	60,000	60,000	100%	頁A18	同上。 頁A18。	
174	6177	174	五月女 裕久彦	H27.8.31	人		1	1 H27.4.1~H28.3.31	時給1100円	政治調査の資料収集及び資 料整理	184,800	150,000	81%	頁A20	同上。 頁A20。	
175	6178	175	花塚 悠志	H27.8.31	人		1	1 H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政治活動に係る調査補助 及び書類の作成	104,000	78,000	75%	頁A21	同上。 頁A21。	
176	6179	176	花塚 悠志	H27.8.31	人		1	1 H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政治活動に係る活動補助及 び書類の作成	72,000	72,000	100%	頁A22	同上。 頁A22。	
177	6180	177	早川 尚秀	H27.8.31	人		1	1 H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政治活動に係る現地調 査、資料整理	20,000	20,000	100%	頁A36	同上。 頁A36。	

別紙4-
とちぎ民主党主張整理表(人件費)

番号	区画	ページ	氏名	年月日	経費(円)	議員名(議決の場合 は特定)	費用期間	総計	内容	経費上の経費内容	支出金額	区分	決定金額	発着書	原告の主張(請求原因)	被告側の主張(請求原因)	報告参加人の主張	反証
178	6181	甲9-21	178 神谷 幸伸	H27.8.31	人		1 H27.4.1~H28.3.31	時給300円	ハート	資料整理 商工-経済企業行政等	15,200	98%	150,000	頁A37	1日勤務時間180分以内(各雇用しているが、月1回以内勤務時間を超えておらず、政治活動に専ら時間を用いては過剰であり、他の活動に充てられていることが強く疑われるが、原告は、ア、マニュアル(甲9p11)の上層部(年間180万円)に各会社15万円を上限とし、他の活動に充てられている旨を主張し、資料整理・資料作成・資料収集のほか、行政上において政治活動ではない旨を主張している。	同上。	同上、 尚、頁A37。	
179	6182	甲9-21	179 蝶良 昭人	H27.8.31	人		1 H27.4.1~H28.3.31	時給1200円	政治活動に関する調査補助 印刷書籍類の作成	資料収集 県土整備行政等	75,600	98%	74,400	頁A38	時給1200円(月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(Bとする)の名を雇用している。いずれもすべて政治活動補助に使用し、したがって原告は、(甲)の上層部(年間180万円)に各会社15万円を上限とし、他の活動に充てられている旨を主張し、資料整理・資料作成・資料収集のほか、行政上において政治活動ではない旨を主張している。	同上。	同上、 尚、頁A38。	
180	6183	甲9-21	180 蝶良 昭人	H27.8.31	人		1 H27.7.1~H28.3.31	時給1200円	政治活動に関する調査補助	資料収集 商工-経済企業行政等	75,600	100%	75,600	頁A47	時給1200円(月から1名(Aとする)、7月からはもう1名(Bとする)の名を雇用している。いずれもすべて政治活動補助に使用し、したがって原告は、(甲)の上層部(年間180万円)に各会社15万円を上限とし、他の活動に充てられている旨を主張し、資料整理・資料作成・資料収集のほか、行政上において政治活動ではない旨を主張している。	同上。	同上、 尚、頁A47。	
181	6184	甲9-21	181 三森 文徳	H27.8.31	人		1 H27.4.1~H28.3.31	時給1000円	政治活動補助	資料整理 農林-環境行政等	94,000	100%	94,000	頁A23	1日勤務時間180分以内(各雇用しているが、月1回以内勤務時間を超えておらず、政治活動に専ら時間を用いては過剰であり、他の活動に充てられていることが強く疑われるが、原告は、ア、マニュアル(甲9p11)の上層部(年間180万円)に各会社15万円を上限とし、他の活動に充てられている旨を主張し、資料整理・資料作成・資料収集のほか、行政上において政治活動ではない旨を主張している。	同上。	同上、 尚、頁A23。	
182	6185	甲9-21	182 高橋 文吾	H27.8.31	人		1 H27.4.1~H28.3.31	月給350,000円	政治活動に関する調査補助 印刷書籍類の作成	資料収集 商工-経済企業行政等	350,000	43%	150,000	頁A25	1日勤務時間180分以内(各雇用しているが、月1回以内勤務時間を超えておらず、政治活動に専ら時間を用いては過剰であり、他の活動に充てられていることが強く疑われるが、原告は、ア、マニュアル(甲9p11)の上層部(年間180万円)に各会社15万円を上限とし、他の活動に充てられている旨を主張し、資料整理・資料作成・資料収集のほか、行政上において政治活動ではない旨を主張している。	同上。	同上、 尚、頁A25。	
183	6186	甲9-21	183 石坂 真一	H27.8.31	人		1 H27.4.1~H28.3.31	時給300円	政治活動補助、資料整理等	現地調査 県土整備行政等	35,100	100%	35,100	頁A39	5月から時給300円(月)に1名(各雇用しているが、すべて政治活動補助に使用している)とされ、全額が政治活動に充てられている旨を主張し、資料整理・資料作成・資料収集のほか、行政上において政治活動ではない旨を主張している。	同上。	同上、 尚、頁A39。	
184	6187	甲9-21	184 石坂 真一	H27.8.31	人		1 H27.4.1~H28.3.31	時給300円	政治活動補助、資料整理等	資料整理 商工-経済企業行政等	39,600	100%	39,600	頁A40	5月から時給300円(月)に1名(各雇用しているが、すべて政治活動補助に使用している)とされ、全額が政治活動に充てられている旨を主張し、資料整理・資料作成・資料収集のほか、行政上において政治活動ではない旨を主張している。	同上。	同上、 尚、頁A40。	
185	6188	甲9-21	185 石坂 真一	H27.8.31	人		1 H27.4.1~H28.3.31	時給300円	政治活動補助、資料整理等	現地調査 県土整備行政等	59,400	100%	59,400	頁A41	5月から時給300円(月)に1名(各雇用しているが、すべて政治活動補助に使用している)とされ、全額が政治活動に充てられている旨を主張し、資料整理・資料作成・資料収集のほか、行政上において政治活動ではない旨を主張している。	同上。	同上、 尚、頁A41。	

別紙4-
とちぎ自民党主張整理表 (人件費)

番号	区画	ページ	氏名	年月日	所属(党派)	投票区数(選挙の場 合は特定)	費用期間	支給上の支内内容	支給上の内容	支出金額	充当額	率分	票数2額	安封書	原否の主張	一般的労務的専事の履行について	選挙参加の主張	反証
186	6189	甲9-21	186 木村 好文	H27.8.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	給料 月額390,000円	政治活動にかかわる補助 政治活動にかかわる補助 及び関係書類の作成	380,000	150,000	39%	150,000	丙A24	150,000	同上。	一般的労務的専事の履行について 同上。	同上。 丙A24。
187	6190	甲9-21	187 坪地 秀光	H27.8.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月額300,000円	政治活動にかかわる補助 政治活動にかかわる補助 及び関係書類の作成	380,000	150,000	39%	150,000	丙A26	150,000	同上。	一般的労務的専事の履行について 同上。	同上。 丙A26。
188	6191	甲9-21	188 坂橋 一好	H27.8.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月額300,000円	政治活動にかかわる補助 政治活動にかかわる補助 及び関係書類の作成	300,000	150,000	50%	150,000	丙A27	150,000	同上。	一般的労務的専事の履行について 同上。	同上。 丙A27。
189	6192	甲9-21	189 横山 敬之	H27.9.30	人	1	H27.6.1~H28.3.31	時給1,200円	政治活動にかかわる補助 政治活動にかかわる補助 及び関係書類の作成	79,200	79,200	100%	79,200	丙A43	79,200	同上。	一般的労務的専事の履行について 同上。	同上。 丙A43。
190	6193	甲9-21	190 吉野 政	H27.9.30	人	1	H27.5.1~H28.3.31	時給1,200円	政治活動にかかわる補助 政治活動にかかわる補助 及び関係書類の作成	42,000	42,000	100%	42,000	丙A28	42,000	同上。	一般的労務的専事の履行について 同上。	同上。 丙A29。
191	6194	甲9-21	191 阿部 博英	H27.9.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月額140,000円	政治活動にかかわる補助 政治活動にかかわる補助 及び関係書類の作成	140,000	70,000	50%	70,000	丙A2	70,000	同上。	一般的労務的専事の履行について 同上。	同上。 丙A2。
192	6195	甲9-21	192 阿部 博英	H27.9.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政治活動にかかわる補助 政治活動にかかわる補助 及び関係書類の作成	97,900	80,000	82%	80,000	丙A3	80,000	同上。	一般的労務的専事の履行について 同上。	同上。 丙A3。
193	6196	甲9-21	193 池田 忠	H27.9.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政治活動にかかわる補助 政治活動にかかわる補助 及び関係書類の作成	95,600	82,600	86%	82,600	丙A30	82,600	同上。	一般的労務的専事の履行について 同上。	同上。 丙A30。

別紙4.
とちぎ自民党主張整理表(人件費)

番号	区画	氏名	年月日	経費(用途)	投票区数(種別の名は特定)	雇用期間	契約上の契約内容	契約内容	業務上の内容	支出金額	元金額	控分	控分率	契約書	原簿の経費	一般的対外的事業の振替について	振替-季加入の経費	戻金
194	6197	甲9-21	194	池田 忠	H27.9.30	H27.4.1~H28.3.31	1	総料 時給1200円	政治活動に係る補助及び、 関係書類の作成	政治活動に係る補助及び、 関係書類の作成	資料収集 文庫-業務行政等	67,200	100%	67,200	67,200	丙A31	同上。	同上。 前、丙A31。
195	6198	甲9-21	195	亀田 清	H27.9.30	H27.6.1~H28.3.31	1	月給3300,000円	政治活動に係る調査補助 及び関係書類の整理、作成	政治活動に係る調査補助 及び関係書類の作成	資料収集 生活-保健福祉行政等	300,000	50%	150,000	150,000	丙A44	同上。	同上。 前、丙A44。
196	6199	甲9-21	196	関谷 健之	H27.9.30	H27.4.1~H28.3.31	1	時給1000円	政治活動に係る調査補助 資料収集、作成	政治活動に係る調査補助 資料収集、作成	資料整理 生活-保健福祉行政等	64,000	100%	64,000	64,000	丙A6	同上。	同上。 前、丙A6。
197	6200	甲9-21	197	中島 宏	H27.9.30	H27.4.1~H28.3.31	1	月給180,000円	政治活動に係る調査補助 及び関係書類の整理、作成 その他関係業務	政治活動に係る調査補助 及び関係書類の整理、作成 その他関係業務	資料収集 商工-経済企業行政等	180,000	47%	84,000	84,000	丙A7	同上。	同上。 前、丙A7。
198	6201	甲9-21	198	中島 宏	H27.9.30	H27.4.1~H28.3.31	1	時給1000円	政治活動に係る調査補助 及び関係書類の整理、作成	政治活動に係る調査補助 及び関係書類の整理、作成	資料収集 生活-保健福祉行政等	96,000	100%	96,000	96,000	丙A8	同上。	同上。 前、丙A8。
199	6202	甲9-21	199	日向野 龍幸	H27.9.30	H27.5.1~H28.3.31	1	月給210,000円	政治活動に係る調査補助 及び関係書類の整理、作成	政治活動に係る調査補助 及び関係書類の作成	資料収集 生活-保健福祉行政等	210,000	50%	105,000	105,000	丙A40	同上。	同上。 前、丙A40。

別紙4
とちぎ自民民主党主張整理表（人件費）

番号	区画	ページ	氏名	年月日	経費	投票員数(種族の場 名は特記)	及第票上の契約内容		職務内容	実績票上の記載内容	支出金額	割合	請求金額	一般的外形形勢の表示(請求原因)	一般的外形形勢の表示(請求原因)	反証
							雇用期間	給料								
216	6219	甲9-21	218 花成 英志	H27.9.30	人		1H27.4.1~H28.3.31	給料1,000円	政治活動に係る調査補助 及び書類の作成	資料収集 生活-保健福祉行政等	112,000	50%	62,000	同上。 前、PA21。 前、PA22。	同上。 前、PA21。 前、PA22。	
217	6220	甲9-21	217 花成 英志	H27.9.30	人		1H27.4.1~H28.3.31	給料1,000円	政治活動に係る活動補助及 び書類の作成	資料整理 農林-環境行政等	88,000	100%	88,000	同上。	同上。	同上。 前、PA36。 前、PA37。
218	6221	甲9-21	218 岸川 尚秀	H27.9.30	人		1H27.4.1~H28.3.31	給料1,000円	政治活動に関する現地調 査、資料整理	現地調査 農林-環境行政等	20,000	100%	20,000	同上。	同上。	同上。 前、PA36。 前、PA37。
219	6222	甲9-21	219 神谷 幸伸	H27.9.30	人		1H27.4.1~H28.3.31	給料900円	パト-	資料収集 商工-経済企業行政等	156,400	95%	150,000	同上。	同上。	同上。 前、PA37。 前、PA38。
220	6223	甲9-21	220 熨良 昭人	H27.9.30	人		1H27.4.1~H28.3.31	給料1,200円	政治活動に関する調査補助 及び書類の作成	資料収集 生活-保健福祉行政等	74,400	100%	74,400	同上。	同上。	同上。 前、PA37。 前、PA38。
221	6224	甲9-21	221 熨良 昭人	H27.9.30	人		1H27.7.1~H28.3.31	給料1,200円	政治活動に関する調査補助	資料収集 農林-環境行政等	74,400	100%	74,400	同上。	同上。	同上。 前、PA47。 前、PA47。
222	6225	甲9-21	222 三森 文彦	H27.9.30	人		1H27.4.1~H28.3.31	給料1,000円	政治調査補佐	資料整理 県土整備行政等	98,000	100%	98,000	同上。	同上。	同上。 前、PA23。 前、PA23。
223	6226	甲9-21	223 石坂 真一	H27.9.30	人		1H27.4.1~H28.3.31	給料900円	政治活動補助、資料整理等	資料作成 県土整備行政等	33,300	80%	27,600	同上。	同上。	同上。 前、PA39。 前、PA39。

別紙4- 同志党自民党主張整理表(人件費)

番号	区画	氏名	年月日	経費	使途	投票数(候補の得票率は特定)	業務期間	業務内容	業務上の取組内容	支出金額	売出額	控分	違法金額	取引量	原簿の写本	一般的形勢調査の調査について	電着・電送人の証言	反証
224	627	甲P-21	224	石坂 真一	H27.9.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	事務活動補助、資料整理等	資料整理 果工監執行政等	資料整理 果工監執行政等	46,800	46,800	100%	46,800	PA-A40	5月から開始300円で月により45名を雇用し、すべて政治活動補助に充てることとし、金額が充当されている。ただし、ユニフォーム(甲Pp11)の上服類(年間180万円)に含む合計15万円を超過するものは一部減額して充当されている。1月のみ8時間である場合は月12~17時間に入っており、向後それだけの時間とする。10月以降は他、他の業務に充当していることが認められる。業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料収集」のほか、「行政」というだけで政治活動ではないと見られる。	同上。	同上、 向、PA-A40。
225	628	甲P-21	225	石坂 真一	H27.9.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	事務活動補助、資料整理等	資料収集 果工監執行政等	資料収集 果工監執行政等	31,500	31,500	100%	31,500	PA-A41	5月から開始300円で月により45名を雇用し、すべて政治活動補助に充てることとし、金額が充当されている。ただし、ユニフォーム(甲Pp11)の上服類(年間180万円)に含む合計15万円を超過するものは一部減額して充当されている。1月のみ8時間である場合は月12~17時間に入っており、向後それだけの時間とする。10月以降は他、他の業務に充当していることが認められる。業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料収集」のほか、「行政」というだけで政治活動ではないと見られる。	同上。	同上、 向、PA-A41。
226	629	甲P-21	226	石坂 真一	H27.9.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	事務活動補助、資料整理等	資料収集 果工監執行政等	資料収集 果工監執行政等	44,100	44,100	100%	44,100	PA-A42	5月から開始300円で月により45名を雇用し、すべて政治活動補助に充てることとし、金額が充当されている。ただし、ユニフォーム(甲Pp11)の上服類(年間180万円)に含む合計15万円を超過するものは一部減額して充当されている。1月のみ8時間である場合は月12~17時間に入っており、向後それだけの時間とする。10月以降は他、他の業務に充当していることが認められる。業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料収集」のほか、「行政」というだけで政治活動ではないと見られる。	同上。	同上、 向、PA-A42。
227	630	甲P-21	227	木村 裕文	H27.9.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	事務活動にかかわる補助	資料収集 果工監執行政等	資料収集 果工監執行政等	360,000	150,000	39%	150,000	PA-A24	1日開始2日間定額3000円(各名を雇用しているが、13時間~18時間間の労働時間で、政治活動以外の業務への従事も含まれており、業務上の取組内容の記載は「事務活動」であるが、政治活動補助に充当されている。10月以降は他、他の業務に充当していることが認められる。業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料収集」のほか、「行政」というだけで政治活動ではないと見られる。	同上。	同上、 向、PA-A24。
228	631	甲P-21	228	高橋 文彦	H27.9.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	事務活動にかかわる補助	資料収集 果工監執行政等	資料収集 果工監執行政等	350,000	150,000	43%	150,000	PA-A25	1日開始2日間定額3000円(各名を雇用しているが、13時間~18時間間の労働時間で、政治活動以外の業務への従事も含まれており、業務上の取組内容の記載は「事務活動」であるが、政治活動補助に充当されている。10月以降は他、他の業務に充当していることが認められる。業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料収集」のほか、「行政」というだけで政治活動ではないと見られる。	同上。	同上、 向、PA-A25。
229	632	甲P-21	229	平池 秀光	H27.9.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	事務活動にかかわる補助	資料収集 果工監執行政等	資料収集 果工監執行政等	300,000	150,000	50%	150,000	PA-A26	1日開始2日間定額3000円(各名を雇用しているが、13時間~18時間間の労働時間で、政治活動以外の業務への従事も含まれており、業務上の取組内容の記載は「事務活動」であるが、政治活動補助に充当されている。10月以降は他、他の業務に充当していることが認められる。業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料収集」のほか、「行政」というだけで政治活動ではないと見られる。	同上。	同上、 向、PA-A26。
230	633	甲P-21	230	佐藤 一好	H27.9.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	事務活動にかかわる補助	資料収集 果工監執行政等	資料収集 果工監執行政等	300,000	150,000	50%	150,000	PA-A27	1日開始2日間定額3000円(各名を雇用しているが、13時間~18時間間の労働時間で、政治活動以外の業務への従事も含まれており、業務上の取組内容の記載は「事務活動」であるが、政治活動補助に充当されている。10月以降は他、他の業務に充当していることが認められる。業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料収集」のほか、「行政」というだけで政治活動ではないと見られる。	同上。	同上、 向、PA-A27。

別紙4
とらぎ自民党主張整理表（人件費）

番号	区役	ページ	氏名	年月日	所属	従事業務(議会の場 外含む)	雇用期間	契約書上の契約内容	職務内容	実施内容	支出金額	充当額	控分	業種名額	契約書	原書の写取(請求原因)	一般社外関係者の表示について	返信
231	624	甲9-21	231 藤藤 剛郎	H27.10.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	総務 政治活動に係る事務補助 及び資料整理	資料整理 県政経営行政等	資料整理 県政経営行政等	75,000	75,000	100%	75,000	丙A48	11月1日以前に政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでない。11月1日以後は政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。11月1日以前は政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。11月1日以後は政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。	同上。	同上、 丙A48。
232	625	甲9-21	232 藤藤 剛郎	H27.10.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	総務 政治活動に係る事務補助 及び資料整理	資料整理 県政経営行政等	資料整理 県政経営行政等	75,000	75,000	100%	75,000	丙A49	11月1日以前に政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。11月1日以後は政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。11月1日以前は政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。	同上。	同上、 丙A49。
233	626	甲9-21	233 堀山 敬之	H27.10.31	人	1	H27.6.1~H28.3.31	総務 政治活動に係る事務補助 及び資料整理	資料収受 生活・保健福祉行政等	資料収受 生活・保健福祉行政等	82,800	82,800	100%	82,800	丙A43	11月1日以前に政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。11月1日以後は政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。11月1日以前は政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。	同上。	同上、 丙A43。
234	627	甲9-21	234 吉岡 茂	H27.10.31	人	1	H27.5.1~H28.3.31	総務 政治活動に係る事務補助 及び資料整理	資料作成 県土整備行政等	資料作成 県土整備行政等	38,400	38,400	100%	38,400	丙A29	11月1日以前に政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。11月1日以後は政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。11月1日以前は政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。	同上。	同上、 丙A29。
235	628	甲9-21	235 阿部 博美	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	総務 政治活動に係る資料 整理及び資料収受	資料収受 商工・経済企業行政等	資料収受 商工・経済企業行政等	140,000	52,200	38%	52,200	丙A2	4月1日から11月1日まで政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。11月1日以後は政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。4月1日以前は政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。	同上。	同上、 丙A2。
236	629	甲9-21	236 阿部 博美	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	総務 政治活動に係る資料 整理及び資料収受	資料収受 商工・経済企業行政等	資料収受 商工・経済企業行政等	96,800	96,800	100%	96,800	丙A3	4月1日から11月1日まで政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。11月1日以後は政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。4月1日以前は政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。	同上。	同上、 丙A3。
237	624	甲9-21	237 池田 忠	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	総務 政治活動に係る補助及び 関係書類の作成	資料整理 生活・保健福祉行政等	資料整理 生活・保健福祉行政等	87,600	79,800	91%	79,800	丙A31	4月1日から11月1日まで政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。11月1日以後は政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。4月1日以前は政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。	同上。	同上、 丙A31。
238	624	甲9-21	238 池田 忠	H27.10.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	総務 政治活動に係る補助及び 関係書類の作成	資料整理 県土整備行政等	資料整理 県土整備行政等	70,200	70,200	100%	70,200	丙A30	4月1日から11月1日まで政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。11月1日以後は政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。4月1日以前は政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。	同上。	同上、 丙A30。
239	624	甲9-21	239 亀田 清	H27.10.31	人	1	H27.6.1~H28.3.31	総務 政治活動に係る事務補助 及び関係書類の作成	資料作成 生活・保健福祉行政等	資料作成 生活・保健福祉行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A44	6月1日から11月1日まで政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。11月1日以後は政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。6月1日以前は政治活動業務補助に就任しており、勤労の記録は資料整理、資料収受、のほか、行政というだけでなく政治活動業務補助に就任している。	同上。	同上、 丙A44。

別紙4-
とらぎ自民党主張整理表 (人件費)

番号	区画	ページ	氏名	年月日	所属党派	従業員数(選挙の場合)	雇用期間	報酬	職務内容	実施上の記載内容	支出金額	充当額	控分	選挙分額	支給額	原金の生残	一般的外局等事務の指示(指示について)	返正
240	6243	甲9-21	240 関谷 峰之	H27.10.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政治活動に係る資料整理、資料作成、作成	資料整理 県土整備行政等	62,000	62,000	100%	62,000	丙A50	同上	同上	同上、 丙A50、 丙A50、 丙A50、 丙A50、
241	6244	甲9-21	241 関谷 峰之	H27.10.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政治活動に係る資料整理、資料作成、作成	資料整理 生活・保健福祉行政等	35,000	35,000	100%	35,000	丙A6	同上	同上	同上、 丙A6、 丙A6、
242	6245	甲9-21	242 中島 空	H27.10.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	月給180,000円	政治活動に係る関係補助及び関係書類の整理、作成、その他関係業務	資料整理 県政経常行政等	180,000	89,000	49%	89,000	丙A7	同上	同上	同上、 丙A7、
243	6246	甲9-21	243 中島 空	H27.10.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政治活動に係る関係補助及び関係書類の整理、作成	資料整理 生活・保健福祉行政等	61,000	61,000	100%	61,000	丙A8	同上	同上	同上、 丙A8、
244	6247	甲9-21	244 日向野 義章	H27.10.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	月給210,000円	政治活動に係る関係補助及び書類作成	資料整理 県土整備行政等	210,000	100,000	48%	100,000	丙A40	同上	同上	同上、 丙A40、
245	6248	甲9-21	245 日向野 義章	H27.10.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	月給100,000円	政治活動に係る関係補助及び書類作成	資料整理 生活・保健福祉行政等	100,000	50,000	50%	50,000	丙A51	同上	同上	同上、 丙A51、
246	6249	甲9-21	246 横橋 聖人	H27.10.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	資料整理、政治活動に関与する業務等	資料整理 県土整備行政等	72,000	72,000	100%	72,000	丙A9	同上	同上	同上、 丙A9、

別紙4.
とちぎ自民民主党主張整理表 (人件費)

番号	氏名	年月日	性別	年齢	所属	契約書上の契約内容		業務上の依頼内容	支出金額	充当額	区分	算定金額	契約書	原告の主張	一般的外形的事実の提示について	反証
						従業員数(種数の場合は特定)	雇用期間									
247	甲9-21 横松 聖人	H27.10.31	人			1	H27.11.~H28.3.31	政治活動に際する事務補助及び資料整理	15,000	15,000	100%	15,000	甲A10	同。甲A10。甲A11。	同上。	同上。甲A10。
248	甲9-21 阿部 勇一	H27.10.31	人			1	H27.11.~H28.3.31	政治活動補助	70,000	70,000	100%	70,000	甲A11	同。甲A11。	同上。	同上。甲A11。
249	甲9-21 阿部 勇一	H27.10.31	人			1	H27.11.~H28.3.31	政治活動補助	70,000	70,000	100%	70,000	甲A12	同。甲A12。	同上。	同上。甲A12。
250	甲9-21 金子 希	H27.10.31	人			1	H27.11.~H28.3.31	政治活動に際する事務補助及び関係書類の整理	79,200	79,200	100%	79,200	甲A13	同。甲A13。	同上。	同上。甲A13。
251	甲9-21 佐藤 良	H27.10.31	人			1	H27.11.~H28.3.31	政治活動に際する事務補助及び関係書類の作成	130,000	130,000	100%	130,000	甲A14	同。甲A14。	同上。	同上。甲A14。
252	甲9-21 山形 裕浩	H27.10.31	人			1	H27.11.~H28.3.31	政治活動に際する事務補助	176,000	150,000	85%	150,000	甲A15	同。甲A15。	同上。	同上。甲A15。
253	甲9-21 若林 和雄	H27.10.31	人			1	H27.11.~H28.3.31	事務一般	132,300	132,300	100%	132,300	甲A16	同。甲A16。	同上。	同上。甲A16。
254	甲9-21 五十嵐 清	H27.10.31	人			1	H27.11.~H28.3.31	政治活動補助	98,000	98,000	100%	98,000	甲A34	同。甲A34。	同上。	同上。甲A34。

別紙4.
とちぎ自民党主張整理表（人件費）

番号	区画	氏名	在任日	所属(党派)	従業員数(投票の場 邑別特定)	雇用期間	総料	職務内容	集票率上の記載内容	支払金額	充当額	控分	控分率	受託者	原告の主張 一般的外形的事象の提示(請求原因)	被告の主張 一般的外形的事象の提示について	取証
255	6258	甲9-21	255	五十嵐 清	H27.10.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31 時給1000円	政治調査補助、資料整理	政治調査 商工・経済企業行政等	40,000	40,000	100%	丙A35	丙A35	丙A35	同上。	同上。 丙A35。
256	6259	甲9-21	256	岩崎 信	H27.10.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31 月給310,000円	政治活動に係わる活動補助 及び関係書類の作成	資料収集 県政推進行政等	310,000	150,000	48%	丙A17	丙A17	丙A17	丙A17	丙A17。
257	6260	甲9-21	257	小林 幹夫	H27.10.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31 時給300円	政治調査に係わる調査補助 及び関係書類の作成	資料整理 商工・経済企業行政等	97,200	81,000	83%	丙A19	丙A19	丙A19	丙A19。	丙A19。
258	6261	甲9-21	258	小林 幹夫	H27.10.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31 時給300円	政治調査に係わる調査補助 及び関係書類の作成	現地調査 県土整備行政等	69,000	69,000	100%	丙A18	丙A18	丙A18	丙A18。	丙A18。
259	6262	甲9-21	259	五月女 裕久雄	H27.10.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31 時給1100円	政治調査の資料収集及び資 料整理	資料収集 県政推進行政等	164,800	150,000	81%	丙A20	丙A20	丙A20	丙A20。	丙A20。
260	6263	甲9-21	260	花塚 隆志	H27.10.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31 時給1000円	政治活動に係わる調査補助 及び書類の作成	資料収集 商工・経済企業行政等	152,000	94,000	62%	丙A21	丙A21	丙A21	丙A21。	丙A21。
261	6264	甲9-21	261	花塚 隆志	H27.10.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31 時給1000円	政治活動に係わる活動補助及 び書類の作成	資料収集 商工・経済企業行政等	56,000	56,000	100%	丙A22	丙A22	丙A22	丙A22。	丙A22。
262	6265	甲9-21	262	黒川 尚秀	H27.10.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31 時給1000円	政治活動に係わる現地調 査、資料整理	現地調査 文書・資料行政等	20,000	20,000	100%	丙A36	丙A36	丙A36	丙A36。	丙A36。
263	6266	甲9-21	263	神谷 常伸	H27.10.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31 時給300円	政治活動に係わる活動補助 及び関係書類の作成	資料収集 商工・経済企業行政等	151,200	150,000	99%	丙A37	丙A37	丙A37	丙A37。	丙A37。

別紙4-
とちぎ自民党主張整理表（人件費）

番号	区画	ハース	氏名	役職	投票 票数	従事員数(投票の場 合は特記)	実施上の契約内容	契約期間	総料	職務内容	実施上の契約内容	支払金額	割合	請求金額	契約量	原簿の記載	一般的外形的事実の提示について	反証		
264	甲9-21	264	橋本 昭人	人	H27.10.31	1	H27.4.1~H28.3.31	総料 1,200円	政治活動に関する調査補助 及び関係書類の作成	資料収集 果樹産物行政等	75,600	74,400	98%	74,400	PA38	74,400	74,400	98%	74,400	同上。 尚、PA38。
265	甲9-21	265	橋本 昭人	人	H27.10.31	1	H27.4.1~H28.3.31	総料 1,000円	政治活動に関する調査補助	資料収集 生活・保健福祉行政等	75,600	75,600	100%	75,600	PA47	75,600	75,600	100%	75,600	同上。 尚、PA47。
266	甲9-21	266	三塚 文徳	人	H27.10.31	1	H27.4.1~H28.3.31	総料 1,000円	政治調査補佐	資料収集 果樹産物行政等	113,000	113,000	100%	113,000	PA23	113,000	113,000	100%	113,000	同上。 尚、PA23。
267	甲9-21	267	石坂 真一	人	H27.10.31	1	H27.4.1~H28.3.31	総料 800円	政治活動補助、資料整理等	現地調査 果樹産物行政等	30,000	28,800	79%	28,800	PA39	28,800	28,800	79%	28,800	同上。 尚、PA39。
268	甲9-21	268	石坂 真一	人	H27.10.31	1	H27.4.1~H28.3.31	総料 800円	政治活動補助、資料整理等	資料整理 果樹産物行政等	45,000	45,000	100%	45,000	PA40	45,000	45,000	100%	45,000	同上。 尚、PA40。
269	甲9-21	269	石坂 真一	人	H27.10.31	1	H27.4.1~H28.3.31	総料 900円	政治活動補助、資料整理等	資料整理 生活・保健福祉行政等	30,600	30,600	100%	30,600	PA41	30,600	30,600	100%	30,600	同上。 尚、PA41。
270	甲9-21	270	石坂 真一	人	H27.10.31	1	H27.4.1~H28.3.31	総料 500円	政治活動補助、資料整理等	現地調査 果樹産物行政等	45,900	45,900	100%	45,900	PA42	45,900	45,900	100%	45,900	同上。 尚、PA42。

別紙4-
とちぎ自民党主張整理表(人件費)

番号	区役	氏名	生年月日	性別	役職	従業期間(特約者の場合は特定)	業務上の活動内容	職務内容	支出金額	元金額	控分	差額	受給者	原価の発生(請求原因)	一般的外部的事業の提示について	取証
293	6298	甲9-21	阿部 勇一	H27.11.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	総務	政治活動補助	60,000	60,000	100%	0	阿A12	阿A12	阿A12	同上
294	6297	甲9-21	金子 裕	H27.11.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	総務	政治活動に際する調査補助及び関係書類の作成	75,800	75,800	100%	0	阿A13	阿A13	阿A13	同上
295	6298	甲9-21	佐藤 良	H27.11.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	総務	政治活動に際する調査補助及び関係書類の作成	150,000	150,000	100%	0	阿A14	阿A14	阿A14	同上
296	6299	甲9-21	山形 修治	H27.11.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	総務	政治活動に際する調査補助	150,000	150,000	99%	100	阿A15	阿A15	阿A15	同上
297	6300	甲9-21	香林 和雄	H27.11.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	総務	事務一般	119,700	119,700	100%	0	阿A16	阿A16	阿A16	同上
298	6301	甲9-21	五十嵐 清	H27.11.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	総務	政治調査補助	96,000	96,000	100%	0	阿A34	阿A34	阿A34	同上
299	6302	甲9-21	五十嵐 清	H27.11.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	総務	政治調査補助	40,000	40,000	100%	0	阿A35	阿A35	阿A35	同上
300	6303	甲9-21	岸崎 健	H27.11.30	人	1 H27.4.1~H28.3.31	総務	政治活動に際する調査補助及び関係書類の作成	310,000	150,000	48%	160,000	阿A17	阿A17	阿A17	同上

別紙4. ところざち民主党主張整理表(人件費)

番号	区名	氏名	生年月日	性別	職業	従業数(複数の場合は併記)	任用期間	月額	支給内容	支給金額	控分	控分金額	要計畫	原簿の記載	原簿の記載(請求原因)	一般的体系的事業の提示について	報告(参加)の主張	反証
301	甲9-21	小林 幹夫	H27.11.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	資料収集 県政経済企業行政等 資料整理 県政経済企業行政等	97,200	86%	84,000	丙A19	時給500円(以下)と1,000円(以下)の2名を雇用しているが、毎月12日(月)、2日(火)と17日(日)に計3回、8時間以内(月)の期間を要するが、このうち10日(日)は17~18時間、12日(月)は18~19時間の期間を要する。上記期間内において、他の業務に支障をきたさないよう配慮し、必要に応じて業務を調整し、必要に応じて19時間以内(月)の期間を要する。業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料収集」のほか、「行政」以外で活動している旨を記載している。	同上。	同上。	同上。 丙、丙A19。	
302	甲9-21	小林 幹夫	H27.11.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	時給300円	政治運動に関する啓蒙活動及び関係書類の作成	66,000	100%	66,000	丙A18	時給500円(以下)と1,000円(以下)の2名を雇用しているが、4月12日(月)、5月13日(月)に計2回、8時間以内(月)の期間を要するが、このうち10日(日)は17~18時間、13日(月)は18~19時間の期間を要する。上記期間内において、他の業務に支障をきたさないよう配慮し、必要に応じて業務を調整し、必要に応じて19時間以内(月)の期間を要する。業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料収集」のほか、「行政」以外で活動している旨を記載している。	同上。	同上。	同上。 丙、丙A18。	
303	甲9-21	五月女 裕久彦	H27.11.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	政治運動の資料収集及び資料整理	150,000	80%	150,000	丙A20	1日8時間(週休2日)を雇用しているが、月120~170時間、別途週休2日(月)の期間を要するが、前項から引き続き雇用されている旨を記載している。業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料収集」のほか、「行政」以外で活動している旨を記載している。	同上。	同上。	同上。 丙、丙A20。	
304	甲9-21	花塚 茂志	H27.11.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治運動に関する啓蒙活動及び関係書類の作成	88,000	89%	78,000	丙A21	時給1,000円、1日8時間(週休2日)を雇用しているが、4月を除きすべて政治運動業務に専念して活動しており、4月を除き毎月12日(月)、2日(火)と17日(日)に計3回、8時間以内(月)の期間を要するが、このうち10日(日)は17~18時間、2日(火)は18~19時間の期間を要するが、5月17日(日)から20日(月)にわたって、必要に応じて業務を調整し、必要に応じて19時間以内(月)の期間を要する。業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料収集」のほか、「行政」以外で活動している旨を記載している。	同上。	同上。	同上。 丙、丙A21。	
305	甲9-21	花塚 茂志	H27.11.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治運動に関する啓蒙活動及び関係書類の作成	72,000	100%	72,000	丙A22	時給1,000円、1日8時間(週休2日)を雇用しているが、4月を除きすべて政治運動業務に専念して活動しており、4月を除き毎月12日(月)、2日(火)と17日(日)に計3回、8時間以内(月)の期間を要するが、このうち10日(日)は17~18時間、2日(火)は18~19時間の期間を要するが、5月17日(日)から20日(月)にわたって、必要に応じて業務を調整し、必要に応じて19時間以内(月)の期間を要する。業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料収集」のほか、「行政」以外で活動している旨を記載している。	同上。	同上。	同上。 丙、丙A22。	
306	甲9-21	早川 尚希	H27.11.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治運動に関する啓蒙活動及び関係書類の作成	24,000	100%	24,000	丙A36	5月から時給1,000円(以下)を雇用し、政治運動業務に専念して活動しているが、12月までは20~25時間の期間を要しており、12月を除く毎月12日(月)、2日(火)と17日(日)に計3回、8時間以内(月)の期間を要するが、このうち10日(日)は17~18時間、2日(火)は18~19時間の期間を要するが、5月17日(日)から20日(月)にわたって、必要に応じて業務を調整し、必要に応じて19時間以内(月)の期間を要する。業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料収集」のほか、「行政」以外で活動している旨を記載している。	同上。	同上。	同上。 丙、丙A36。	
307	甲9-21	神谷 幸伸	H27.11.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	時給500円	パート	151,200	99%	150,000	丙A37	1日8時間(週休2日)時給500円で活動を雇用しているが、月152~176時間以内(月)を要するが、別途週休2日(月)の期間を要するが、前項から引き続き雇用されている旨を記載している。業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料収集」のほか、「行政」以外で活動している旨を記載している。	同上。	同上。	同上。 丙、丙A37。	
308	甲9-21	蟻島 昭人	H27.11.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政治運動に関する啓蒙活動及び関係書類の作成	78,000	95%	74,400	丙A38	時給200円(以下)と1,200円(以下)の2名を雇用している。7月からは1名(以下)を雇用している。業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料収集」のほか、「行政」以外で活動している旨を記載している。	同上。	同上。	同上。 丙、丙A38。	
309	甲9-21	蟻島 昭人	H27.11.30	人			1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政治運動に関する啓蒙活動及び関係書類の作成	75,600	100%	75,600	丙A47	時給200円(以下)と1,200円(以下)の2名を雇用している。7月からは1名(以下)を雇用している。業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料収集」のほか、「行政」以外で活動している旨を記載している。	同上。	同上。	同上。 丙、丙A47。	

別紙4.
とちぎ自民党主張整理表 (人件費)

番号	型別	ページ	氏名	全日	1日	所要日数	従業員(候補の名簿特定)	雇用期間	給料	職務内容	実績上の経費内容	支出金額	死亡額	控分	控分率	契約書	原告の主張	一般的法的専門家の提示について	被告の主張	反証
310	6313	甲9-21	310 三森 文彦	H27.11.30	H27.11.30	1	H27.4.1~H28.3.31	1	時給1,000円	政治調査補佐	資料整理 文庫・書籍行政等	108,000	108,000	100%	丙A23	白書に日誌(100円)を名義使用し、すべて政治活動補助に用いた。原告は「政治活動補助に用いた」と主張するが、被告は「政治活動補助に用いた」と主張する。原告は「政治活動補助に用いた」と主張するが、被告は「政治活動補助に用いた」と主張する。	同上。	同上。 丙、丙A23。		
311	6314	甲9-21	311 石坂 真一	H27.11.30	H27.11.30	1	H27.4.1~H28.3.31	1	時給300円	政治活動補助、資料整理等	現地調査 県土整備行政等	36,000	35,700	98%	丙A39	5月から前年9月まで月により2~4名を雇用し、すべて政治活動補助に用いた。原告は「政治活動補助に用いた」と主張するが、被告は「政治活動補助に用いた」と主張する。	同上。	同上。 丙、丙A39。		
312	6315	甲9-21	312 石坂 真一	H27.11.30	H27.11.30	1	H27.4.1~H28.3.31	1	時給300円	政治活動補助、資料整理等	資料整理 県土整備行政等	40,500	40,500	100%	丙A40	5月から前年9月まで月により2~4名を雇用し、すべて政治活動補助に用いた。原告は「政治活動補助に用いた」と主張するが、被告は「政治活動補助に用いた」と主張する。	同上。	同上。 丙、丙A40。		
313	6316	甲9-21	313 石坂 真一	H27.11.30	H27.11.30	1	H27.4.1~H28.3.31	1	時給300円	政治活動補助、資料整理等	資料整理 県土整備行政等	27,000	27,000	100%	丙A41	5月から前年9月まで月により2~4名を雇用し、すべて政治活動補助に用いた。原告は「政治活動補助に用いた」と主張するが、被告は「政治活動補助に用いた」と主張する。	同上。	同上。 丙、丙A41。		
314	6317	甲9-21	314 石坂 真一	H27.11.30	H27.11.30	1	H27.4.1~H28.3.31	1	時給300円	政治活動補助、資料整理等	現地調査 県土整備行政等	46,800	46,800	100%	丙A42	5月から前年9月まで月により2~4名を雇用し、すべて政治活動補助に用いた。原告は「政治活動補助に用いた」と主張するが、被告は「政治活動補助に用いた」と主張する。	同上。	同上。 丙、丙A42。		
315	6318	甲9-21	315 木村 好文	H27.11.30	H27.11.30	1	H27.4.1~H28.3.31	1	月給380,000円	政治活動にかかわる補助	資料収集 商工・経済企業行政等	380,000	150,000	39%	丙A24	1日週休日(月)に63,000円(月)を名義使用し、すべて政治活動補助に用いた。原告は「政治活動補助に用いた」と主張するが、被告は「政治活動補助に用いた」と主張する。	同上。	同上。 丙、丙A24。		
316	6319	甲9-21	316 重樫 文吉	H27.11.30	H27.11.30	1	H27.4.1~H28.3.31	1	月給350,000円	政治活動にかかわる補助及び関係書類作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	350,000	150,000	43%	丙A25	1日週休日(月)に63,000円(月)を名義使用し、すべて政治活動補助に用いた。原告は「政治活動補助に用いた」と主張するが、被告は「政治活動補助に用いた」と主張する。	同上。	同上。 丙、丙A25。		

別紙4.
とちぎ自民党主張整理表(人件費)

番号	区画	ページ	氏名	生月日	工数(人)	定額(円)	従業員数(複数名の場合指定)	契約期間	契約内容	契約金額	割合	支出金額	実働率	実働金額	契約書	原書の所在	一般的外形計算書の提出について	報告参加人の主張	反応
317	6320	甲9-21	317 平地 秀光	H27.1.30	人	1		H27.1.1~H28.3.31	総務科 政治活動にかかわる事務補助及び関係書類の作成	月給300,000円		300,000		150,000	丙A26	1500時間以内(予定)で各活用(月)を行い、事務補助と関係書類の作成について50時間以内(予定)で各活用(月)を行うこととなる。17時~20時の労働時間で、政治活動以外の業務への従事も予定されている。実績上、政治活動以外の業務への従事も予定されているが、実績上、政治活動以外の業務への従事も予定されている。	同上。	同上。 丙、丙A26。	
318	6321	甲9-21	318 坂橋 一好	H27.1.30	人	1		H27.1.1~H28.3.31	総務科 政治活動にかかわる事務補助及び関係書類の作成	月給300,000円	50%	150,000		150,000	丙A27	1500時間以内(予定)で各活用(月)を行い、事務補助と関係書類の作成について50時間以内(予定)で各活用(月)を行うこととなる。17時~20時の労働時間で、政治活動以外の業務への従事も予定されている。実績上、政治活動以外の業務への従事も予定されている。	同上。	同上。 丙、丙A27。	
319	6322	甲9-21	319 藤澤 剛郎	H27.1.30	人	1		H27.1.1~H28.3.31	総務科 政治活動にかかわる事務補助及び関係書類の作成	月給1,000円	100%	75,000		75,000	丙A48	11名を月10日以内(予定)で各活用(月)を行い、事務補助と関係書類の作成について50時間以内(予定)で各活用(月)を行うこととなる。17時~20時の労働時間で、政治活動以外の業務への従事も予定されている。実績上、政治活動以外の業務への従事も予定されている。	同上。	同上。 丙、丙A48。	
320	6323	甲9-21	320 藤澤 剛郎	H27.1.30	人	1		H27.1.1~H28.3.31	総務科 政治活動にかかわる事務補助及び関係書類の作成	月給1,000円	100%	75,000		75,000	丙A49	11名を月10日以内(予定)で各活用(月)を行い、事務補助と関係書類の作成について50時間以内(予定)で各活用(月)を行うこととなる。17時~20時の労働時間で、政治活動以外の業務への従事も予定されている。実績上、政治活動以外の業務への従事も予定されている。	同上。	同上。 丙、丙A49。	
321	6324	甲9-21	321 堀山 敬之	H27.1.30	人	1		H27.1.1~H28.3.31	総務科 政治活動にかかわる事務補助及び関係書類の作成	月給1,200円	100%	98,400		98,400	丙A43	11名を月10日以内(予定)で各活用(月)を行い、事務補助と関係書類の作成について50時間以内(予定)で各活用(月)を行うこととなる。17時~20時の労働時間で、政治活動以外の業務への従事も予定されている。実績上、政治活動以外の業務への従事も予定されている。	同上。	同上。 丙、丙A43。	
322	6325	甲9-21	322 吉野 茂	H27.1.30	人	1		H27.1.1~H28.3.31	総務科 政治活動にかかわる事務補助及び関係書類の作成	月給1,200円	100%	98,400		98,400	丙A52	11名を月10日以内(予定)で各活用(月)を行い、事務補助と関係書類の作成について50時間以内(予定)で各活用(月)を行うこととなる。17時~20時の労働時間で、政治活動以外の業務への従事も予定されている。実績上、政治活動以外の業務への従事も予定されている。	同上。	同上。 丙、丙A52。	
323	6326	甲9-21	323 阿部 博英	H27.1.30	人	1		H27.1.1~H28.3.31	総務科 政治活動にかかわる事務補助及び関係書類の作成	月給40,000円	44%	140,000		60,900	丙A2	4月および5月(予定)で各活用(月)を行い、事務補助と関係書類の作成について50時間以内(予定)で各活用(月)を行うこととなる。17時~20時の労働時間で、政治活動以外の業務への従事も予定されている。実績上、政治活動以外の業務への従事も予定されている。	同上。	同上。 丙、丙A2。	
324	6327	甲9-21	324 阿部 博英	H27.1.30	人	1		H27.1.1~H28.3.31	総務科 政治活動にかかわる事務補助及び関係書類の作成	月給1,000円	100%	88,100		88,100	丙A3	11名を月10日以内(予定)で各活用(月)を行い、事務補助と関係書類の作成について50時間以内(予定)で各活用(月)を行うこととなる。17時~20時の労働時間で、政治活動以外の業務への従事も予定されている。実績上、政治活動以外の業務への従事も予定されている。	同上。	同上。 丙、丙A3。	

別紙4
とちぎ自民党主張整理表 (人件費)

番号	自派	氏名	年月日	所属	経費	契約書の契約内容		契約書上の位置内容		支出金額	充当額	率分	償還金額	契約書	原簿の主旨		返証		
						契約書の署名(印)	契約書の署名(印)	契約書の署名(印)	契約書の署名(印)						一般的形骸的事実の提示について	返証			
339	6342	甲9-21	339	佐藤 良	H27.12.31	人	1 H27.1.1~H28.3.31	総務	職務内容 政治資金に係る調査補助 及び関係書類の作成	契約1,000円	1 H27.1.1~H28.3.31	1 H27.1.1~H28.3.31	150,000	100%	150,000	100%	150,000	同A14	同A14, 同A15
340	6343	甲9-21	340	山形 修治	H27.12.31	人	1 H27.1.1~H28.3.31	総務	職務内容 政治資金に係る調査補助	契約1,000円	1 H27.1.1~H28.3.31	1 H27.1.1~H28.3.31	143,000	100%	143,000	100%	143,000	同A15	同A15
341	6344	甲9-21	341	若林 和雄	H27.12.31	人	1 H27.1.1~H28.3.31	事務一般	職務内容 事務一般	契約900円	1 H27.1.1~H28.3.31	1 H27.1.1~H28.3.31	119,700	100%	119,700	100%	119,700	同A16	同A16
342	6345	甲9-21	342	若林 和雄	H27.12.31	人	1 H27.1.1~H28.3.32	一般事務及び運営	職務内容 一般事務及び運営	契約900円	1 H27.1.1~H28.3.32	1 H27.1.1~H28.3.32	19,900	100%	19,900	100%	19,900	同A45	同A45
343	6346	甲9-21	343	五十嵐 清	H27.12.31	人	1 H27.1.1~H28.3.31	政治資金補助	職務内容 政治資金補助	契約1,000円	1 H27.1.1~H28.3.31	1 H27.1.1~H28.3.31	98,000	100%	98,000	100%	98,000	同A34	同A34
344	6347	甲9-21	344	五十嵐 清	H27.12.31	人	1 H27.1.1~H28.3.31	政治資金補助	職務内容 政治資金補助	契約1,000円	1 H27.1.1~H28.3.31	1 H27.1.1~H28.3.31	40,000	100%	40,000	100%	40,000	同A35	同A35
345	6348	甲9-21	345	岩崎 啓	H27.12.31	人	1 H27.1.1~H28.3.31	政治資金補助 及び関係書類の作成	職務内容 政治資金に係る調査補助 及び関係書類の作成	月給310,000円	1 H27.1.1~H28.3.31	1 H27.1.1~H28.3.31	310,000	48%	150,000	48%	150,000	同A17	同A17
346	6349	甲9-21	346	小林 幹夫	H27.12.31	人	1 H27.1.1~H28.3.31	政治資金補助	職務内容 政治資金に係る調査補助 及び関係書類の作成	契約1,000円	1 H27.1.1~H28.3.31	1 H27.1.1~H28.3.31	102,600	82%	84,000	82%	84,000	同A19	同A19

別紙4・
とらぎ自民党主張整理表 (人件費)

番号	原簿	ページ	氏名	年月日	職責	依頼	見積書上の契約内容	業務上の契約内容	実施上の契約内容	支出金額	充当額	区分	費品金額	契約書	一般的外形作業の明示 (請求原因)	一般的外形作業の明示について	取組	
347	6350	甲9-21	小林 幹夫	H27.12.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	1	1
348	6351	甲9-21	五月女 祐久彦	H27.12.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	1	1
349	6352	甲9-21	花栗 悠聖	H27.12.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	1	1
350	6353	甲9-21	花栗 悠聖	H27.12.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	1	1
351	6354	甲9-21	早川 尚秀	H27.12.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	1	1
352	6355	甲9-21	神谷 尚伸	H27.12.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	1	1
353	6356	甲9-21	藤原 昭人	H27.12.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	1	1
354	6357	甲9-21	藤原 昭人	H27.12.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	1	1
355	6358	甲9-21	三森 文雄	H27.12.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	1	1

別紙4-
とちぎ自民党主張整理表 (人件費)

選挙区	氏名	年月日	経費(区)	実働量上の及内内容		職務内容	家賃上の区画内容	支出金額	控分	算定金額	交付書	一般的外形的事象の提示について		証拠
				投票員数(議数の場合は特定)	原用期間							一般的外形的事象の提示(請求原因)	証拠	
363	甲9-21 363 齊藤 廣広	H28.1.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	政治活動に係る事務補助及び資料整理	資料整理 農林・環境行政等	75,000	100%	75,000	齊A48	同上。	同上。 齊A48。	
364	甲9-21 364 齊藤 剛也	H28.1.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	政治活動に係る事務補助及び資料整理	資料整理 農林・環境行政等	75,000	100%	75,000	齊A49	同上。	同上。 齊A49。	
365	甲9-21 365 増山 敬之	H28.1.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	政治活動に係る事務補助及び資料整理	資料整理 生活・保健福祉行政等	81,600	100%	81,600	齊A43	同上。	同上。 齊A43。	
366	甲9-21 366 吉岡 亮	H28.1.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	政治活動に係る事務補助	資料整理 文書・審判行政等	38,400	100%	38,400	齊A52	同上。	同上。 齊A52。	
367	甲9-21 367 阿部 博美	H28.1.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	政治活動に係る資料整理及び資料整理	資料整理 生活・保健福祉行政等	140,000	44%	62,000	齊A2	同上。	同上。 齊A2。	
368	甲9-21 368 阿部 博美	H28.1.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	政治活動に係る資料整理及び資料整理	資料整理 生活・保健福祉行政等	88,000	100%	88,000	齊A3	同上。	同上。 齊A3。	
369	甲9-21 369 森田 清	H28.1.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	政治活動に係る事務補助及び関係書類の作成	資料整理 生活・保健福祉行政等	300,000	50%	150,000	齊A44	同上。	同上。 齊A44。	
370	甲9-21 370 阿部 博之	H28.1.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	政治活動に係る資料整理、資料整理、作成	資料整理 農林・環境行政等	28,000	100%	28,000	齊A6	同上。	同上。 齊A6。	
371	甲9-21 371 阿部 博之	H28.1.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	政治活動に係る資料整理、資料整理、作成	資料整理 商工・経済企業行政等	64,000	100%	64,000	齊A50	同上。	同上。 齊A50。	

別紙4.
とちぎ自民党主張整理表(人件費)

番号	区画	氏名	生年月日	性別	所属	投票区(議席の場 合は特定)	実施上の要項内容			実施上の経費内容				原価の発生	一般的外部的専門家への指示について	報告・参照人の五表	
							雇用期間	給料	職務内容	実施上の経費内容	支出金額	控分	控分金額				要約書
372	甲9-21	372 中島 宏	H28.1.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給180,000円	政治活動に係る調査補助 及び関係者の整理、作成 その他関係業務	資料整理 商工・経済企業行政等	180,000	48%	86,400	丙A7	68,000	同上	同上	同上
373	甲9-21	373 中島 宏	H28.1.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治活動に係る調査補助 及び関係者の整理、作成	資料収集 農林・環境行政等	62,000	100%	62,000	丙A8	62,000	同上	同上	同上
374	甲9-21	374 日向野 義孝	H28.1.31	人	1	H27.5.1~H28.3.31	月給210,000円	政治活動に係る調査補助 及び書類作成	資料収集 県政経行政等	210,000	48%	100,800	丙A40	100,000	同上	同上	同上
375	甲9-21	375 日向野 義孝	H28.1.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	月給100,000円	政治活動に係る調査補助 及び書類作成	資料収集 文書・警察行政等	100,000	50%	50,000	丙A51	50,000	同上	同上	同上
376	甲9-21	376 横松 盛人	H28.1.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	資料整理、政治活動に関わ る事務等	資料整理 農林・環境行政等	66,000	100%	66,000	丙A9	66,000	同上	同上	同上
377	甲9-21	377 横松 盛人	H28.1.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政治活動に関わる事務 補助及び資料整理	資料作成 県土整備行政	15,000	100%	15,000	丙A10	15,000	同上	同上	同上
378	甲9-21	378 阿部 秀一	H28.1.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政治活動補助	資料整理 農林・環境行政等	80,000	100%	80,000	丙A11	80,000	同上	同上	同上

別紙4
とちぎ自民民主党主張整理表（人件費）

番号	支部	氏名	生年	経歴	経費	従事内容(選挙の場外活動)	発費上の発内内容	職務内容	実施内容	支出金額	発当額	割合	発当金額	発費内容	原簿の主張	一般的外形的事象の明示について	反証
379	6362	甲9-21	379	阿部 寿一	H28.1.31	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	事務全般	事務全般						
380	6383	甲9-21	380	金子 裕	H28.1.31	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	選挙活動補助	選挙活動補助						
381	6384	甲9-21	381	佐藤 良	H28.1.31	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	選挙活動補助	選挙活動補助						
382	6385	甲9-21	382	山形 香治	H28.1.31	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	選挙活動補助	選挙活動補助						
383	6386	甲9-21	383	若林 和直	H28.1.31	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	選挙活動補助	選挙活動補助						
384	6387	甲9-21	384	若林 和直	H28.1.31	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	選挙活動補助	選挙活動補助						
385	6388	甲9-21	385	五十嵐 清	H28.1.31	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	選挙活動補助	選挙活動補助						
386	6389	甲9-21	386	五十嵐 清	H28.1.31	H27.4.1~H28.3.31	1	H27.4.1~H28.3.31	1	選挙活動補助	選挙活動補助						

・月単位の給与支払日は対象月末日としている。

別紙4
とちぎ自民党主張整理表(人件費)

番号	区画	氏名	年月日	経費	用途	投票員数(選挙の場合)	原用期間	給料	職務内容	実施上の記載内容	支出金額	充当額	率分	算定金額	契約書	原価の注釈	一般的外形費事象の指示について	返正
387	甲9-21	387 岩崎 佳	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給9,000円	政治活動に係る選挙補助及び関係書類の作成	資料収集 県政運営行政等	310,000	150,000	48%	150,000	丙A17	同左。 同、丙A17。	同左。	
388	甲9-21	388 小林 幹夫	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	選挙活動に係る選挙補助及び関係書類の作成	資料整理 県土整備行政等	102,800	84,000	82%	84,000	丙A19	同左。	同左。 同、丙A19。	
389	甲9-21	389 小林 幹夫	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給800円	選挙活動に係る選挙補助及び関係書類の作成	現地調査 農林・環境行政等	66,000	66,000	100%	66,000	丙A18	同左。	同左。 同、丙A18。	
390	甲9-21	390 五月女 裕久美	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,100円	選挙活動に係る選挙補助及び関係書類の作成	資料作成 農林・環境行政等	167,200	150,000	90%	150,000	丙A20	同左。	同左。 同、丙A20。	
391	甲9-21	391 花塚 隆志	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治活動に係る選挙補助及び関係書類の作成	現地調査 県政運営行政等	112,000	102,000	91%	102,000	丙A21	同左。	同左。 同、丙A21。	
392	甲9-21	392 花塚 隆志	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治活動に係る選挙補助及び関係書類の作成	資料整理 県政運営行政等	48,000	48,000	100%	48,000	丙A22	同左。	同左。 同、丙A22。	
393	甲9-21	393 早川 尚秀	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治活動に関する現地調査、資料整理	資料整理 現地調査 県土整備行政等	35,000	35,000	100%	35,000	丙A26	同左。	同左。 同、丙A26。	
394	甲9-21	394 神谷 幸伸	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給800円	八ト	資料収集 農工・経済企業行政等	151,200	144,000	95%	144,000	丙A37	同左。	同左。 同、丙A37。	
395	甲9-21	395 橋本 昭人	H28.1.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政治活動に係る選挙補助及び関係書類の作成	資料収集 県土整備行政等	78,200	72,000	91%	72,000	丙A38	同左。	同左。 同、丙A38。	

別紙4-
とちぎ自民党主張整理表(人件費)

番号	区画	ページ	氏名	年月日	職業	従業員数(選挙の場 合は特定)	反町董士の及内内容		職務内容	実施要項	支出金額	充当額	区分	算定金額	反町董士	原告の主張	一般的反町董士の請求の提示について	反証
							反町董士の及内内容	反町董士の及内内容										
396	甲9-21	396	盛良 昭人	H28.1.31	人	1	H27.7.1~H28.3.31	給料	政治活動に関する調査補助 資料収集 生活・保健福祉行政等	78,000	78,000	100%	78,000	反町董士	月給1,200円	同上	一般的反町董士の請求の提示について 同上	同上 判. 民. 第A47.
397	甲9-21	397	三森 文徳	H28.1.31	人	1	H27.7.1~H28.3.31	給料	政治調査補助	97,000	97,000	100%	97,000	反町董士	1日週休2日月給1000円を雇用し、すべて政治活動補助に 使われているが、月120~130時間に入っており、何故そ れだけの時間を要するのか、何ら明らかにされておらず、政治活 動に要する時間として過剰に算定されている。原告の主張は資料 収集のほか、「行政」というだけで政治活動ではないとい える。	同上	同上 判. 民. 第A29.	
398	甲9-21	398	石坂 真一	H28.1.31	人	1	H27.7.1~H28.3.31	給料	政治活動補助、資料整理等	22,500	22,500	100%	22,500	反町董士	5月から月給8000円で月により2~4名を雇用し、すべて政治活動補 助に使われているとされ、全額が充当されている。ただし、マニ ール(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせた合計15万円を超え るとは一歩減額して充当されている。1月の96時間を超えるほか は、何ら明らかにされておらず、政治活動に要する時間として 過剰に算定されており、他の業務に発生していることが認められる。業務 内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか、「行政」 というだけで政治活動ではないといえる。	同上	同上 判. 民. 第A41.	
399	甲9-21	399	石坂 真一	H28.1.31	人	1	H27.7.1~H28.3.31	給料	現地調査 商工・経済企業行政等	38,700	38,700	100%	38,700	反町董士	5月から月給8000円で月により2~4名を雇用し、すべて政治活動補 助に使われているとされ、全額が充当されている。ただし、マニ ール(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせた合計15万円を超え るとは一歩減額して充当されている。1月の96時間を超えるほか は、何ら明らかにされておらず、政治活動に要する時間として 過剰に算定されており、他の業務に発生していることが認められる。業務 内容の記載は「資料整理・資料作成・資料収集」のほか、「行政」 というだけで政治活動ではないといえる。	同上	同上 判. 民. 第A42.	
400	甲9-21	400	木村 好文	H28.1.31	人	1	H27.7.1~H28.3.31	月給380,000円	現地調査 県土整備行政等	380,000	150,000	39%	150,000	反町董士	1日週休2日月給38万円を雇用しているが、15時間~18 時間勤務で、政治活動以外の業務への従事も予定されている という。原告の主張は「政治活動」の記載があるが、その記載は 職務内容の記載なく、区分で一律2分の1にしているが、マニ ール(甲9p11)の上限額(年間180万円)15万円を超えるので、15 万円が充当されている。何故それだけの時間を要するのか、何ら 明らかにされておらず、政治活動に要する時間として過剰に算定 されている。原告の主張は「資料整理・資料作成・資料収集」のほ かに「現地調査」とあるが、この記載は職務内容の記載ではなく、区 別の記載で記載されている。原告の主張は「政治活動」の記載は「 資料整理・資料作成・資料収集」の記載は「行政」というだけで 政治活動ではないといえる。	同上	同上 判. 民. 第A24.	
401	甲9-21	401	斎藤 文吾	H28.1.31	人	1	H27.7.1~H28.3.31	月給350,000円	政治調査に係る調査補助及 び関係書類作成	350,000	150,000	43%	150,000	反町董士	1日週休2日月給35万円を雇用しているが、180~170時間 の労働時間で、政治活動以外の業務への従事も予定されている と認められる。原告の主張は「政治活動」の記載があるが、その記載は 職務内容の記載なく、区分で一律2分の1にしているが、マニ ール(甲9p11)の上限額(年間180万円)15万円を超える ので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要する のか、何ら明らかにされておらず、政治活動に要する時間として 過剰に算定されている。原告の主張は「政治活動」の記載は「 資料整理・資料作成・資料収集」の記載は「行政」というだけで 政治活動ではないといえる。	同上	同上 判. 民. 第A25.	
402	甲9-21	402	平池 秀光	H28.1.31	人	1	H27.7.1~H28.3.31	月給300,000円	政治調査に係る調査補助及 び関係書類の作成	300,000	150,000	50%	150,000	反町董士	1日8時間週休1日月給30万円を雇用しており、事業とする と時間外手当を支払わず8時間勤務させていることとなる。野 田(甲9p11)の労働時間で政治活動以外の業務に要する時間も 政治活動業務時間数の記載なく、区分で一律2分の1にしているが、マニ ール(甲9p11)の上限額(年間180万円)15万円を超える ので、15万円が充当されている。何故それだけの時間を要する のか、何ら明らかにされておらず、政治活動に要する時間として 過剰に算定されている。原告の主張は「政治活動」の記載は「 資料整理・資料作成・資料収集」の記載は「行政」というだけで 政治活動ではないといえる。	同上	同上 判. 民. 第A26.	

別紙4.
とちぎ自民党主張整理表（人件費）

番号	区画	戸数	氏名	生年月日	職業	投票人数(候補の場 合は特定)	費用期間	費用内容	職務内容	支出金額	充当額	率分	率分率	返債
403	甲9-21	403	原 謙一	H28.1.31	人	1	H27.10.1~H28.3.31	月給300,000円	政治活動にかかわる事務補助及び関係書類の作成	300,000	150,000	50%	同A27	同上。 同、同A27。
404	甲9-21	404	原 謙一	H28.2.29	人	1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政治活動に係る事務補助及び資料整理	75,000	75,000	100%	同A48	同上。 同、同A48。
405	甲9-21	405	原 謙一	H28.2.29	人	1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政治活動に係る事務補助及び資料整理	75,000	75,000	100%	同A49	同上。 同、同A49。
406	甲9-21	406	原 謙一	H28.2.29	人	1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,200円	政治活動に係る事務補助及び資料整理	86,400	86,400	100%	同A43	同上。 同、同A43。
407	甲9-21	407	原 謙一	H28.2.29	人	1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,200円	政治活動に係る事務補助及び資料整理	86,400	86,400	100%	同A52	同上。 同、同A52。
408	甲9-21	408	原 謙一	H28.2.29	人	1	H27.10.1~H28.3.31	月給300,000円	政治活動に係る事務補助及び関係書類の作成	300,000	150,000	50%	同A44	同上。 同、同A44。
409	甲9-21	409	原 謙一	H28.2.29	人	1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政治活動に係る資料整理、資料収集、作成	28,000	28,000	100%	同A6	同上。 同、同A6。
410	甲9-21	410	原 謙一	H28.2.29	人	1	H27.10.1~H28.3.31	時給1,000円	政治活動に係る資料整理、資料収集、作成	63,000	63,000	100%	同A50	同上。 同、同A50。
411	甲9-21	411	原 謙一	H28.2.29	人	1	H27.10.1~H28.3.31	月給180,000円	政治活動に係る事務補助及び関係書類の整理、作成その他関係業務	180,000	88,000	49%	同A7	同上。 同、同A7。

別紙4.
とちぎ自民党主張整理表(人件費)

番号	区画	ページ	氏名	至日	経費(単位)	業務上の経費内容		業務上の経費内容	支出金額	割合	支払金額	支払方法	支払時期	報告・参加の状況	
						経料	加算内容							一般的形勢調査の概況(請求原因)	一般的形勢調査の概況(請求原因)
412	甲9-21	412	中島 宏	H28.2.29	人	1 H27.4.1~H28.3.31	月給1,000円	政治活動に係る調査補助 及び関係者の整理、作成	61,000	100%	丙A8			同上。	同上。 丙A8、丙A9。
413	甲9-21	413	日向野 義幸	H28.2.29	人	1 H27.5.1~H28.3.31	月給210,000円	政治活動に係る調査補助 及び書類作成	210,000	48%	丙A40			同上。	同上。 丙A40。
414	甲9-21	414	日向野 義幸	H28.2.29	人	1 H27.10.1~H28.3.31	月給100,000円	政治活動に係る調査補助 及び書類作成	100,000	80%	丙A51			同上。	同上。 丙A51。
415	甲9-21	415	横松 盛人	H28.2.29	人	1 H27.4.1~H28.3.31	月給1,000円	政治活動に係る調査補助 及び書類作成	72,000	100%	丙A9			同上。	同上。 丙A9。
416	甲9-21	416	横松 盛人	H28.2.29	人	1 H27.4.1~H28.3.31	月給1,000円	政治活動に係る調査補助 及び書類作成	25,000	100%	丙A10			同上。	同上。 丙A10。
417	甲9-21	417	阿部 勇一	H28.2.29	人	1 H27.4.1~H28.3.31	月給1,250円	政治活動に係る調査補助 及び書類作成	60,000	100%	丙A11			同上。	同上。 丙A11。
418	甲9-21	418	阿部 勇一	H28.2.29	人	1 H27.4.1~H28.3.31	月給1,250円	政治活動に係る調査補助 及び書類作成	70,000	100%	丙A12			同上。	同上。 丙A12。

別紙4
とぎ自民党主張整理表(人件費)

番号	区画	ページ	氏名	年月日	経費(使途)	就業員数(議会の場合は特定)		契約期間		契約書上の契約内容		契約書上の内容		支出金額	割合	契約書	原告の主張	一般的形勢的要素の提示について	被告・参列人の主張	反応
						就業員数	議会の場合は特定	開始	終了	契約書上の内容	契約書上の内容									
419	6422	甲9-21	419 金子 希	H23.2.29	人			1	H27.4.1~H28.3.31	1	2	2	2	80,100	100%	頁A13	同。上。	同。上。	同。上。 同。上。頁A13。	
420	6423	甲9-21	420 佐藤 良	H23.2.29	人			1	H27.4.1~H28.3.31	1	2	2	150,000	100%	頁A14	同。上。	同。上。	同。上。 同。上。頁A14。		
421	6424	甲9-21	421 山形 修治	H23.2.29	人			1	H27.4.1~H28.3.31	1	2	2	150,000	98%	頁A15	同。上。	同。上。	同。上。 同。上。頁A15。		
422	6425	甲9-21	422 森林 和雄	H23.2.29	人			1	H27.4.1~H28.3.31	1	2	2	126,000	100%	頁A16	同。上。	同。上。	同。上。 同。上。頁A16。		
423	6426	甲9-21	423 五十嵐 清	H23.2.29	人			1	H27.4.1~H28.3.31	1	2	2	86,000	100%	頁A34	同。上。	同。上。	同。上。 同。上。頁A34。		
424	6427	甲9-21	424 五十嵐 清	H23.2.29	人			1	H27.4.1~H28.3.31	1	2	2	48,000	100%	頁A35	同。上。	同。上。	同。上。 同。上。頁A35。		
425	6428	甲9-21	425 嶋崎 徳	H23.2.29	人			1	H27.4.1~H28.3.31	1	2	2	150,000	48%	頁A17	同。上。	同。上。	同。上。 同。上。頁A17。		
428	6429	甲9-21	428 小林 幹夫	H23.2.29	人			1	H27.4.1~H28.3.31	1	2	2	81,000	88%	頁A19	同。上。	同。上。	同。上。 同。上。頁A19。		

別紙4-
とちぎ自民党主張整理表(人件費)

番号	区画	戸数	氏名	年月日	経費(単位)	投票区画(議席の構成は特定)	実施期間	実施内容	職務内容	実施上の記載内容	支出金額	充当額	率分	登録金額	要約書	原価の算定(請求原価)	一般的外部専門家への指示について	報告・参加の状況	反証
427	6430	甲9-21	427 小林 幹夫	H28.2.29	人		1 H27.4.1~H28.3.31	時給3000円	選挙区画に在る関係補助及び関係書類の作成	現地調査 県土整備行政等	69,000	69,000	100%	69,000	丙A18	時給300円(以下)1000円(以下)の各名を算用しているが、毎月1200円、2月間を1200円(以下)と算定し、当該期間として活動費を算定している。また、選挙活動に要する費用として、選挙活動(年間180万円)に含ませ合計15万円(以下)と算定されている。業務内容の記載は、現地調査、資料収集のほか、「行政」というだけで活動費を算定していない。費用は、	同上。	同上、丙A18。	
428	6431	甲9-21	428 五月女 伸太郎	H28.2.29	人		1 H27.4.1~H28.3.31	時給1100円	選挙区画の資料収集及び資料整理	現地調査 生活・保健福祉行政等	176,000	150,000	85%	150,000	丙A20	1日あたり1000円(以下)1000円(以下)を算用しているが、月1200円(以下)と算定し、当該期間として活動費を算定している。また、選挙活動に要する費用として、選挙活動(年間180万円)に含ませ合計15万円(以下)と算定されている。業務内容の記載は、現地調査、資料収集のほか、「行政」というだけで活動費を算定していない。費用は、	同上。	同上、丙A20。	
429	6432	甲9-21	429 花塚 悠志	H28.2.29	人		1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	選挙活動に関する調査補助及び関係書類の作成	資料収集 県政経営行政等	104,000	78,000	75%	78,000	丙A21	時給1000円、1日あたり1000円(以下)を算用しているが、月1200円(以下)と算定し、当該期間として活動費を算定している。また、選挙活動に要する費用として、選挙活動(年間180万円)に含ませ合計15万円(以下)と算定されている。業務内容の記載は、現地調査、資料収集のほか、「行政」というだけで活動費を算定していない。費用は、	同上。	同上、丙A21。	
430	6433	甲9-21	430 花塚 悠志	H28.2.29	人		1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	選挙活動に関する活動補助及び関係書類の作成	資料収集 商工・経済企業行政等	72,000	72,000	100%	72,000	丙A22	時給1000円、1日あたり1000円(以下)を算用しているが、月1200円(以下)と算定し、当該期間として活動費を算定している。また、選挙活動に要する費用として、選挙活動(年間180万円)に含ませ合計15万円(以下)と算定されている。業務内容の記載は、現地調査、資料収集のほか、「行政」というだけで活動費を算定していない。費用は、	同上。	同上、丙A22。	
431	6434	甲9-21	431 早川 尚秀	H28.2.29	人		1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	選挙活動に関する活動補助及び関係書類の作成	現地調査 県土整備行政等	40,000	40,000	100%	40,000	丙A36	時給1000円、1日あたり1000円(以下)を算用しているが、月1200円(以下)と算定し、当該期間として活動費を算定している。また、選挙活動に要する費用として、選挙活動(年間180万円)に含ませ合計15万円(以下)と算定されている。業務内容の記載は、現地調査、資料収集のほか、「行政」というだけで活動費を算定していない。費用は、	同上。	同上、丙A36。	
432	6435	甲9-21	432 神谷 幸伸	H28.2.29	人		1 H27.4.1~H28.3.31	時給800円	パート	資料収集 県政経営行政等	151,200	150,000	99%	150,000	丙A37	1日あたり1000円(以下)を算用しているが、月1200円(以下)と算定し、当該期間として活動費を算定している。また、選挙活動に要する費用として、選挙活動(年間180万円)に含ませ合計15万円(以下)と算定されている。業務内容の記載は、現地調査、資料収集のほか、「行政」というだけで活動費を算定していない。費用は、	同上。	同上、丙A37。	
433	6436	甲9-21	433 鎌良 昭人	H28.2.29	人		1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	選挙活動に関する調査補助及び関係書類の作成	資料収集 県政経営行政等	80,400	69,600	87%	69,600	丙A38	時給1200円(以下)を算用しているが、月1200円(以下)と算定し、当該期間として活動費を算定している。また、選挙活動に要する費用として、選挙活動(年間180万円)に含ませ合計15万円(以下)と算定されている。業務内容の記載は、現地調査、資料収集のほか、「行政」というだけで活動費を算定していない。費用は、	同上。	同上、丙A38。	
434	6437	甲9-21	434 鎌良 昭人	H28.2.29	人		1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	選挙活動に関する調査補助	資料収集 県林・環境行政等	80,400	80,400	100%	80,400	丙A47	時給1200円(以下)を算用しているが、月1200円(以下)と算定し、当該期間として活動費を算定している。また、選挙活動に要する費用として、選挙活動(年間180万円)に含ませ合計15万円(以下)と算定されている。業務内容の記載は、現地調査、資料収集のほか、「行政」というだけで活動費を算定していない。費用は、	同上。	同上、丙A47。	
435	6438	甲9-21	435 三森 文郎	H28.2.29	人		1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	選挙活動に関する調査補助	資料収集 生活・保健福祉行政等	117,000	117,000	100%	117,000	丙A33	1日あたり1000円(以下)を算用しているが、月1200円(以下)と算定し、当該期間として活動費を算定している。また、選挙活動に要する費用として、選挙活動(年間180万円)に含ませ合計15万円(以下)と算定されている。業務内容の記載は、現地調査、資料収集のほか、「行政」というだけで活動費を算定していない。費用は、	同上。	同上、丙A33。	

別紙4
とちぎ自民民主党主張整理表(人件費)

選挙区	選挙区番号	氏名	年月日	所属党派	役員職別	候補者としての活動内容		職務内容	実務上の配属内容		実務内容	実務上の配属内容	支出金額	充当額	割合	実務金額	取組書	報告の主旨	一般的外形的事象の提示について	反応
						任期期間	総料		候補者としての活動内容	実務上の配属内容										
436	甲9-21	石坂 真一	H28.2.29	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給500円	政治活動補助、資料整理等	現地調査 県土整備行政等	政治活動補助、資料整理等	政治活動補助、資料整理等	政治活動補助、資料整理等	17,100	17,100	100%	17,100	丙A39	5月から前月30日までに12~4名を雇用し、すべて政治活動補助に充てることとされ、全額が充当されている。ただしマニフェスト(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ毎月15万円を超えたと定一部超過して充当されている。1月のみ88時間であるほかは11月~17日時間にとどまり、尚ほそれ以外の期間に充てることは5月15日までに完了した。政治活動補助に充てることとされたが、他の業務に充てることも強く促され、業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料取集」のほか「行政」というだけで政治活動ではないとされている。	同上。	同上、 尚、丙A39。
437	甲9-21	石坂 真一	H28.2.29	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給300円	政治活動補助、資料整理等	資料取集 県政経営行政等	政治活動補助、資料整理等	政治活動補助、資料整理等	37,800	37,800	100%	37,800	丙A40	5月から前月30日までに12~4名を雇用し、すべて政治活動補助に充てることとされ、全額が充当されている。ただしマニフェスト(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ毎月15万円を超えたと定一部超過して充当されている。1月のみ88時間であるほかは11月~17日時間にとどまり、尚ほそれ以外の期間に充てることは5月15日までに完了した。政治活動補助に充てることとされたが、他の業務に充てることも強く促され、業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料取集」のほか「行政」というだけで政治活動ではないとされている。	同上。	同上、 尚、丙A40。	
438	甲9-21	石坂 真一	H28.2.29	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給800円	政治活動補助、資料整理等	資料取集 県土整備行政等	政治活動補助、資料整理等	政治活動補助、資料整理等	29,700	29,700	100%	29,700	丙A41	5月から前月30日までに12~4名を雇用し、すべて政治活動補助に充てることとされ、全額が充当されている。ただしマニフェスト(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ毎月15万円を超えたと定一部超過して充当されている。1月のみ88時間であるほかは11月~17日時間にとどまり、尚ほそれ以外の期間に充てることは5月15日までに完了した。政治活動補助に充てることとされたが、他の業務に充てることも強く促され、業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料取集」のほか「行政」というだけで政治活動ではないとされている。	同上。	同上、 尚、丙A41。	
439	甲9-21	石坂 真一	H28.2.29	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給900円	政治活動補助、資料整理等	現地調査 県土整備行政等	政治活動補助、資料整理等	政治活動補助、資料整理等	29,700	29,700	100%	29,700	丙A42	5月から前月30日までに12~4名を雇用し、すべて政治活動補助に充てることとされ、全額が充当されている。ただしマニフェスト(甲9p11)の上限額(年間180万円)に合わせ毎月15万円を超えたと定一部超過して充当されている。1月のみ88時間であるほかは11月~17日時間にとどまり、尚ほそれ以外の期間に充てることは5月15日までに完了した。政治活動補助に充てることとされたが、他の業務に充てることも強く促され、業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料取集」のほか「行政」というだけで政治活動ではないとされている。	同上。	同上、 尚、丙A42。	
440	甲9-21	本村 智文	H28.2.29	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政治活動にかかわる補助	資料取集 生活・保健福祉行政等	政治活動にかかわる補助	政治活動にかかわる補助	300,000	150,000	30%	150,000	丙A24	1日選外2日選外30万円を各雇用しているが、138時間~188時間の労働時間で、政治活動以外の業務への体質も考慮されている。尚ほ、本村家に勤務時間外の配属はあつち政治活動補助に充てることとされ、部分で一部分の1にして50%の対応で、政治活動以外の業務に充てることも強く促されている。1月のみ88時間であるほかは11月~17日時間にとどまり、尚ほそれ以外の期間に充てることは5月15日までに完了した。政治活動補助に充てることとされたが、他の業務に充てることも強く促され、業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料取集」のほか「行政」というだけで政治活動ではないとされている。	同上。	同上、 尚、丙A24。	
441	甲9-21	高橋 文吉	H28.2.29	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給350,000円	政治活動に係る調査補助及び関係書類作成	資料取集 県土整備行政等	政治活動に係る調査補助及び関係書類作成	政治活動に係る調査補助及び関係書類作成	350,000	150,000	43%	150,000	丙A25	1日選外2日選外30万円を各雇用しているが、169~170時間の労働時間で、政治活動以外の業務への体質も考慮されている。尚ほ、本村家に勤務時間外の配属はあつち政治活動補助に充てることとされ、部分で一部分の1にして50%の対応で、政治活動以外の業務に充てることも強く促されている。1月のみ88時間であるほかは11月~17日時間にとどまり、尚ほそれ以外の期間に充てることは5月15日までに完了した。政治活動補助に充てることとされたが、他の業務に充てることも強く促され、業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料取集」のほか「行政」というだけで政治活動ではないとされている。	同上。	同上、 尚、丙A25。	
442	甲9-21	平塚 秀光	H28.2.29	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政治活動に係る調査補助及び関係書類作成	資料取集 県土整備行政等	政治活動に係る調査補助及び関係書類作成	政治活動に係る調査補助及び関係書類作成	300,000	150,000	50%	150,000	丙A26	1日選外2日選外30万円を各雇用しているが、169~170時間の労働時間で、政治活動以外の業務への体質も考慮されている。尚ほ、本村家に勤務時間外の配属はあつち政治活動補助に充てることとされ、部分で一部分の1にして50%の対応で、政治活動以外の業務に充てることも強く促されている。1月のみ88時間であるほかは11月~17日時間にとどまり、尚ほそれ以外の期間に充てることは5月15日までに完了した。政治活動補助に充てることとされたが、他の業務に充てることも強く促され、業務内容の記載は「資料整理、資料作成、資料取集」のほか「行政」というだけで政治活動ではないとされている。	同上。	同上、 尚、丙A26。	

別紙4- 同志自民党主張整理表 (人件費)

番号	区	氏名	生年月日	所属	就業形態	就業先(種別の場合は特定)	支給期間	総額	職務内容	支出品目	支払金額	割合	区分	区分	反証
452	甲9-21	452 日向野 義幸	H28.3.31	人		総務	1 H27.1.1~H28.3.31	月額210,000円	政治活動に係る調査補助 及び書類作成	資料収集 県政経営行政等	210,000	100,000	48%	丙A10	同上。 県、丙A10。
453	甲9-21	453 日向野 義幸	H28.3.31	人		総務	1 H27.1.1~H28.3.31	月額100,000円	政治活動に係る調査補助 及び書類作成	資料収集 文教・芸術行政等	100,000	50,000	50%	丙A11	同上。 県、丙A11。
454	甲9-21	454 横松 聖人	H28.3.31	人		総務	1 H27.4.1~H28.3.31	月額1,000円	資料整理 政治活動に関わ る事務等	資料整理 農林・環境行政等	70,000	33,985	44%	丙A9	同上。 県、丙A9。
455	甲9-21	455 阿部 勇一	H28.3.31	人		総務	1 H27.4.1~H28.3.31	月額250円	政治活動補助	資料収集 農林・環境行政等	70,000	70,000	100%	丙A11	同上。 県、丙A11。
456	甲9-21	456 阿部 勇一	H28.3.31	人		総務	1 H27.4.1~H28.3.31	月額250円	政治活動補助	資料収集 生活・保健福祉行政等	60,000	60,000	100%	丙A12	同上。 県、丙A12。
457	甲9-21	457 金子 希	H28.3.31	人		総務	1 H27.4.1~H28.3.31	月額300円	政治活動に関わる調査補 助及び関係書類の整理	資料収集 生活・保健福祉行政等	97,300	97,300	100%	丙A13	同上。 県、丙A13。
458	甲9-21	458 佐藤 良	H28.3.31	人		総務	1 H27.4.1~H28.3.31	月額1,000円	政治活動に係る調査補助 及び関係書類の作成	資料収集 商工・経済企業行政等	150,000	150,000	100%	丙A14	同上。 県、丙A14。
459	甲9-21	459 山形 峰浩	H28.3.31	人		総務	1 H27.4.1~H28.3.31	月額1,000円	政治活動に係る調査補助 及び関係書類の作成	資料収集 生活・保健福祉行政等	162,000	105,538	65%	丙A15	同上。 県、丙A15。

別紙4
とちぎ自民党主張整理表(人件費)

番号	区役	区名	住所	生年月日	性別	職名(特例職名は法定)	任用期間	契約上の契約内容	職務内容	実務上の職務内容	支出金額	充当額	控分	控分率	契約書	原簿の記載	一般的分科的事業の概要について	報告(歩留)の状況	反証
460	6463	甲9-21	480	若林 和也	H28.3.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31	総務	事務全般	資料整理 農林・環境行政等	138,000	118,500	85%	頁A16	同A16	同A16	同A16	同A16	同A16
461	6464	甲9-21	481	若林 和也	H28.3.31	人	1 H27.4.1~H28.3.32		一般事務及び運送	資料整理 県政経営行政等	31,500	31,500	100%	同A45	同A45	同A45	同A45	同A45	同A45
462	6465	甲9-21	482	五十嵐 清	H28.3.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31		政治調査補助	資料整理 県政経営行政等	86,000	86,000	100%	同A34	同A34	同A34	同A34	同A34	同A34
463	6466	甲9-21	483	五十嵐 清	H28.3.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31		政治調査補助、資料整理	資料整理 生活・保健福祉行政等	48,000	48,000	100%	同A35	同A35	同A35	同A35	同A35	同A35
464	6467	甲9-21	484	掛嶋 健	H28.3.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31		政治活動に係る活動補助及び関係書類の作成	資料収集 文書・要領行政等	310,000	150,000	48%	同A17	同A17	同A17	同A17	同A17	同A17
465	6468	甲9-21	485	小林 幹夫	H28.3.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31		政治調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料整理 生活・保健福祉行政等	97,200	84,000	86%	同A19	同A19	同A19	同A19	同A19	同A19
466	6469	甲9-21	486	小林 幹夫	H28.3.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31		政治調査に係る調査補助及び関係書類の作成	現地調査 県土整備行政等	66,000	66,000	100%	同A18	同A18	同A18	同A18	同A18	同A18
467	6470	甲9-21	487	五月女 裕久彦	H28.3.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31		政治調査の資料収集及び関係書類の作成	資料整理 農林・環境行政等	183,000	18,540	10%	同A20	同A20	同A20	同A20	同A20	同A20

別紙4
とちぎ自民党主張整理表(人件費)

番号	区画	氏名	年月日	職業(住所)	契約書上の契約内容		契約期間	総料	契約内容	家賃表上の記載内容		支出金額	充当額	割合	算定金額	契約書	原簿上の経過(請求原因)	報告の経過	報告に参加人の主張	取証
					従業員数(催款の場合) 名は特定)	原簿内容				家賃表上の記載内容										
468	6471	甲9-21	488	花塚 隆志	H28.3.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治活動に係る調査補助及び書類の作成	現地調査 県政経査行政等	130,000	102,000	75%	102,000	丙A21	時給1000円、日帰り週休2日で各費用としており(A-Bとす)、すべて政治活動業務補助に充当したとされており、4月を除き10月まで(甲9b11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万2000円に達しない。何故その旨の期間を要するのかが、何ら明らかとされておらず、政治活動に要する期間としては週休多め、他の業務に充当していることが強く疑われる。業務内容の記述は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政治活動ではない疑いがある。	同上。	報告に参加人の主張	同上、 丙A21。	
469	6472	甲9-21	469	花塚 隆志	H28.3.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治活動に係る活動補助及び書類の作成	資料作成 県政経査行政	40,000	40,000	100%	40,000	丙A22	時給1000円、日帰り週休2日で各費用としており(A-Bとす)、すべて政治活動業務補助に充当したとされており、4月を除き10月まで(甲9b11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万2000円に達しない。何故その旨の期間を要するのかが、何ら明らかとされておらず、政治活動に要する期間としては週休多め、他の業務に充当していることが強く疑われる。業務内容の記述は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政治活動ではない疑いがある。	同上。	報告に参加人の主張	同上、 丙A22。	
470	6473	甲9-21	470	早川 尚秀	H28.3.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治活動に関する現地調査、資料整理	資料作成 現地調査 県土整備行政等	46,000	46,000	100%	46,000	丙A36	5月から時給1000円で各費用としており、議員個人の費用に充当したとされており、12月までは20~25時間程度であり、議員個人の費用とする従業員が政治活動補助に充当する期間としてはこの程度で足りると思われる。ただし、1月以降投入で月々48時間以上であることが、その業務に要する期間として疑われる。業務内容の記述は「現地調査」等のほか「行政」というだけで政治活動ではない疑いがある。	同上。	報告に参加人の主張	同上、 丙A36。	
471	6474	甲9-21	471	神谷 幸伸	H28.3.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31	時給800円	パート	資料収集 県土整備行政等	150,400	150,000	95%	150,000	丙A37	1日8時間週休2日時給800円を各費用としているが、月152~178時間にも及んでおり、何故それだけの期間を要するのか、何故他の業務に充当していることが強く疑われる。また、ニュアール(甲9b11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万円に達しない。何故その旨の期間を要するのかが、何ら明らかとされておらず、政治活動に要する期間としては週休多め、他の業務に充当していることが強く疑われる。業務内容の記述は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政治活動ではない疑いがある。	同上。	報告に参加人の主張	同上、 丙A37。	
472	6475	甲9-21	472	蜂島 昭人	H28.3.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政治活動に関する調査補助及び関係書類の作成	資料収集 県土整備行政等	70,800	70,800	100%	70,800	丙A38	時給2000円で4月から1名(Aとす)、7月からは2名(Bとす)の2名雇用している。いずれもすべて政治活動業務補助に充当したとして区分されずすべて政治活動業務補助に充当されている。ただし、ニュアール(甲9b11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万2000円に達しない。何故その旨の期間を要するのかが、何ら明らかとされておらず、政治活動に要する期間としては週休多め、他の業務に充当していることが強く疑われる。業務内容の記述は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政治活動ではない疑いがある。	同上。	報告に参加人の主張	同上、 丙A38。	
473	6476	甲9-21	473	蜂島 昭人	H28.3.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,200円	政治活動に関する調査補助	資料収集 県土整備行政等	75,600	75,600	100%	75,600	丙A47	時給1000円で4月から1名(Aとす)、7月からは2名(Bとす)の2名雇用している。いずれもすべて政治活動業務補助に充当したとして区分されずすべて政治活動業務補助に充当されている。ただし、ニュアール(甲9b11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万2000円に達しない。何故その旨の期間を要するのかが、何ら明らかとされておらず、政治活動に要する期間としては週休多め、他の業務に充当していることが強く疑われる。業務内容の記述は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政治活動ではない疑いがある。	同上。	報告に参加人の主張	同上、 丙A47。	
474	6477	甲9-21	474	三藤 文徳	H28.3.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31	時給1,000円	政治活動補助	資料収集 文庫・警察行政等	131,000	131,000	100%	131,000	丙A23	日帰り週休2日800円を各費用としており、すべて政治活動業務補助に充当したとされており、12月を除き10月まで(甲9b11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万2000円に達しない。何故その旨の期間を要するのかが、何ら明らかとされておらず、政治活動に要する期間としては週休多め、他の業務に充当していることが強く疑われる。業務内容の記述は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政治活動ではない疑いがある。	同上。	報告に参加人の主張	同上、 丙A23。	
475	6478	甲9-21	475	石塚 真一	H28.3.31	人	1 H27.4.1~H28.3.31	時給900円	政治活動補助、資料整理等	現地調査 文庫・警察行政等	23,400	23,400	100%	23,400	丙A39	5月からは時給1000円で月11~17時間程度、すべて政治活動業務補助に充当したとされており、12月を除き10月まで(甲9b11)の上限額(年間180万円)に合わせ合計15万2000円に達しない。何故その旨の期間を要するのかが、何ら明らかとされておらず、政治活動に要する期間としては週休多め、他の業務に充当していることが強く疑われる。業務内容の記述は「資料整理・資料作成・資料収集」等のほか「行政」というだけで政治活動ではない疑いがある。	同上。	報告に参加人の主張	同上、 丙A39。	

別紙4.
とちぎ自民党主張整理表(人件費)

番号	区画	ページ	氏名	生月日	工数	単価	実務数(種数の場合は特定)	雇用期間	総計	業務上の取組内容	業務上の取組内容	支出金額	取組額	割合	算定金額	契約書	原告の主張	一般的外部的事実の提示について	被告・参入人の主張	反証	
478	6479	甲9-21	476 石坂 真一	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給3000円	政治活動補助、資料整理等	資料収集 文書、要紙行政等	48,800	48,800	100%	48,800	丙A40	5月1日から時給3000円(月)に1日1~4名を雇用し、すべて政治活動補助に充てられていると主張している。ただし、2月1日(甲9月11)の上取組(年間180万円)に含む合計13万円を超えるものは一部漏れして記載されている。1月の68時間である場合は月12~19日時間に入っており、何故それだけの時間を要するのかが明らかになっておらず、政治活動に費やす時間として内容の取組は「資料整理、資料作成、資料収集のほか、「行政」というだけで政治活動ではない、異なる。	同上。	同上。	同上。	同上。
477	6480	甲9-21	477 石坂 真一	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給3000円	政治活動補助、資料整理等	資料収集 県土整備行政等	38,700	38,700	100%	38,700	丙A41	1月1日から時給3000円(月)に1日1~4名を雇用し、すべて政治活動補助に充てられていると主張している。ただし、2月1日(甲9月11)の上取組(年間180万円)に含む合計13万円を超えるものは一部漏れして記載されている。1月の68時間である場合は月12~19日時間に入っており、何故それだけの時間を要するのかが明らかになっておらず、政治活動に費やす時間として内容の取組は「資料整理、資料作成、資料収集のほか、「行政」というだけで政治活動ではない、異なる。	同上。	同上。	同上。	同上。
478	6481	甲9-21	478 石坂 真一	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	時給3000円	政治活動補助、資料整理等	資料整理 農林・環境行政等	33,300	33,300	100%	33,300	丙A42	5月1日から時給3000円(月)に1日1~4名を雇用し、すべて政治活動補助に充てられていると主張している。ただし、2月1日(甲9月11)の上取組(年間180万円)に含む合計13万円を超えるものは一部漏れして記載されている。1月の68時間である場合は月12~19日時間に入っており、何故それだけの時間を要するのかが明らかになっておらず、政治活動に費やす時間として内容の取組は「資料整理、資料作成、資料収集のほか、「行政」というだけで政治活動ではない、異なる。	同上。	同上。	同上。	同上。
479	6482	甲9-21	479 木村 好文	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給390,000円	政治活動にかかわる補助	資料収集 文書、要紙行政等	380,000	150,000	39%	150,000	丙A24	1日(週休3日)間定給39万円(月)を雇用しているが、198時間~169時間の労働時間で、政治活動以外の業務への従事も含まれている。業務上の取組は「資料整理、資料収集のほか、「行政」というだけで政治活動ではない、異なる。15日(甲9月11)の上取組(年間180万円)15万円を超えるものは一部漏れして記載されている。1月の68時間である場合は月12~19日時間に入っており、何故それだけの時間を要するのかが明らかになっておらず、政治活動に費やす時間として内容の取組は「資料整理、資料作成、資料収集のほか、「行政」というだけで政治活動ではない、異なる。	同上。	同上。	同上。	同上。
480	6483	甲9-21	480 高橋 文吾	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給350,000円	政治調査に係る調査補助及び関係書類作成	資料収集 商工・経済企業行政等	350,000	150,000	43%	150,000	丙A25	1日(週休3日)間定給35万円(月)を雇用しているが、169~170時間の労働時間で、政治活動以外の業務への従事も含まれている。業務上の取組は「資料整理、資料収集のほか、「行政」というだけで政治活動ではない、異なる。15日(甲9月11)の上取組(年間180万円)15万円を超えるものは一部漏れして記載されている。1月の68時間である場合は月12~19日時間に入っており、何故それだけの時間を要するのかが明らかになっておらず、政治活動に費やす時間として内容の取組は「資料整理、資料作成、資料収集のほか、「行政」というだけで政治活動ではない、異なる。	同上。	同上。	同上。	同上。
481	6484	甲9-21	481 平池 秀光	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政治調査に係る調査補助及び関係書類作成	資料整理 文書、要紙行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A26	1日(週休3日)間定給30万円(月)を雇用しているが、169~170時間の労働時間で、政治活動以外の業務への従事も含まれている。業務上の取組は「資料整理、資料収集のほか、「行政」というだけで政治活動ではない、異なる。15日(甲9月11)の上取組(年間180万円)15万円を超えるものは一部漏れして記載されている。1月の68時間である場合は月12~19日時間に入っており、何故それだけの時間を要するのかが明らかになっておらず、政治活動に費やす時間として内容の取組は「資料整理、資料作成、資料収集のほか、「行政」というだけで政治活動ではない、異なる。	同上。	同上。	同上。	同上。
482	6485	甲9-21	482 坂橋 一好	H28.3.31	人		1	H27.4.1~H28.3.31	月給300,000円	政治活動にかかわる調査補助及び関係書類作成	資料収集 商工・経済企業行政等	300,000	150,000	50%	150,000	丙A27	1日(週休3日)間定給30万円(月)を雇用しているが、169~170時間の労働時間で、政治活動以外の業務への従事も含まれている。業務上の取組は「資料整理、資料収集のほか、「行政」というだけで政治活動ではない、異なる。15日(甲9月11)の上取組(年間180万円)15万円を超えるものは一部漏れして記載されている。1月の68時間である場合は月12~19日時間に入っており、何故それだけの時間を要するのかが明らかになっておらず、政治活動に費やす時間として内容の取組は「資料整理、資料作成、資料収集のほか、「行政」というだけで政治活動ではない、異なる。	同上。	同上。	同上。	同上。

別紙4
とぎ民主党主張整理表(人件費)

番号	区画	ページ	氏名	年月日	経費	使途	契約書上の契約内容		家賃上の位置内容	支出金額	充当額	割合	算定額	契約書	原因の経緯(請求原因)	一般的な形勢事象の提示について		返証
							契約書上の契約内容	契約書上の契約内容								返証	返証	
483	6486	甲9-21	483	5556自民区2期区長	H27.4.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	給料 月給200,000円	職務内容 政治活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	家賃上の位置内容 東料整理	220,350	220,350	丙A53	余派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政治活動業務に配置しているが、家賃額には区分割合も相当額の記載もない。これ自体政治活動業務相当の要件を漏らしておらず違法である。家賃額には、補助業務内容として、すべての出勤日について東料整理とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政治活動業務の日の発生減じの算定方法が不明である。東料整理の日の発生減じは当該期間中の出勤日数から減じられていない。2名の職員が東料整理のみに明け暮らしていることにより、2名の職員は自民に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち左分の給与を政治活動業務に専らしているものとして政治活動業務で充当し出すにすぎないといえる。	同上。	同上、 丙A53。	
484	6487	甲9-21	484	5556自民区2期区長	H27.4.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給150,000円	職務内容 政治活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	家賃上の位置内容 東料整理	159,120	159,120	丙A54	余派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政治活動業務に配置しているが、家賃額には区分割合も相当額の記載もない。これ自体政治活動業務相当の要件を漏らしておらず違法である。家賃額には、補助業務内容として、すべての出勤日について東料整理とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政治活動業務の日の発生減じは当該期間中の出勤日数から減じられていない。2名の職員が東料整理のみに明け暮らしていることにより、2名の職員は自民に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち左分の給与を政治活動業務に専らしているものとして政治活動業務で充当し出すにすぎないといえる。	同上。	同上、 丙A54。	
485	6488	甲9-21	485	5556自民区2期区長	H27.5.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給200,000円	職務内容 政治活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	家賃上の位置内容 東料整理	211,230	211,230	丙A53	余派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政治活動業務に配置しているが、家賃額には区分割合も相当額の記載もない。これ自体政治活動業務相当の要件を漏らしておらず違法である。家賃額には、補助業務内容として、すべての出勤日について東料整理とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政治活動業務の日の発生減じは当該期間中の出勤日数から減じられていない。2名の職員が東料整理のみに明け暮らしていることにより、2名の職員は自民に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち左分の給与を政治活動業務に専らしているものとして政治活動業務で充当し出すにすぎないといえる。	同上。	同上、 丙A53。	
486	6489	甲9-21	486	5556自民区2期区長	H27.5.31	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給150,000円	職務内容 政治活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	家賃上の位置内容 東料整理	157,950	157,950	丙A54	余派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政治活動業務に配置しているが、家賃額には区分割合も相当額の記載もない。これ自体政治活動業務相当の要件を漏らしておらず違法である。家賃額には、補助業務内容として、すべての出勤日について東料整理とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政治活動業務の日の発生減じは当該期間中の出勤日数から減じられていない。2名の職員が東料整理のみに明け暮らしていることにより、2名の職員は自民に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち左分の給与を政治活動業務に専らしているものとして政治活動業務で充当し出すにすぎないといえる。	同上。	同上、 丙A54。	
487	6490	甲9-21	487	5556自民区2期区長	H27.6.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給200,000円	職務内容 政治活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	家賃上の位置内容 東料整理	208,670	208,670	丙A53	余派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政治活動業務に配置しているが、家賃額には区分割合も相当額の記載もない。これ自体政治活動業務相当の要件を漏らしておらず違法である。家賃額には、補助業務内容として、すべての出勤日について東料整理とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政治活動業務の日の発生減じは当該期間中の出勤日数から減じられていない。2名の職員が東料整理のみに明け暮らしていることにより、2名の職員は自民に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち左分の給与を政治活動業務に専らしているものとして政治活動業務で充当し出すにすぎないといえる。	同上。	同上、 丙A53。	
488	6491	甲9-21	488	5556自民区2期区長	H27.6.30	人	1	H27.4.1~H28.3.31	月給150,000円	職務内容 政治活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	家賃上の位置内容 東料整理	155,610	155,610	丙A54	余派として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政治活動業務に配置しているが、家賃額には区分割合も相当額の記載もない。これ自体政治活動業務相当の要件を漏らしておらず違法である。家賃額には、補助業務内容として、すべての出勤日について東料整理とあるのみで、何ら具体的な記載がない。政治活動業務の日の発生減じは当該期間中の出勤日数から減じられていない。2名の職員が東料整理のみに明け暮らしていることにより、2名の職員は自民に雇用されている他の職員と同様の業務をしており、職員のうち左分の給与を政治活動業務に専らしているものとして政治活動業務で充当し出すにすぎないといえる。	同上。	同上、 丙A54。	

別紙4.

とちぎ自民民主党主張整理表（人件費）

番号	区画	パン	氏名	生年月日	作業	用途	従業員（家族の属否）	契約書上の契約内容		実績上の取組内容			支出金額	発注金額	契約書	原価の主張	一般的客形的事業の摘要について	取組の主張
								雇用期間	総料	職務内容	発注金額	発注金額						
489	6462	甲9-21	489	19440510	人			1	1927.4.1～1928.3.31	月給200,000円	政治活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	206,670	206,670	100%	両A53	<p>原価として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政治活動業務に従事しているが、実績書には区分割合も支出額の記載もない。これら自体政治活動業務当分の賃金を算出して支払うべきである。実績書には、補助業務内容として、すべての出勤日について賃金計算があるため、関係書類の作成に要する費用として、上記の2名の職員が支給されるべきである。そのうち20万円はAの職員が支給されるべきであり、そのうち5万円はBの職員が支給されるべきである。その他の費用は自費で支弁されているものとして政治活動業務で支出したと主張しているものがある。</p>	<p>同上。</p> <p>同上、両A53。</p>	
490	6463	甲9-21	490	19440510	人			1	1927.4.1～1928.3.31	月給150,000円	政治活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	155,610	155,610	100%	両A54	<p>原価として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政治活動業務に従事しているが、実績書には区分割合も支出額の記載もない。これら自体政治活動業務当分の賃金を算出して支払うべきである。実績書には、補助業務内容として、すべての出勤日について賃金計算があるため、関係書類の作成に要する費用として、上記の2名の職員が支給されるべきである。そのうち15万円はAの職員が支給されるべきであり、そのうち5万円はBの職員が支給されるべきである。その他の費用は自費で支弁されているものとして政治活動業務で支出したと主張しているものがある。</p>	<p>同上。</p> <p>同上、両A54。</p>	
491	6464	甲9-21	491	19440510	人			1	1927.4.1～1928.3.31	月給200,000円	政治活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	206,670	206,670	100%	両A53	<p>原価として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政治活動業務に従事しているが、実績書には区分割合も支出額の記載もない。これら自体政治活動業務当分の賃金を算出して支払うべきである。実績書には、補助業務内容として、すべての出勤日について賃金計算があるため、関係書類の作成に要する費用として、上記の2名の職員が支給されるべきである。そのうち20万円はAの職員が支給されるべきであり、そのうち5万円はBの職員が支給されるべきである。その他の費用は自費で支弁されているものとして政治活動業務で支出したと主張しているものがある。</p>	<p>同上。</p> <p>同上、両A53。</p>	
492	6465	甲9-21	492	19440510	人			1	1927.4.1～1928.3.31	月給150,000円	政治活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	155,610	155,610	100%	両A54	<p>原価として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政治活動業務に従事しているが、実績書には区分割合も支出額の記載もない。これら自体政治活動業務当分の賃金を算出して支払うべきである。実績書には、補助業務内容として、すべての出勤日について賃金計算があるため、関係書類の作成に要する費用として、上記の2名の職員が支給されるべきである。そのうち15万円はAの職員が支給されるべきであり、そのうち5万円はBの職員が支給されるべきである。その他の費用は自費で支弁されているものとして政治活動業務で支出したと主張しているものがある。</p>	<p>同上。</p> <p>同上、両A54。</p>	
493	6466	甲9-21	493	19440510	人			1	1927.4.1～1928.3.31	月給200,000円	政治活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	206,670	206,670	100%	両A53	<p>原価として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政治活動業務に従事しているが、実績書には区分割合も支出額の記載もない。これら自体政治活動業務当分の賃金を算出して支払うべきである。実績書には、補助業務内容として、すべての出勤日について賃金計算があるため、関係書類の作成に要する費用として、上記の2名の職員が支給されるべきである。そのうち20万円はAの職員が支給されるべきであり、そのうち5万円はBの職員が支給されるべきである。その他の費用は自費で支弁されているものとして政治活動業務で支出したと主張しているものがある。</p>	<p>同上。</p> <p>同上、両A53。</p>	
494	6467	甲9-21	494	19440510	人			1	1927.4.1～1928.3.31	月給150,000円	政治活動に係る調査補助及び関係書類の作成、その他関係業務	155,610	155,610	100%	両A54	<p>原価として基本給20万円のA、基本給15万円のBの2名の職員が政治活動業務に従事しているが、実績書には区分割合も支出額の記載もない。これら自体政治活動業務当分の賃金を算出して支払うべきである。実績書には、補助業務内容として、すべての出勤日について賃金計算があるため、関係書類の作成に要する費用として、上記の2名の職員が支給されるべきである。そのうち15万円はAの職員が支給されるべきであり、そのうち5万円はBの職員が支給されるべきである。その他の費用は自費で支弁されているものとして政治活動業務で支出したと主張しているものがある。</p>	<p>同上。</p> <p>同上、両A54。</p>	

別紙4.

とちぎ自民党主張整理表 (人件費)

番号	区画	氏名	生年月日	性別	所属	従属員数(種数の場合は特定)	契約期間	契約上の契約内容	職務内容	実績上の区画内容	支出金額	見込額	割合	算定金額	見込書	原簿の記載(請求原因)	一般的法的事象の提示について	第三者からの主張	反証
507	甲9-21	507	1947.4.30	男	とちぎ自民党議員会					実績上の区画内容	98,879	48,703	50%	48,703	丙A53.5 4	既述等理由との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であつて政治活動との関係が何ら明らかでない以上、政治活動費での支出は適法である。	一般的法的事象の提示について		6489-6599にかんして自民党議員会政治活動費助款員名を記載した文書がある。丙A53.54。
508	甲9-21	508	1927.5.31	男	とちぎ自民党議員会						98,879	48,703	50%	48,703	丙A53.54	既述等理由との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であつて政治活動との関係が何ら明らかでない以上、政治活動費での支出は適法である。	同上。	同上。 丙A53.54。	
509	甲9-21	509	1927.6.30	男	とちぎ自民党議員会						98,879	48,703	50%	48,703	丙A53.54	既述等理由との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であつて政治活動との関係が何ら明らかでない以上、政治活動費での支出は適法である。	同上。	同上。 丙A53.54。	
510	甲9-21	510	1927.7.31	男	とちぎ自民党議員会						98,879	48,703	50%	48,703	丙A53.54	既述等理由との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であつて政治活動との関係が何ら明らかでない以上、政治活動費での支出は適法である。	同上。	同上。 丙A53.54。	
511	甲9-21	511	1927.8.31	男	とちぎ自民党議員会						98,879	48,703	50%	48,703	丙A53.54	既述等理由との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であつて政治活動との関係が何ら明らかでない以上、政治活動費での支出は適法である。	同上。	同上。 丙A53.54。	
512	甲9-21	512	1927.9.30	男	とちぎ自民党議員会						108,854	54,593	50%	54,593	丙A53.54	既述等理由との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であつて政治活動との関係が何ら明らかでない以上、政治活動費での支出は適法である。	同上。	同上。 丙A53.54。	
513	甲9-21	513	1927.10.31	男	とちぎ自民党議員会						108,854	54,593	50%	54,593	丙A53.54	既述等理由との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であつて政治活動との関係が何ら明らかでない以上、政治活動費での支出は適法である。	同上。	同上。 丙A53.54。	
514	甲9-21	514	1927.11.30	男	とちぎ自民党議員会						108,854	54,593	50%	54,593	丙A53.54	既述等理由との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であつて政治活動との関係が何ら明らかでない以上、政治活動費での支出は適法である。	同上。	同上。 丙A53.54。	
515	甲9-21	515	1927.12.31	男	とちぎ自民党議員会						108,854	54,593	50%	54,593	丙A53.54	既述等理由との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であつて政治活動との関係が何ら明らかでない以上、政治活動費での支出は適法である。	同上。	同上。 丙A53.54。	
516	甲9-21	516	1928.1.31	男	とちぎ自民党議員会						108,854	54,593	50%	54,593	丙A53.54	既述等理由との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であつて政治活動との関係が何ら明らかでない以上、政治活動費での支出は適法である。	同上。	同上。 丙A53.54。	
517	甲9-21	517	1928.2.29	男	とちぎ自民党議員会						108,854	54,593	50%	54,593	丙A53.54	既述等理由との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であつて政治活動との関係が何ら明らかでない以上、政治活動費での支出は適法である。	同上。	同上。 丙A53.54。	
518	甲9-21	518	1928.3.31	男	とちぎ自民党議員会						108,819	54,594	50%	54,594	丙A53.54	既述等理由との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であつて政治活動との関係が何ら明らかでない以上、政治活動費での支出は適法である。	同上。	同上。 丙A53.54。	
519	甲9-21	519	1927.7.8	男	とちぎ自民党議員会						38,493	38,493	100%	38,493	丙A53.54	既述等理由との関係は不明である。社会保険料は雇用し給与を支払うことにより事業主に生じる負担であつて政治活動との関係が何ら明らかでない以上、政治活動費での支出は適法である。	同上。	同上。 丙A53.54。	
計											67,743,878	48,945,923		48,945,923					

別紙5.
民主市民クラブ主張整理表(人件費)

番号	区票 甲9-40 内B10 の1	氏名	年月日	経費 単位	契約書上の契約内容			実務上の記載内容	支出金額	充当額	控分	償還金額	契約書	原金の主張	一時的外形的事象の提示について	返証
					従業員(複数の場合は特定)	雇用期間	給料									
528	1057	加藤 正一	H27.4.30	人	B	H27.4.1~H28.3.31	時給1,500円	政治団体に係る事務補助及び関係書類の作成	27,000	27,000	100%	427,000 2	原B500 2	4月から9月までの期間(約5ヶ月)で各月平均雇用人数として雇用し、1人3日あたり4日、年々日数を増やし、臨時雇用期間中に政治団体の事務補助業務に充当して支給されているとし、支給額の100%を支出している、しかしながら、提出されている書類には具体的な業務内容が記載されておらず、政治団体の業務内容と関係が不明である。また、支給された給与は毎月15日頃に支払われることになっているが、提出されている書類には具体的な支給日や金額が記載されていない。また、支給された給与は毎月15日頃に支払われることになっているが、提出されている書類には具体的な支給日や金額が記載されていない。	加藤正一様は、職員Bを、専ら政治活動補助業務のために雇用し、同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。	
529	1058	加藤 正一	H27.4.30	人	C	H27.4.1~H28.3.31	時給1,500円	政治団体に係る事務補助及び関係書類の作成	27,000	27,000	100%	427,000 3	原B500 3	4月から9月までの期間(約5ヶ月)で各月平均雇用人数として雇用し、1人3日あたり4日、年々日数を増やし、臨時雇用期間中に政治団体の事務補助業務に充当して支給されているとし、支給額の100%を支出している、しかしながら、提出されている書類には具体的な業務内容が記載されておらず、政治団体の業務内容と関係が不明である。また、支給された給与は毎月15日頃に支払われることになっているが、提出されている書類には具体的な支給日や金額が記載されていない。また、支給された給与は毎月15日頃に支払われることになっているが、提出されている書類には具体的な支給日や金額が記載されていない。	加藤正一様は、職員Cを、専ら政治活動補助業務のために雇用し、同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。	
530	1059	長瀬 孝一 所属クラブ	H27.5.7	人	A			契約書提出なし	9,000	9,000	100%	49,000			民主市民クラブは、職員Aを、専ら政治活動補助業務のために雇用し、同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。	
531	1060	長瀬 孝一 所属クラブ	H27.5.18	人	B			契約書提出なし	4,500	4,500	100%	44,500			民主市民クラブは、職員Bを、専ら政治活動補助業務のために雇用し、同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。	
532	1061	長瀬 孝一 所属クラブ	H27.5.18	人	C			契約書提出なし	4,500	4,500	100%	44,500			民主市民クラブは、職員Cを、専ら政治活動補助業務のために雇用し、同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。	
533	1062	長瀬 孝一 所属クラブ	H27.5.18	人	D			契約書提出なし	4,500	4,500	100%	44,500			民主市民クラブは、職員Dを、専ら政治活動補助業務のために雇用し、同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。	
534	1063	長瀬 孝一 所属クラブ	H27.5.18	人	A			契約書提出なし	4,500	4,500	100%	44,500			民主市民クラブは、職員Aを、専ら政治活動補助業務のために雇用し、同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。同職員が業務に就いた日時は、「政治活動補助業務」に該当する。	

別紙5.
民主市民クラブ主張整理表(人件費)

番号	証状	甲9-40 甲9-41 甲9-42 甲9-43 甲9-44 甲9-45 甲9-46 甲9-47 甲9-48 甲9-49 甲9-50 甲9-51 甲9-52 甲9-53 甲9-54 甲9-55 甲9-56 甲9-57 甲9-58 甲9-59 甲9-60 甲9-61 甲9-62 甲9-63 甲9-64 甲9-65 甲9-66 甲9-67 甲9-68 甲9-69 甲9-70 甲9-71 甲9-72 甲9-73 甲9-74 甲9-75 甲9-76 甲9-77 甲9-78 甲9-79 甲9-80 甲9-81 甲9-82 甲9-83 甲9-84 甲9-85 甲9-86 甲9-87 甲9-88 甲9-89 甲9-90 甲9-91 甲9-92 甲9-93 甲9-94 甲9-95 甲9-96 甲9-97 甲9-98 甲9-99 甲9-100	氏名	年月日	経費	単価	実務上の実働内容			実務上の既履内容	支出金額	充当額	控分	還付金額	契約書	原告の主張	被告・参加人の主張	反証
							従属員数(被告の専任者指定)	雇用期間	給料									
535	1084	甲9-40 甲9-110 096	民雄孝・黒 所廣アラブ	H27.5.20	人		反動軍団出だし	反動軍団出だし	3,000	3,000	100%	¥3,000		氏雄孝は、被告として、平成27年5月7日に89,000円、同月8日に4名各4,500円、同月20日に3,000円を被告に支給した事実に争いがない。被告は、これら被告からの支給は、被告が被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。	被告らに支給したものは、被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。			
536	1085	甲9-40	佐藤 栄	H27.5.31	人		反動軍団補助	反動軍団補助	72,000	72,000	100%	¥72,000		佐藤栄は、原告として、平成27年5月31日に被告らに支給した事実に争いがない。被告は、これら被告からの支給は、被告が被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。	被告らに支給したものは、被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。			
537	1086	甲9-40	佐藤 栄	H27.5.31	人		反動軍団補助	反動軍団補助	75,000	75,000	100%	¥75,000		佐藤栄は、原告として、平成27年5月31日に被告らに支給した事実に争いがない。被告は、これら被告からの支給は、被告が被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。	被告らに支給したものは、被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。			
538	1087	甲9-40	山田 みや こ	H27.5.1~H2 8.3.31	人		反動軍団に対する事務補助	反動軍団に対する事務補助	20,000	20,000	100%	¥20,000		山田みやこは、原告として、平成27年5月1日から平成27年8月31日まで、被告らに支給した事実に争いがない。被告は、これら被告からの支給は、被告が被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。	被告らに支給したものは、被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。			
539	1088	甲9-40	松井 正一	H27.4.1~H2 8.3.31	人		反動軍団に関する活動補助並びに関係書類の作成	反動軍団に関する活動補助、県政への要請	43,800	22,800	50%	¥22,800		松井正一は、原告として、平成27年4月1日から平成27年8月31日まで、被告らに支給した事実に争いがない。被告は、これら被告からの支給は、被告が被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。	被告らに支給したものは、被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。			
540	1089	甲9-40	松井 正一	H27.4.1~H2 8.3.31	人		反動軍団に関する活動補助並びに関係書類の作成	反動軍団に関する活動補助、県政への要請	40,800	20,400	50%	¥20,400		松井正一は、原告として、平成27年4月1日から平成27年8月31日まで、被告らに支給した事実に争いがない。被告は、これら被告からの支給は、被告が被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。	被告らに支給したものは、被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。			
541	1070	甲9-40	松井 正一	H27.4.1~H2 8.3.31	人		反動軍団に関する活動補助並びに関係書類の作成	反動軍団に関する活動補助、県政への要請	43,200	21,600	50%	¥21,600		松井正一は、原告として、平成27年4月1日から平成27年8月31日まで、被告らに支給した事実に争いがない。被告は、これら被告からの支給は、被告が被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。	被告らに支給したものは、被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。			
542	1071	甲9-40	栗原 寿明	H27.4.1~H2 8.3.31	人		反動軍団に関する活動補助並びに関係書類の作成	反動軍団に関する活動補助、県政への要請	50,000	50,000	100%	¥50,000		栗原寿明は、原告として、平成27年4月1日から平成27年8月31日まで、被告らに支給した事実に争いがない。被告は、これら被告からの支給は、被告が被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。	被告らに支給したものは、被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。被告は、被告らに支給したものが被告らに支給したものである。			

別紙5. 民王市民クラブ主張整理表(人件費)

番号	区画	氏名	年月日	経費	使途	従業員数(補正の増減)	契約書上の契約内容	業務上の契約内容	業務上の区域内容	支出金額	充当額	控分	選法名額	契約書	原告の主張	被告・参加人の主張
551	1080	甲9-40 ベーン・バード (以下)	45-48	松井 正一	H27.4.1~H2 8.3.31	A	向給500円	政治活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政治活動に関する活動補助、県政への要望	51,600	25,600	50%	¥25,600	丙B30の1	4月から3月までの総額300円(証明書類に白紙はないが計算上若干な差が生じている。政治活動補助に充てられた期間で、政治活動補助として認められる期間として計算している。)	一般的外形的事象の提示について
552	1081	甲9-40	46-49	松井 正一	H27.4.1~H2 8.3.31	B	向給800円	政治活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政治活動に関する活動補助、県政への要望	59,000	28,000	50%	¥28,000	丙B30の2	4月から3月までの総額800円(証明書類に白紙はないが計算上若干な差が生じている。政治活動補助に充てられた期間で、政治活動補助として認められる期間として計算している。)	
553	1082	甲9-40	47-50	松井 正一	H27.4.1~H2 8.3.31	C	向給800円	政治活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政治活動に関する活動補助、県政への要望	57,600	28,800	50%	¥28,800	丙B30の3	4月から3月までの総額800円(証明書類に白紙はないが計算上若干な差が生じている。政治活動補助に充てられた期間で、政治活動補助として認められる期間として計算している。)	
554	1083	甲9-40	51	斉藤 孝明	H27.4.1~H2 8.3.31	B	向給50,000円	政治活動補助	政治活動補助	50,000	50,000	100%	¥50,000	丙B40の2	4月から3月までの日額100円(20日)で50,000円を算出し、18は月16日10時15分～19時15分、17は月15日10時15分～19時15分、18は月16日10時15分～19時15分の合計3日(18日)と見なしている。)	
555	1084	甲9-40	52	斉藤 孝明	H27.4.1~H2 8.3.31	A	月給100,000円	政治活動補助	政治活動補助	100,000	100,000	100%	¥100,000	丙B40の1	4月から3月までの日額100円(20日)で200,000円を算出し、18は月16日10時15分～19時15分、17は月15日10時15分～19時15分、18は月16日10時15分～19時15分の合計3日(18日)と見なしている。)	
556	1085	甲9-40	53-54	加藤 正一	H27.4.1~H2 8.3.31	A	向給1,500円	政治活動補助	政治活動補助	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B50の1	4月から3月までの日額1,500円(24日)で36,000円を算出し、18は月16日10時15分～19時15分、17は月15日10時15分～19時15分、18は月16日10時15分～19時15分の合計3日(18日)と見なしている。)	
557	1086	甲9-40	55-56	加藤 正一	H27.4.1~H2 8.3.31	B	向給1,500円	政治活動補助	政治活動補助	36,000	36,000	100%	¥36,000	丙B50の2	4月から3月までの日額1,500円(24日)で36,000円を算出し、18は月16日10時15分～19時15分、17は月15日10時15分～19時15分、18は月16日10時15分～19時15分の合計3日(18日)と見なしている。)	

別紙5
民主市民クラブ主張整理表(人件費)

番号	班級	氏名	年月日	経費(使途)	契約書上の契約内容		業務内容		業務上の記載内容		実務内容	実務上の記載内容	支出金額	共通費	割合	運送金額	契約書	原告の主張		被告・考査人の主張	
					契約期間	料率	契約期間	料率	契約期間	料率								契約期間	料率	一般的外形的事象の提示について	証拠
588	1117	甲9-40 ページ (左下)	松原 栄	H27.9.30	人	A	H27.4.1~H2 8.31	時給1,500円	政治活動補助	契約書なし(領収書のみ)	政治活動補助	4月から5月までの期間に於いて、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのに対し、15万円前後が年々増え、15万円を超過する月も7ヶ月ある。本邦の政治活動補助費は、議員の給与の5%以内とする期間等が示されており、すべて違法なものである。	481,000	81,000	100%	481,000	丙B20の1	一般的外形的事象の提示(請求原因)	4月から5月までの期間に於いて、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのに対し、15万円前後が年々増え、15万円を超過する月も7ヶ月ある。本邦の政治活動補助費は、議員の給与の5%以内とする期間等が示されており、すべて違法なものである。	一般的外形的事象の提示について	佐藤孝輔議員は、議員本人を、専ら政治活動補助費の目的のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。
589	1118	甲9-40	佐藤 栄	H27.9.30	人	B	H27.4.1~H2 8.31	時給1,500円	政治活動補助	契約書なし(領収書のみ)	政治活動補助	4月から5月までの期間に於いて、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのに対し、15万円前後が年々増え、15万円を超過する月も7ヶ月ある。本邦の政治活動補助費は、議員の給与の5%以内とする期間等が示されており、すべて違法なものである。	72,000	72,000	100%	72,000	丙B20の2	佐藤孝輔議員は、議員本人を、専ら政治活動補助費の目的のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。	佐藤孝輔議員は、議員本人を、専ら政治活動補助費の目的のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。		
590	1119	甲9-40	加藤 正一	H27.9.30	人	A	H27.4.1~H2 8.31	時給800円	政治活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政治活動なし(領収書のみ)	政治活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	4月から5月までの期間に於いて、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのに対し、15万円前後が年々増え、15万円を超過する月も7ヶ月ある。本邦の政治活動補助費は、議員の給与の5%以内とする期間等が示されており、すべて違法なものである。	57,200	28,400	50%	42,800	丙B30の1	佐藤孝輔議員は、議員本人を、専ら政治活動補助費の目的のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。	佐藤孝輔議員は、議員本人を、専ら政治活動補助費の目的のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。		
591	1120	甲9-40	松井 正一	H27.9.30	人	B	H27.4.1~H2 8.31	時給800円	政治活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政治活動なし(領収書のみ)	政治活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	4月から5月までの期間に於いて、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのに対し、15万円前後が年々増え、15万円を超過する月も7ヶ月ある。本邦の政治活動補助費は、議員の給与の5%以内とする期間等が示されており、すべて違法なものである。	62,400	31,200	50%	41,200	丙B30の2	佐藤孝輔議員は、議員本人を、専ら政治活動補助費の目的のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。	佐藤孝輔議員は、議員本人を、専ら政治活動補助費の目的のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。		
592	1121	甲9-40	松井 正一	H27.9.30	人	C	H27.4.1~H2 8.31	時給800円	政治活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政治活動なし(領収書のみ)	政治活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	4月から5月までの期間に於いて、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのに対し、15万円前後が年々増え、15万円を超過する月も7ヶ月ある。本邦の政治活動補助費は、議員の給与の5%以内とする期間等が示されており、すべて違法なものである。	48,000	24,000	50%	42,000	丙B30の3	佐藤孝輔議員は、議員本人を、専ら政治活動補助費の目的のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。	佐藤孝輔議員は、議員本人を、専ら政治活動補助費の目的のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。		
593	1122	甲9-40	斉藤 孝明	H27.9.30	人	B	H27.4.1~H2 8.31	月給50,000円	政治活動補助	政治活動なし(領収書のみ)	政治活動補助	4月から5月までの期間に於いて、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのに対し、15万円前後が年々増え、15万円を超過する月も7ヶ月ある。本邦の政治活動補助費は、議員の給与の5%以内とする期間等が示されており、すべて違法なものである。	50,000	50,000	100%	49,000	丙B40の2	佐藤孝輔議員は、議員本人を、専ら政治活動補助費の目的のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。	佐藤孝輔議員は、議員本人を、専ら政治活動補助費の目的のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。		
594	1123	甲9-40	斉藤 孝明	H27.9.30	人	A	H27.4.1~H2 8.31	月給100,000円	政治活動補助	政治活動なし(領収書のみ)	政治活動補助	4月から5月までの期間に於いて、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのに対し、15万円前後が年々増え、15万円を超過する月も7ヶ月ある。本邦の政治活動補助費は、議員の給与の5%以内とする期間等が示されており、すべて違法なものである。	100,000	100,000	100%	98,000	丙B40の1	佐藤孝輔議員は、議員本人を、専ら政治活動補助費の目的のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。	佐藤孝輔議員は、議員本人を、専ら政治活動補助費の目的のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。		
595	1124	甲9-40	加藤 正一	H27.9.30	人	A	H27.4.1~H2 8.31	時給1,500円	政治活動補助	政治活動なし(領収書のみ)	政治活動補助	4月から5月までの期間に於いて、金額も毎月異なり、4月が54,000円であるのに対し、15万円前後が年々増え、15万円を超過する月も7ヶ月ある。本邦の政治活動補助費は、議員の給与の5%以内とする期間等が示されており、すべて違法なものである。	36,000	36,000	100%	36,000	丙B40の1	佐藤孝輔議員は、議員本人を、専ら政治活動補助費の目的のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。	佐藤孝輔議員は、議員本人を、専ら政治活動補助費の目的のために雇用し、同業務のみを行わせていたものである。		

別紙5.
民主市民クラブ主張整理表(人件費)

番号	証紙	甲9-40ページ(右下)	氏名	年月日	様式	保証	契約書上の契約内容			実施上の記載内容	実積額	控分	課法金額	契約書	原書の主張	被申請人の主張
							雇用期間	給料	職務内容							
598	1125	甲9-40 115-116	加藤 正一	H27.9.30	人		H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務課に係る事務補助及び領収書の作成	政務活動補助業務	100%	27,000	丙B9の 2	4月から3月までの日額時給1,500円を臨時雇用職員として雇用し、13日ないし1日、雇入日数9~12日、臨時時給84~72時間労働に要するものとして、その100%の労務費を補助するものとする。当該期間中に発生する経費は、政務課に発生する経費として政務活動補助業務に算入するものとする。また、政務活動補助業務期間中で発生する経費は、当該期間中に発生するものとする。	一般的外形的事業の請求について、 加藤正一議員は、議員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものである。同議員が政務活動補助業務に専ら従事していたことは、申請書の記載内容と一致している。また、申請書の記載内容と一致している。また、申請書の記載内容と一致している。	
597	1128	甲9-40 117-118	加藤 正一	H27.9.30	人		H27.4.1~H2 8.3.31	時給1,500円	政務課に係る事務補助及び領収書の作成	政務活動補助業務	100%	38,000	丙B9の 3	4月から3月までの日額時給1,500円を臨時雇用職員として雇用し、13日ないし1日、雇入日数9~12日、臨時時給84~72時間労働に要するものとして、その100%の労務費を補助するものとする。当該期間中に発生する経費は、政務課に発生する経費として政務活動補助業務に算入するものとする。また、政務活動補助業務期間中で発生する経費は、当該期間中に発生するものとする。	加藤正一議員は、議員Cを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものである。同議員が政務活動補助業務に専ら従事していたことは、申請書の記載内容と一致している。また、申請書の記載内容と一致している。また、申請書の記載内容と一致している。	
598	1127	甲9-40 119- 120	船山 幸雄	H27.9.30	人		H27.4.1~H2 8.3.31	月給70,000円	指定産業物産終売分に関する調査、県民意識調査等に関する調査、県民意識調査等に関する調査、県民意識調査等に関する調査	政務課産業業務補助	100%	50,000	丙B7の 1	5月に日70,000円で20日である14万円、6月から8月は、日50,000円で10日ある5万円、計19万円を、指定産業物産終売分に関する調査、県民意識調査等に関する調査、県民意識調査等に関する調査、県民意識調査等に関する調査に要するものとして、その100%の労務費を補助するものとする。当該期間中に発生する経費は、政務課に発生する経費として政務活動補助業務に算入するものとする。また、政務活動補助業務期間中で発生する経費は、当該期間中に発生するものとする。	船山幸雄議員は、議員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものである。同議員が政務活動補助業務に専ら従事していたことは、申請書の記載内容と一致している。また、申請書の記載内容と一致している。また、申請書の記載内容と一致している。	
599	1128	甲9-40 120- 120A	船山 幸雄	H27.9.30	人		H27.4.1~H2 8.3.31	月給80,000円	指定産業物産終売分に関する調査、県民意識調査等に関する調査、県民意識調査等に関する調査、県民意識調査等に関する調査	政務課産業業務補助	50%	100,000	丙B7の 2	5月に日70,000円で20日である14万円、6月から8月は、日50,000円で10日ある5万円、計19万円を、指定産業物産終売分に関する調査、県民意識調査等に関する調査、県民意識調査等に関する調査、県民意識調査等に関する調査に要するものとして、その100%の労務費を補助するものとする。当該期間中に発生する経費は、政務課に発生する経費として政務活動補助業務に算入するものとする。また、政務活動補助業務期間中で発生する経費は、当該期間中に発生するものとする。	船山幸雄議員は、議員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものである。同議員が政務活動補助業務に専ら従事していたことは、申請書の記載内容と一致している。また、申請書の記載内容と一致している。また、申請書の記載内容と一致している。	
600	1129	甲9-40 121	平本 五三	H27.9.30	人		H27.8.1~H3 1.4.30	月給40,000円(3通貨名)	政務活動に係る補助及び領収書の作成	政務課なし(領収書のみの)	100%	40,000	丙B9	8月から7月までの日額時給1,500円を臨時雇用職員として雇用し、13日ないし1日、雇入日数9~12日、臨時時給84~72時間労働に要するものとして、その100%の労務費を補助するものとする。当該期間中に発生する経費は、政務課に発生する経費として政務活動補助業務に算入するものとする。また、政務活動補助業務期間中で発生する経費は、当該期間中に発生するものとする。	平本五三議員は、議員Cを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものである。同議員が政務活動補助業務に専ら従事していたことは、申請書の記載内容と一致している。また、申請書の記載内容と一致している。また、申請書の記載内容と一致している。	
601	1130	甲9-40 122	佐藤 栄	H27.10.31	人		H27.4.~	時給1,500円	政務課業務補助	政務課業務補助	100%	81,000	丙B2の 1	4月から3月までの日額時給1,500円を臨時雇用職員として雇用し、13日ないし1日、雇入日数9~12日、臨時時給84~72時間労働に要するものとして、その100%の労務費を補助するものとする。当該期間中に発生する経費は、政務課に発生する経費として政務活動補助業務に算入するものとする。また、政務活動補助業務期間中で発生する経費は、当該期間中に発生するものとする。	佐藤栄議員は、議員Aを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものである。同議員が政務活動補助業務に専ら従事していたことは、申請書の記載内容と一致している。また、申請書の記載内容と一致している。また、申請書の記載内容と一致している。	
602	1131	甲9-40 123	佐藤 栄	H27.10.31	人		H27.4.~	時給1,500円	政務課業務補助	政務課業務補助	100%	81,000	丙B2の 2	4月から3月までの日額時給1,500円を臨時雇用職員として雇用し、13日ないし1日、雇入日数9~12日、臨時時給84~72時間労働に要するものとして、その100%の労務費を補助するものとする。当該期間中に発生する経費は、政務課に発生する経費として政務活動補助業務に算入するものとする。また、政務活動補助業務期間中で発生する経費は、当該期間中に発生するものとする。	佐藤栄議員は、議員Bを、専ら政務活動補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものである。同議員が政務活動補助業務に専ら従事していたことは、申請書の記載内容と一致している。また、申請書の記載内容と一致している。また、申請書の記載内容と一致している。	
603	1132	甲9-40 124-125	山田 みや	H27.10.31	人		H27.5.1~H2 8.3.31	時給1,000円	政務活動に対する事務補助	政務課なし(領収書のみの)	100%	41,000	丙B6	5月に日70,000円で20日である14万円、6月から8月は、日50,000円で10日ある5万円、計19万円を、指定産業物産終売分に関する調査、県民意識調査等に関する調査、県民意識調査等に関する調査、県民意識調査等に関する調査に要するものとして、その100%の労務費を補助するものとする。当該期間中に発生する経費は、政務課に発生する経費として政務活動補助業務に算入するものとする。また、政務活動補助業務期間中で発生する経費は、当該期間中に発生するものとする。	山田みや議員は、議員Bを、専ら政務活動に対する事務補助業務のために雇用し、同業務のみを行っていたものである。同議員が政務活動に対する事務補助業務に専ら従事していたことは、申請書の記載内容と一致している。また、申請書の記載内容と一致している。また、申請書の記載内容と一致している。	

別紙5
民生市民クラブ主張整理表(人件費)

番号	延保	甲9-40 甲9-40 へんす (左下)	氏名	年月日	経費 単価	契約書上の契約内容			実務内容	実績表上の記載内容	支出金額	充当額	控分	源泉額	契約書	原告の主張	被告の主張	
						従業員数(被告の 数字は右2)	雇用期間	料									一般的形勢事業の提示(請求原因)	一般的形勢事業の提示について
619	1148	甲9-40	148-151 松井 正一	H27.11.30	人				政治活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政治活動の整理補助 時給800円 H27.4.1~H2 8.31 B	27,200	50%	427,200 2	原Bの 2	4月から3月まで時給800円(従業員数に調整はない)計算上そのうち2分の1を毎月1700円のうち、政治活動費に充当したと主張している。これに準じて活動費を計算し、原告の主張する金額の50%を認め、残りの50%は原告の負担と主張している。また、原告が「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。	被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。	反証	
620	1148	甲9-40	148-152 松井 正一	H27.11.30	人			政治活動に関する活動補助並びに関係書類の作成	政治活動の整理補助 時給800円 H27.4.1~H2 8.31 C	50,400	51%	423,600 3	原Bの 3	4月から3月まで時給800円(従業員数に調整はない)計算上そのうち2分の1を毎月1700円のうち、政治活動費に充当したと主張している。これに準じて活動費を計算し、原告の主張する金額の51%を認め、残りの49%は原告の負担と主張している。また、原告が「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。	被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。			
621	1150	甲9-40	153 斉藤 孝明	H27.11.30	人			政治活動に関する活動補助	政治活動の整理補助 月給100,000円 H27.4.1~H2 8.31 A	100,000	100%	100,000 1	原Bの 1	4月から3月まで月88,000円(従業員数に調整はない)計算上そのうち2分の1を毎月44,000円のうち、政治活動費に充当したと主張している。これに準じて活動費を計算し、原告の主張する金額の100%を認め、残りの0%は原告の負担と主張している。また、原告が「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。	被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。			
622	1151	甲9-40	154 斉藤 孝明	H27.11.30	人			政治活動に関する活動補助	政治活動の整理補助 月給80,000円 H27.4.1~H2 8.31 B	80,000	100%	80,000 2	原Bの 2	4月から3月まで月88,000円(従業員数に調整はない)計算上そのうち2分の1を毎月44,000円のうち、政治活動費に充当したと主張している。これに準じて活動費を計算し、原告の主張する金額の100%を認め、残りの0%は原告の負担と主張している。また、原告が「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。	被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。			
623	1152	甲9-40	155-156 加藤 正一	H27.11.30	人			政治活動に関する活動補助及び関係書類の作成	政治活動の整理補助 時給1,500円 H27.4.1~H2 8.31 A	27,000	100%	427,000 1	原Bの 1	4月から3月まで月1500円(従業員数に調整はない)計算上そのうち2分の1を毎月750円のうち、政治活動費に充当したと主張している。これに準じて活動費を計算し、原告の主張する金額の100%を認め、残りの0%は原告の負担と主張している。また、原告が「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。	被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。			
624	1153	甲9-40	157-158 加藤 正一	H27.11.30	人			政治活動に関する活動補助	政治活動の整理補助 時給1,500円 H27.4.1~H2 8.31 B	27,000	100%	427,000 2	原Bの 2	4月から3月まで月1500円(従業員数に調整はない)計算上そのうち2分の1を毎月750円のうち、政治活動費に充当したと主張している。これに準じて活動費を計算し、原告の主張する金額の100%を認め、残りの0%は原告の負担と主張している。また、原告が「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。	被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。			
625	1154	甲9-40	159-160 加藤 正一	H27.11.30	人			政治活動に関する活動補助及び関係書類の作成	政治活動の整理補助 時給1,500円 H27.4.1~H2 8.31 C	27,000	100%	427,000 3	原Bの 3	4月から3月まで月1500円(従業員数に調整はない)計算上そのうち2分の1を毎月750円のうち、政治活動費に充当したと主張している。これに準じて活動費を計算し、原告の主張する金額の100%を認め、残りの0%は原告の負担と主張している。また、原告が「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。	被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。被告は「政治活動費」を認める場合、具体的な活動費の発生時期を明確にする必要がある。			

別紙5. 民主市民クラブ主張整理表(人件費)

番号	氏名	年月日	経費	年度	契約書上の契約内容				契約書	原簿の記載(請求原因)	一般的行政事務の振替について	反証
					従業者数(年度の平均)	雇用期間	給料	職務内容				
626	甲9-40 山内 一子 161-101-1 107	427.11.30	人	427.4.1~428.3.31	月給70,000円	政治活動業務補助	指定選挙業務委託部分に関する調査、集票、集票箱持参準備業務に関する調査、集票、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査	50,000 450,000	5月1日より5月31日まで20日(各15万円)6月1日より15日(15,000円)16日より10日(15,000円)17日より10日(15,000円)18日より10日(15,000円)19日より10日(15,000円)20日より10日(15,000円)21日より10日(15,000円)22日より10日(15,000円)23日より10日(15,000円)24日より10日(15,000円)25日より10日(15,000円)26日より10日(15,000円)27日より10日(15,000円)28日より10日(15,000円)29日より10日(15,000円)30日より10日(15,000円)31日より10日(15,000円)	政治活動業務補助		
827	甲9-40 山内 一子 161-101-1 206	427.11.30	人	427.4.1~428.3.31	月給80,000円	政治活動業務補助	指定選挙業務委託部分に関する調査、集票、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査	100,000 900,000	5月1日より5月31日まで20日(各15万円)6月1日より15日(15,000円)16日より10日(15,000円)17日より10日(15,000円)18日より10日(15,000円)19日より10日(15,000円)20日より10日(15,000円)21日より10日(15,000円)22日より10日(15,000円)23日より10日(15,000円)24日より10日(15,000円)25日より10日(15,000円)26日より10日(15,000円)27日より10日(15,000円)28日より10日(15,000円)29日より10日(15,000円)30日より10日(15,000円)31日より10日(15,000円)	政治活動業務補助		
828	甲9-40 山内 一子 161-101-1 163	427.11.30	人	427.8.1~428.1.30	月給100,000円(交通費含む)	政治活動業務補助	指定選挙業務委託部分に関する調査、集票、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査	40,000 920,000	8月1日より8月31日まで1か月(100,000円)9月1日より8日(80,000円)9月9日より16日(80,000円)9月17日より24日(80,000円)9月25日より10月2日まで10日間(80,000円)	政治活動業務補助		
829	甲9-40 佐藤 栄 164	427.12.31	人	427.4~	時給1,500円	政治活動業務補助	指定選挙業務委託部分に関する調査、集票、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査	82,500 982,500	4月から5月まで2か月(各41,250円)6月から7月まで2か月(各41,250円)8月から9月まで2か月(各41,250円)10月から11月まで2か月(各41,250円)12月から1月まで2か月(各41,250円)	政治活動業務補助		
830	甲9-40 佐藤 栄 165	427.12.31	人	427.4~	時給1,500円	政治活動業務補助	指定選挙業務委託部分に関する調査、集票、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査	82,500 982,500	4月から5月まで2か月(各41,250円)6月から7月まで2か月(各41,250円)8月から9月まで2か月(各41,250円)10月から11月まで2か月(各41,250円)12月から1月まで2か月(各41,250円)	政治活動業務補助		
831	甲9-40 山田 みゆ 166-167	427.12.31	人	427.5.1~428.3.31	時給1,000円	政治活動業務補助	指定選挙業務委託部分に関する調査、集票、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査	48,000 948,000	5月1日より5月31日まで1か月(100,000円)6月1日より10日(100,000円)6月11日より15日(100,000円)6月16日より20日(100,000円)6月21日より25日(100,000円)6月26日より30日(100,000円)7月1日より10日(100,000円)7月11日より15日(100,000円)7月16日より20日(100,000円)7月21日より25日(100,000円)7月26日より30日(100,000円)8月1日より10日(100,000円)8月11日より15日(100,000円)8月16日より20日(100,000円)8月21日より25日(100,000円)8月26日より30日(100,000円)9月1日より10日(100,000円)9月11日より15日(100,000円)9月16日より20日(100,000円)9月21日より25日(100,000円)9月26日より30日(100,000円)	政治活動業務補助		
832	甲9-40 山内 一子 168-171	427.12.31	人	427.4.1~428.3.31	時給800円	政治活動業務補助	指定選挙業務委託部分に関する調査、集票、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査	33,600 433,600	4月1日より4月30日まで1か月(80,000円)5月1日より5月31日まで1か月(80,000円)6月1日より6月30日まで1か月(80,000円)7月1日より7月31日まで1か月(80,000円)8月1日より8月31日まで1か月(80,000円)9月1日より9月30日まで1か月(80,000円)10月1日より10月31日まで1か月(80,000円)11月1日より11月30日まで1か月(80,000円)12月1日より12月31日まで1か月(80,000円)	政治活動業務補助		
833	甲9-40 山内 一子 169-172	427.12.31	人	427.4.1~428.3.31	時給800円	政治活動業務補助	指定選挙業務委託部分に関する調査、集票、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査、集票箱持参準備業務に関する調査	30,000 430,000	4月1日より4月30日まで1か月(80,000円)5月1日より5月31日まで1か月(80,000円)6月1日より6月30日まで1か月(80,000円)7月1日より7月31日まで1か月(80,000円)8月1日より8月31日まで1か月(80,000円)9月1日より9月30日まで1か月(80,000円)10月1日より10月31日まで1か月(80,000円)11月1日より11月30日まで1か月(80,000円)12月1日より12月31日まで1か月(80,000円)	政治活動業務補助		

別紙5
民主市民クラブ主張整理表(人件費)

番号	区	氏名	年月日	経費	用途(用途別)	契約書上の契約内容	契約書上の契約内容	契約書上の契約内容	支払金額	充当額	投分	選挙区	現判書	原告の主張	被告・参加人の主張
634	甲9-40	170-173 松井 正一	H27.12.31	人	C	選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成	選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成	選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成	76,400	37,600	48%	西Bの3	4月から5月までの期間800円(1500円)を毎月1回、1名は月16日10万円、1名は月18日10万円、1名は月19日10万円をそれぞれ支給する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。	一般的に選挙活動の準備として、選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。	
635	甲9-40	174 齊藤 孝明	H27.12.31	人	A	選挙活動に関する活動補助	選挙活動に関する活動補助	選挙活動に関する活動補助	100,000	100,000	100%	西Bの1	4月から5月までの期間800円(1500円)を毎月1回、1名は月16日10万円、1名は月18日10万円、1名は月19日10万円をそれぞれ支給する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。	選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。	
636	甲9-40	175 齊藤 孝明	H27.12.31	人	B	選挙活動に関する活動補助	選挙活動に関する活動補助	選挙活動に関する活動補助	50,000	50,000	100%	西Bの2	4月から5月までの期間800円(1500円)を毎月1回、1名は月16日10万円、1名は月18日10万円、1名は月19日10万円をそれぞれ支給する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。	選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。	
637	甲9-40	176-177 加藤 正一	H27.12.31	人	A	選挙活動に関する活動補助	選挙活動に関する活動補助	選挙活動に関する活動補助	36,000	36,000	100%	西Bの1	4月から5月までの期間800円(1500円)を毎月1回、1名は月16日10万円、1名は月18日10万円、1名は月19日10万円をそれぞれ支給する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。	選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。	
638	甲9-40	178-179 加藤 正一	H27.12.31	人	B	選挙活動に関する活動補助	選挙活動に関する活動補助	選挙活動に関する活動補助	36,000	36,000	100%	西Bの2	4月から5月までの期間800円(1500円)を毎月1回、1名は月16日10万円、1名は月18日10万円、1名は月19日10万円をそれぞれ支給する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。	選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。	
639	甲9-40	180-181 加藤 正一	H27.12.31	人	C	選挙活動に関する活動補助	選挙活動に関する活動補助	選挙活動に関する活動補助	36,000	36,000	100%	西Bの3	4月から5月までの期間800円(1500円)を毎月1回、1名は月16日10万円、1名は月18日10万円、1名は月19日10万円をそれぞれ支給する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。	選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。	
640	甲9-40	182-183 船山 孝雄	H27.12.31	人	A	選挙活動に関する活動補助	選挙活動に関する活動補助	選挙活動に関する活動補助	50,000	50,000	100%	西Bの1	4月から5月までの期間800円(1500円)を毎月1回、1名は月16日10万円、1名は月18日10万円、1名は月19日10万円をそれぞれ支給する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。	選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。選挙活動に関する活動補助並びに関係者の作成に使用する。	

別紙5 民主市民クラブ主張整理表(人件費)

番号	姓 氏	年月日	経費 使途	議員名(種別) (種別は特記)	契約書上の契約内容		契約書上の記載内容		支出金額	充当額	投分 割合	議決金額	契約書	原告の主張		被告・参加人の主張	
					業務内容	総料	業務上の記載内容	一般的外部的事実の推察(請求原因)						一般的外部的事実の推察(指示)について	反証		
649	1178	199-40			A	H27. 4. 1~H28. 3. 31	月給100,000円	政治活動業務補助	100,000	100%	¥100,000	月B4の1	4月1日から4月30日まで日給48,000円(名義雇用。1名は4月16日45,000円)の計1,500,000円を要し、計4名(うち1名は4月16日付日給45,000円)が要する。名義雇用は、職員を、専ら政治活動業務補助のために雇用し、同意書のみを行っていたものであり、同意書が実質にない旨を主張している。原告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。				
650	1179	199-40			B	H27. 4. 1~H28. 3. 31	月給50,000円	政治活動業務補助	50,000	100%	¥50,000	月B4の2	4月1日から4月30日まで日給24,000円(名義雇用。1名は4月16日21,000円)の計1,200,000円を要し、計2名(うち1名は4月16日付日給21,000円)が要する。名義雇用は、職員を、専ら政治活動業務補助のために雇用し、同意書のみを行っていたものであり、同意書が実質にない旨を主張している。原告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。				
651	1180	199-40			A	H27. 4. 1~H28. 3. 31	時給1,500円	政治活動業務補助及び関係事項の作成	27,000	100%	¥27,000	月B5の1	4月1日から4月30日まで日給1,500円(名義雇用)として、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。				
652	1181	199-40			B	H27. 4. 1~H28. 3. 31	時給1,500円	政治活動業務補助	36,000	100%	¥36,000	月B5の2	4月1日から4月30日まで日給1,500円(名義雇用)として、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。				
653	1182	199-40			C	H27. 4. 1~H28. 3. 31	時給1,500円	政治活動業務補助及び関係事項の作成	36,000	100%	¥36,000	月B5の3	4月1日から4月30日まで日給1,500円(名義雇用)として、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。				
654	1183	204-109			A	H27. 4. 1~H28. 3. 31	月給70,000円	政治活動業務補助	50,000	100%	¥50,000	月B7の1	4月1日から4月30日まで日給70,000円(名義雇用。1名は4月16日63,000円)の計2,800,000円を要し、計4名(うち1名は4月16日付日給63,000円)が要する。名義雇用は、職員を、専ら政治活動業務補助のために雇用し、同意書のみを行っていたものであり、同意書が実質にない旨を主張している。原告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。				
655	1184	204-208			B	H27. 4. 1~H28. 3. 31	月給80,000円	政治活動業務補助	100,000	100%	¥100,000	月B7の2	4月1日から4月30日まで日給80,000円(名義雇用。1名は4月16日73,000円)の計3,200,000円を要し、計4名(うち1名は4月16日付日給73,000円)が要する。名義雇用は、職員を、専ら政治活動業務補助のために雇用し、同意書のみを行っていたものであり、同意書が実質にない旨を主張している。原告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。被告は、専ら政治活動業務補助のために要する経費として、名義雇用の費用を認め、政治活動業務補助の業務費用に含めるべきである。				

別紙5
民主市民クラブ主張整理表(人件費)

事号	種別	甲B-40 ページ (含む)	氏名	年月日	経費 使法	契約上の契約内容		実績上の記載内容	支払金額	充当額	割合	速記金額	契約書	原簿の主張	報告参加人の主張	
						従事者数(種別) 単位数(特定)	雇用期間								給料	一般的外部的事業の提示について
656	甲B-40	205	平水 幸三	H26.1.31	人	H27. 8. 1~H3 1. 4. 30	月給40,000円(交通費 含む)	政務活動に係る補助及び関係書類の作 成	40,000	40,000	100%	¥40,000	頁B9	4月から9月までの月平均で100%の政務活動補助費が支払われている。月平均100%の政務活動補助費が支払われているが、そのうち7月については給与支払の取扱いがなされている。7月については、100%の政務活動補助費が支払われていない。7月の政務活動補助費についても、100%の政務活動補助費が支払われていない。7月の政務活動補助費についても、100%の政務活動補助費が支払われていない。	平水幸三議員は、専ら政務活動に係る補助費を請求しているが、そのうち7月については給与支払の取扱いがなされている。7月については、100%の政務活動補助費が支払われていない。7月の政務活動補助費についても、100%の政務活動補助費が支払われていない。	
657	甲B-40	206	佐藤 栄	H26.2.29	人	H27. 4. ~	時給1,500円	政務活動補助	90,000	90,000	100%	¥90,000	頁B20	4月から9月までの月平均で100%の政務活動補助費が支払われている。月平均100%の政務活動補助費が支払われているが、そのうち7月については給与支払の取扱いがなされている。7月については、100%の政務活動補助費が支払われていない。7月の政務活動補助費についても、100%の政務活動補助費が支払われていない。	佐藤栄議員は、専ら政務活動に係る補助費を請求しているが、そのうち7月については給与支払の取扱いがなされている。7月については、100%の政務活動補助費が支払われていない。7月の政務活動補助費についても、100%の政務活動補助費が支払われていない。	
658	甲B-40	207	佐藤 栄	H26.2.29	人	H27. 4. ~	時給1,500円	政務活動補助	90,000	90,000	100%	¥90,000	頁B20	4月から9月までの月平均で100%の政務活動補助費が支払われている。月平均100%の政務活動補助費が支払われているが、そのうち7月については給与支払の取扱いがなされている。7月については、100%の政務活動補助費が支払われていない。7月の政務活動補助費についても、100%の政務活動補助費が支払われていない。	佐藤栄議員は、専ら政務活動に係る補助費を請求しているが、そのうち7月については給与支払の取扱いがなされている。7月については、100%の政務活動補助費が支払われていない。7月の政務活動補助費についても、100%の政務活動補助費が支払われていない。	
659	甲B-40	208-209	山田 みや こ	H26.2.29	人	H27. 5. 1~H2 8. 3. 31	時給1,000円	政務活動に関する事務補助	52,000	52,000	100%	¥52,000	頁B6	4月から9月までの月平均で100%の政務活動補助費が支払われている。月平均100%の政務活動補助費が支払われているが、そのうち7月については給与支払の取扱いがなされている。7月については、100%の政務活動補助費が支払われていない。7月の政務活動補助費についても、100%の政務活動補助費が支払われていない。	山田みよこ議員は、専ら政務活動に係る補助費を請求しているが、そのうち7月については給与支払の取扱いがなされている。7月については、100%の政務活動補助費が支払われていない。7月の政務活動補助費についても、100%の政務活動補助費が支払われていない。	
660	甲B-40	210-213	松井 正一	H26.2.29	人	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	時給900円	政務活動に関する事務補助並びに関係 書類の作成	45,200	24,000	48%	¥24,000	頁B30	4月から9月までの月平均で100%の政務活動補助費が支払われている。月平均100%の政務活動補助費が支払われているが、そのうち7月については給与支払の取扱いがなされている。7月については、100%の政務活動補助費が支払われていない。7月の政務活動補助費についても、100%の政務活動補助費が支払われていない。	松井正一議員は、専ら政務活動に係る補助費を請求しているが、そのうち7月については給与支払の取扱いがなされている。7月については、100%の政務活動補助費が支払われていない。7月の政務活動補助費についても、100%の政務活動補助費が支払われていない。	
661	甲B-40	211-214	松井 正一	H26.2.29	人	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	時給800円	政務活動に関する事務補助並びに関係 書類の作成	53,200	26,400	50%	¥26,400	頁B30	4月から9月までの月平均で100%の政務活動補助費が支払われている。月平均100%の政務活動補助費が支払われているが、そのうち7月については給与支払の取扱いがなされている。7月については、100%の政務活動補助費が支払われていない。7月の政務活動補助費についても、100%の政務活動補助費が支払われていない。	松井正一議員は、専ら政務活動に係る補助費を請求しているが、そのうち7月については給与支払の取扱いがなされている。7月については、100%の政務活動補助費が支払われていない。7月の政務活動補助費についても、100%の政務活動補助費が支払われていない。	
662	甲B-40	215-215	松井 正一	H26.2.29	人	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	時給800円	政務活動に関する事務補助並びに関係 書類の作成	42,000	20,800	50%	¥20,800	頁B30	4月から9月までの月平均で100%の政務活動補助費が支払われている。月平均100%の政務活動補助費が支払われているが、そのうち7月については給与支払の取扱いがなされている。7月については、100%の政務活動補助費が支払われていない。7月の政務活動補助費についても、100%の政務活動補助費が支払われていない。	松井正一議員は、専ら政務活動に係る補助費を請求しているが、そのうち7月については給与支払の取扱いがなされている。7月については、100%の政務活動補助費が支払われていない。7月の政務活動補助費についても、100%の政務活動補助費が支払われていない。	
663	甲B-40	216	河野 孝明	H26.2.29	人	H27. 4. 1~H2 8. 3. 31	月給100,000円	政務活動業務補助	100,000	100,000	100%	¥100,000	頁B40	4月から9月までの月平均で100%の政務活動補助費が支払われている。月平均100%の政務活動補助費が支払われているが、そのうち7月については給与支払の取扱いがなされている。7月については、100%の政務活動補助費が支払われていない。7月の政務活動補助費についても、100%の政務活動補助費が支払われていない。	河野孝明議員は、専ら政務活動に係る補助費を請求しているが、そのうち7月については給与支払の取扱いがなされている。7月については、100%の政務活動補助費が支払われていない。7月の政務活動補助費についても、100%の政務活動補助費が支払われていない。	

別紙5. 民主市民クラブ主張整理表(人件費)

番号	氏名	年月日	経費使途	投票数(候補の割合は別記)	契約書上の契約内容			実務上の記載内容	支出金額	充当額	採分	議決額	契約書	原告の主張	被告・参加人の主張
					業用期間	給料	職務内容								
672	佐藤 栄	H26.3.31	人	B	H27. 4. 1~H28. 3. 31	時給1,500円	政治活動補助	実務者なし(須原委員のみ)	99,000	100%	499,000	丙B-2の2	4月から5月までの経費を算用しているが、金額も毎月異なり、4月が50,000円、5月が100,000円、6月が150,000円、7月が200,000円、8月が250,000円、9月が300,000円、10月が350,000円、11月が400,000円、12月が450,000円と、毎月50,000円ずつ増加している。被告は、原告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。原告は、被告が原告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。原告は、被告が原告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。	佐藤委員は、議員Bを、専ら政治活動補助業務のために雇用し、同委員のみを任用してはならない旨の指示を受けている。	
673	山田 幸や	H26.3.31	人	A	H27. 4. 1~H28. 3. 31	時給800円	政治活動に関する事務補助	実務者なし(須原委員のみ)	80,000	100%	460,000	丙B-6	5月及び6月2日と7月2日の計3回、5月及び6月2日の合計2回、7月2日の合計1回、計5回、原告の主張を認め、毎月80,000円を支給する義務を負うと主張している。被告は、原告の主張を認め、毎月80,000円を支給する義務を負うと主張している。被告は、原告の主張を認め、毎月80,000円を支給する義務を負うと主張している。	山田委員は、専ら政治活動補助業務のために雇用し、同委員のみを任用してはならない旨の指示を受けている。	
674	松井 正一	H26.3.31	人	A	H27. 4. 1~H28. 3. 31	時給800円	政治活動に関する事務補助並びに関係書類の作成	政治活動委員の監視補助、果敢への取組	50,800	4%	424,800	丙B-9の1	4月から5月までの経費を算用しているが、金額も毎月異なり、4月が50,000円、5月が100,000円、6月が150,000円、7月が200,000円、8月が250,000円、9月が300,000円、10月が350,000円、11月が400,000円、12月が450,000円と、毎月50,000円ずつ増加している。被告は、原告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。原告は、被告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。原告は、被告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。	松井委員は、議員Bに、政治活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させている。同委員は、政治活動補助業務に専ら従事することを求め、被告は、松井委員の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。被告は、原告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。	
675	松井 正一	H26.3.31	人	B	H27. 4. 1~H28. 3. 31	時給800円	政治活動に関する事務補助並びに関係書類の作成	政治活動委員の監視補助、果敢への取組	56,000	5%	428,800	丙B-9の2	4月から5月までの経費を算用しているが、金額も毎月異なり、4月が50,000円、5月が100,000円、6月が150,000円、7月が200,000円、8月が250,000円、9月が300,000円、10月が350,000円、11月が400,000円、12月が450,000円と、毎月50,000円ずつ増加している。被告は、原告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。原告は、被告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。原告は、被告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。	松井委員は、議員Bに、政治活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させている。同委員は、政治活動補助業務に専ら従事することを求め、被告は、松井委員の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。被告は、原告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。	
676	松井 正一	H26.3.31	人	C	H27. 4. 1~H28. 3. 31	時給800円	政治活動に関する事務補助並びに関係書類の作成	政治活動委員の監視補助、果敢への取組	61,600	4%	430,400	丙B-9の3	4月から5月までの経費を算用しているが、金額も毎月異なり、4月が50,000円、5月が100,000円、6月が150,000円、7月が200,000円、8月が250,000円、9月が300,000円、10月が350,000円、11月が400,000円、12月が450,000円と、毎月50,000円ずつ増加している。被告は、原告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。原告は、被告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。原告は、被告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。	松井委員は、議員Bに、政治活動補助業務とそれ以外の業務を兼務させている。同委員は、政治活動補助業務に専ら従事することを求め、被告は、松井委員の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。被告は、原告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。	
677	斎藤 幸明	H26.3.31	人	A	H27. 4. 1~H28. 3. 31	月給100,000円	政治活動補助業務	政治活動委員の監視補助、果敢への取組	100,000	100%	410,000	丙B-4の1	4月から5月までの経費を算用しているが、金額も毎月異なり、4月が100,000円、5月が150,000円、6月が200,000円、7月が250,000円、8月が300,000円、9月が350,000円、10月が400,000円、11月が450,000円、12月が500,000円と、毎月50,000円ずつ増加している。被告は、原告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。原告は、被告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。原告は、被告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。	斎藤委員は、議員Bを、専ら政治活動補助業務のために雇用し、同委員のみを任用してはならない旨の指示を受けている。同委員は、政治活動補助業務に専ら従事することを求め、被告は、斎藤委員の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。被告は、原告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。	
678	斎藤 幸明	H26.3.31	人	B	H27. 4. 1~H28. 3. 31	月給50,000円	政治活動補助業務	政治活動委員の監視補助、果敢への取組	50,000	100%	460,000	丙B-4の2	4月から5月までの経費を算用しているが、金額も毎月異なり、4月が50,000円、5月が100,000円、6月が150,000円、7月が200,000円、8月が250,000円、9月が300,000円、10月が350,000円、11月が400,000円、12月が450,000円と、毎月50,000円ずつ増加している。被告は、原告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。原告は、被告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。原告は、被告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。	斎藤委員は、議員Bを、専ら政治活動補助業務のために雇用し、同委員のみを任用してはならない旨の指示を受けている。同委員は、政治活動補助業務に専ら従事することを求め、被告は、斎藤委員の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。被告は、原告の主張を認め、毎月50,000円を支給する義務を負うと主張している。	
679	加藤 正一	H26.3.31	人	A	H27. 4. 1~H28. 3. 31	時給1,000円	政治活動補助業務並びに関係書類の作成	政治活動委員の監視補助、果敢への取組	36,000	10%	434,000	丙B-10	4月から5月までの経費を算用しているが、金額も毎月異なり、4月が36,000円、5月が72,000円、6月が108,000円、7月が144,000円、8月が180,000円、9月が216,000円、10月が252,000円、11月が288,000円、12月が324,000円と、毎月36,000円ずつ増加している。被告は、原告の主張を認め、毎月36,000円を支給する義務を負うと主張している。原告は、被告の主張を認め、毎月36,000円を支給する義務を負うと主張している。原告は、被告の主張を認め、毎月36,000円を支給する義務を負うと主張している。	加藤委員は、議員Bを、専ら政治活動補助業務のために雇用し、同委員のみを任用してはならない旨の指示を受けている。同委員は、政治活動補助業務に専ら従事することを求め、被告は、加藤委員の主張を認め、毎月36,000円を支給する義務を負うと主張している。被告は、原告の主張を認め、毎月36,000円を支給する義務を負うと主張している。	

別紙5-
民主市民クラブ主催整理表(人件費)

番号	氏名	年月日	経費	用途	契約書上の契約内容		契約内容	実務上の記載内容	支払金額	充当額	控分	控分率	契約書 番号	原告の主張 一般的法的事実の提示(請求原因)	被告・参加人の主張 一般的法的事実の提示について	
					経費	期間										
880	加藤 正一	H28.3.31	人	B	H27. 4. 1～H2 8. 3. 31	給料	政治団体に係る事務補助及び関係書類の作成	政治活動補助業務	38,000	38,000	100%		4月から5月までの日8時間計1,500円(うち名義理事費用として100円)を、6月1日から8月31日まで日8時間計1,500円(うち名義理事費用として100円)を、9月1日から12月31日まで日8時間計1,500円(うち名義理事費用として100円)を支払うこととする。また、5月1日から5月31日までの間は、4月30日までの給与を5割減額して支払うこととする。	加藤正一議員は、議員名義、専ら政治活動補助業務のため、同議員が業務に就いた日は、「政治活動補助業務」に就いたと認められる。したがって、原告は「政治活動補助業務」に関する業務に就いたと認められる。よって、原告は、被告に対して、政治活動補助業務に関する給与を支払うよう請求する。被告は、原告の請求を認めない。被告は、原告の請求を認めない。被告は、原告の請求を認めない。	返証	
881	加藤 正一	H28.3.31	人	C	H27. 4. 1～H2 8. 3. 31	給料	政治団体に係る事務補助及び関係書類の作成	政治活動補助業務	38,000	38,000	100%		4月から5月までの日8時間計1,500円(うち名義理事費用として100円)を、6月1日から8月31日まで日8時間計1,500円(うち名義理事費用として100円)を、9月1日から12月31日まで日8時間計1,500円(うち名義理事費用として100円)を支払うこととする。また、5月1日から5月31日までの間は、4月30日までの給与を5割減額して支払うこととする。	加藤正一議員は、議員名義、専ら政治活動補助業務のため、同議員が業務に就いた日は、「政治活動補助業務」に就いたと認められる。したがって、原告は「政治活動補助業務」に関する業務に就いたと認められる。よって、原告は、被告に対して、政治活動補助業務に関する給与を支払うよう請求する。被告は、原告の請求を認めない。被告は、原告の請求を認めない。被告は、原告の請求を認めない。		
882	船山 幸雄	H28.3.31	人	A	H27. 4. 1～H2 8. 3. 31	月給70,000円	政治団体に係る事務補助	政治活動補助業務	50,000	50,000	100%		5月1日から5月31日までの間は、50,000円を支払うこととする。また、5月1日から5月31日までの間は、50,000円を支払うこととする。また、5月1日から5月31日までの間は、50,000円を支払うこととする。	船山幸雄議員は、議員名義、専ら政治活動補助業務のため、同議員が業務に就いた日は、「政治活動補助業務」に就いたと認められる。したがって、原告は「政治活動補助業務」に関する業務に就いたと認められる。よって、原告は、被告に対して、政治活動補助業務に関する給与を支払うよう請求する。被告は、原告の請求を認めない。被告は、原告の請求を認めない。被告は、原告の請求を認めない。		
883	船山 幸雄	H28.3.31	人	B	H27. 4. 1～H2 8. 3. 31	月給80,000円	政治団体に係る事務補助	政治活動補助業務	100,000	100,000	100%		5月1日から5月31日までの間は、80,000円を支払うこととする。また、5月1日から5月31日までの間は、80,000円を支払うこととする。また、5月1日から5月31日までの間は、80,000円を支払うこととする。	船山幸雄議員は、議員名義、専ら政治活動補助業務のため、同議員が業務に就いた日は、「政治活動補助業務」に就いたと認められる。したがって、原告は「政治活動補助業務」に関する業務に就いたと認められる。よって、原告は、被告に対して、政治活動補助業務に関する給与を支払うよう請求する。被告は、原告の請求を認めない。被告は、原告の請求を認めない。被告は、原告の請求を認めない。		
884	平本 ちさ子	H28.3.31	人	1	H27. 8. 1～H3 1. 4. 30	月給40,000円(交通費含む)	政治団体に係る事務補助及び関係書類の作成	政治活動補助業務	40,000	40,000	100%		8月から5月までの間は、40,000円を支払うこととする。また、8月から5月までの間は、40,000円を支払うこととする。また、8月から5月までの間は、40,000円を支払うこととする。	平本ちさ子議員は、議員名義、専ら政治活動補助業務のため、同議員が業務に就いた日は、「政治活動補助業務」に就いたと認められる。したがって、原告は「政治活動補助業務」に関する業務に就いたと認められる。よって、原告は、被告に対して、政治活動補助業務に関する給与を支払うよう請求する。被告は、原告の請求を認めない。被告は、原告の請求を認めない。被告は、原告の請求を認めない。		
計													9,885,500	9,885,500	9,885,500	

・月単位の給与の支払日は対象月月末としている。

これは正本である。

令和2年9月30日

宇都宮地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 鈴木珠美

